

# 図解 京都メカニズム

2009年8月 第11版

第48回CDM理事会及び第16回JI監督委員会決定までを反映(京都議定書の要約付き)

# 目次

## 1. 京都議定書

- 1-1. 概要 p1
- 1-2. 経緯 p2
- 1-3. 附属書 I 国リスト p3

## 2. 京都メカニズムの概要

- 2-1. クリーン開発メカニズム(CDM) p4
- 2-2. 共同実施(JI) p5
- 2-3. 国際排出量取引 p6

## 3. CDMの手続きの流れ p8

## 4. CDMの関係主体

- 4-1. CMP(京都議定書の締約国会合) p10
- 4-2. DNA(指定国家機関) p10
- 4-3. CDM理事会 p11
- 4-4. パネル・ワーキンググループ p13
- 4-5. DOE(指定運営組織) p14
- 4-6. プロジェクト参加者 p16
- 4-7. プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡手順 p17

## 5. CDMプロジェクトの条件 p19

## 6. PDDの作成

- 6-1. PDD作成の流れ p21
- 6-2. PDD関連用紙の種類 p22

## 7. ベースライン

- 7-1. ベースラインと追加性の概念 p23
- 7-2. ベースライン・シナリオ p24
- 7-3. ベースライン方法論 p25
- 7-4. 追加性の実証・評価ツール p26
- 7-5. ベースライン方法論等の新規提案・改定 p28
- 7-6. DOEから方法論パネルへの承認済み方法論の適用に関する追加説明の要請手順 p29

## 8. プロジェクト開始日とクレジット期間

- 8-1. CDMプロジェクトの開始日 p30
- 8-2. クレジット期間 p32

## 9. PDDの他の項目

- 9-1. プロジェクト・バウンダリーとリーケージ p34
- 9-2. モニタリング p34

## 10. 関係締約国からの承認 p35

## 11. CDMプロジェクトの有効化審査

- 11-1. 有効化審査(validation)の手順 p36
- 11-2. 有効化審査(validation)の要件 p37

## 12. CDMプロジェクトの登録

- 12-1. 登録の手順 p38
- 12-2. 登録再審査の手順 p39
- 12-3. 登録料 p40

## 13. CDMプロジェクト実施後の変更

- 13-1. モニタリング計画の変更 p41
- 13-2. 登録済みPDDの記載内容からの変更 p42

# 目次

## 14. CERの検証・認証・発行

14-1. CERの検証・認証・発行の手順 p43

14-2. CER発行再審査の手順 p45

## 15. 逸脱(deviation)要請の手順 p46

## 16. CERの分配 p47

## 17. クレジット期間の更新 p48

## 18. 小規模CDM (SSC)

18-1. 小規模CDMの定義 p50

18-2. 簡易化されたルール・手続き p52

18-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化) p53

## 19. 新規植林・再植林(A/R) CDM

19-1. A/R CDMの概要 p54

19-2. A/R CDMの非永続性 (tCER及びICER) p55

19-3. 小規模A/R CDM p58

## 20. プログラムCDM p59

## 21. 共同実施(JI)

21-1. JIの手続きの流れ p60

21-2. JIの関係主体 p62

21-3. JIのルール(CDMとの違い等) p64

21-4. JI PDDとベースライン p65

21-5. 有効性決定の手順 p66

21-6. 排出削減量(又は吸収増大量)の検証の手順 p67

## 22. 国際排出量取引

22-1. 国際排出量取引の概要 p68

22-2. 約束期間リザーブ(CPR) p69

22-3. グリーン投資スキーム(GIS) p70

## 23. 京都ユニットの管理システム

23-1. 国別登録簿 p71

23-2. CDM登録簿 p73

23-3. 国際取引ログ(ITL) p74

## 24. 京都メカニズム活用の際の留意事項

24-1. 京都メカニズムの参加資格 p75

24-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限 p76

24-3. 京都ユニットの繰り越し制限 p77

24-4. 国が不遵守の場合の制限 p77

## 25. 京都ユニットの管理の流れ

25-1. 京都ユニットの発行、取得・移転 p78

25-2. 京都ユニットの償却、繰り越し p79

25-3. 附属書 I 国の吸収量の算定方法 p80

## 26. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

26-1. 日本の国内制度の進捗状況 p83

26-2. 日本の国別登録簿 p85

26-3. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス p87

26-4. クレジットの会計・税務処理 p89

## 参考資料 京都議定書の要約 p91

## 第10版(2009年2月)からの主な変更点 p102

## 用語集 p103

## 文書名の略称と正式名

本資料内略称例 [ ] 内	対応する文書番号又は正式文書名
KP 2条 パラ1(a)	京都議定書 (the Kyoto Protocol), 第2条, パラグラフ1(a)
CP/2001/13/Add2, p1 パラ2(a)	FCCC/CP/2001/13/Add.2, page1 パラグラフ2(a)
CMP/2005/8/Add1, p1 パラ2(a)	FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1, page1 パラグラフ2(a)
EB01 Rep, パラ2	Executive Board of the Clean Development Mechanism, 1 <sup>st</sup> Meeting Report, パラグラフ2
EB01 Anx2, パラ3	Executive Board of the Clean Development Mechanism, Annex 2 to the 1 <sup>st</sup> Meeting Report, パラグラフ3
PDD GL ver6.2, p1	Guidelines for Completing the Project Design Document (CDM-PDD), and the Proposed New Baseline and Monitoring Methodologies (CDM-NM) Version 06.2, page 1 (バージョン6.2が2006年12月19日に公開されている)
SSC GL ver5, p1	Guidelines for Completing CDM-SSC-PDD, F-CDM-SSC-Subm and F-CDM-SSC-BUNDLE, Version 05, page 1 (バージョン5が2007年9月14日に公開されている)
Glos ver4, p1	Glossary of CDM terms Version 04, page 1 (バージョン4が2008年8月2日に公開されている)
JISC01 Rep, パラ2	Joint Implementation Supervisory Committee, 1 <sup>st</sup> Meeting Report, パラグラフ2
JISC01 Anx2, パラ3	Joint Implementation Supervisory Committee, Annex 2 to the 1 <sup>st</sup> Meeting Report, パラグラフ3
JI Glos ver1, p1	Glossary of Joint Implementation terms Version 01, page 1 (バージョン1がJISC13 Anx8として公開されている)
Anx は Annex、Apx は Appendix、Att は Attachment、Ann は Annotation の略	
CDM M&P は CDM Modalities and Procedures (Annex to Decision 17/CP.7) (FCCC/CP/2001/13/Add.2, p26~41)のこと	
CDM A/R M&P は Modalities and Procedures for Afforestation and Reforestation project activities under the CDM (Annex to Decision 19/CP.9) (FCCC/CP/2003/6/Add.2, p16~27)のこと	
JI Guidelines は Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol (Annex to Decision 9/CMP.1) (FCCC/CMP/2005/8/Add.2, p3~9)のこと	

# 1. 京都議定書

## 1-1. 概要

- ◆ 京都議定書は、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された
- ◆ 気候変動枠組条約における附属書 I 国の温室効果ガス(GHG)排出量について、法的拘束力のある排出削減の数値目標を設定

温室効果ガスとして二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>の6種類を指定

気候変動枠組条約附属書 I 国は、主に先進国であるが、ロシア・東欧等(市場経済移行国)を含む

附属書 I 国は、2008～2012年の5年間(第1約束期間)に温室効果ガス排出量の上限が設定される

- ☞ 各国の初期割当量(Assigned Amount)は、以下によって計算される  
⇒ 「基準年排出量」×「排出削減数値目標」×5年
- ☞ 基準年排出量は1990年の温室効果ガスの排出量(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>については1995年の排出量としてもよい)  
⇒ 市場経済移行国のCO<sub>2</sub>の排出量については1990年以外の年を基準年としてもよい
- ☞ 国内での植林等の吸収源活動によるCO<sub>2</sub>の吸収増大量については、排出枠として割当量に加えることが可能

- ◆ 附属書 I 国の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム(3つ)を導入

共同実施  
(JI: Joint Implementation)  
〈京都議定書 第6条〉

クリーン開発メカニズム  
(CDM: Clean Development Mechanism)  
〈京都議定書 第12条〉

国際排出量取引  
(IET: International Emissions Trading)  
〈京都議定書 第17条〉

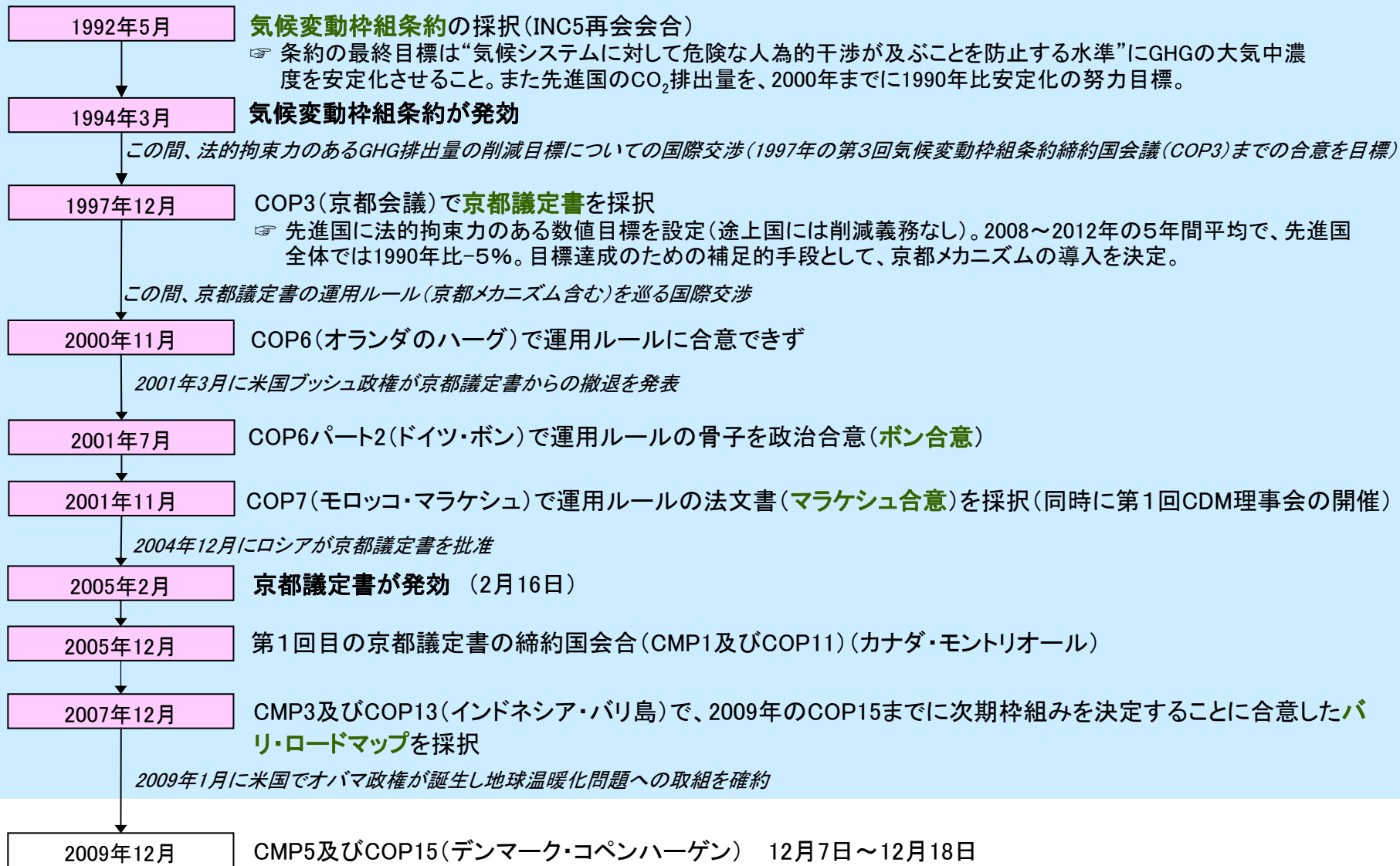
- ◆ 国だけでなく、事業者も京都メカニズムに参加することが可能 [CMP/2005/8/Ad2, p7 ㏪29][CMP/2005/8/Ad1, p13 ㏪33][CMP/2005/8/Ad2, p19 ㏪5]  
☞ 参加するためには、国が京都メカニズムへの参加資格を満たすことが必要 (24-1参照)

### 参考: 京都議定書の発効

- ☞ 京都議定書は、以下の気候変動枠組条約締約国が、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の90日後に発効する [KP 25条 ㏪1]  
⇒ 55ヶ国以上の締約国  
⇒ かつ、1990年の附属書 I 国のCO<sub>2</sub>総排出量のうち55%以上を占める附属書 I 国
- ☞ 京都議定書は2005年2月16日に発効した  
⇒ 2009年6月30日現在、186カ国と1つの地域経済統合機関(EEC)が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託している  
⇒ それらのうち、附属書 I 国の1990年の二酸化炭素の排出量合計は全附属書 I 国の排出量合計の63.7%

1-2. 経緯

◆ 京都議定書に関する国際交渉の経緯と予定



1-3. 附属書 I 国リスト

◆ 附属書 I 国の温室効果ガス排出量の排出削減の数値目標(基準年排出量比)及び初期割当量は以下の通り

⇒ EU加盟国(15ヶ国)については京都議定書上の目標は-8%であるが、各国の目標を再配分しており[Council decision of 25 April 2002 (2002/358/CE)] (京都議定書第4条で認められている)、その値を掲載している

EU加盟国(京都議定書採択時の15ヶ国)			市場経済移行国 (EIT)			左記以外の国		
国	目標	年平均割当量 ( )内は最大吸収量	国	目標	年平均割当量 ( )内は最大吸収量	国	目標	年平均割当量 ( )内は最大吸収量
ポルトガル	27.0%	76.4 (0.8)	ロシア	0%	3,323.4 (121.0)	アイスランド	10%	3.7 (0.0)
ギリシャ	25.0%	133.7 (0.3)	ウクライナ	0%	920.8 (4.1)	オーストラリア	8%	591.5 (0.0)
スペイン	15.0%	333.2 (2.5)	クロアチア	-5%	34.2 (1.0)	ノルウェー	1%	50.1 (1.5)
アイルランド	13.0%	62.8 (0.2)	ポーランド	-6%	529.6 (3.0)	ニュージーランド	0%	61.9 (0.7)
スウェーデン	4.0%	75.0 (2.1)	ルーマニア	-8%	256.0 (4.0)	カナダ	-6%	558.4 (44.0)
フィンランド	0.0%	71.0 (0.6)	チェコ	-8%	178.7 (1.2)	日本	-6%	1,185.7 (47.7)
フランス	0.0%	563.9 (3.2)	ブルガリア	-8%	122.0 (1.4)	米国	-7%	
オランダ	-6.0%	200.3 (0.0)	ハンガリー	-6%	108.5 (1.1)	スイス	-8%	48.6 (1.8)
イタリア	-6.5%	483.3 (0.7)	スロバキア	-8%	66.3 (1.8)	リヒテンシュタイン	-8%	0.2 (0.0)
ベルギー	-7.5%	134.8 (0.1)	リトアニア	-8%	45.5 (1.0)	モナコ	-8%	0.5 (0.0)
英国	-12.5%	682.4 (1.4)	エストニア	-8%	39.2 (0.4)	トルコ		
オーストリア	-13.0%	68.8 (2.3)	ラトビア	-8%	23.8 (1.2)			
デンマーク	-21.0%	55.4 (0.2)	スロベニア	-8%	18.7 (1.3)			
ドイツ	-21.0%	973.6 (4.5)	ベラルーシ	-8%	117.2 (0.0)			
ルクセンブルク	-28.0%	9.5 (0.0)						
EU15全体	-8.0%	3,936.5 (19.0)						

割当量及び最大吸収量の単位は百万t-CO<sub>2</sub>/年

⇒ 米国は京都議定書の批准・国連への寄託をしていない

⇒ 各国の割当量は、京都議定書7条4項に基づく初期報告書の値(25-1参照)。空欄は未提出。明朝体で示した国(クロアチア、ベラルーシ)はERT(専門家審査チーム)の合意前の数字。

⇒ 2009年7月11日時点で、米国、クロアチア、トルコ、ベラルーシ以外の国は京都メカニズム参加資格を有している

[[http://unfccc.int/files/kyoto\\_protocol/compliance/enforcement\\_branch/application/pdf/eligibility\\_list\\_090711.pdf](http://unfccc.int/files/kyoto_protocol/compliance/enforcement_branch/application/pdf/eligibility_list_090711.pdf)]

⇒ 最大吸収量は、京都議定書3条4項に基づいて国全体として計上可能な吸収量の最大値(25-3参照) [CMP/2005/8/Ad3, p9]。吸収量は排出枠として割当量に追加できる。

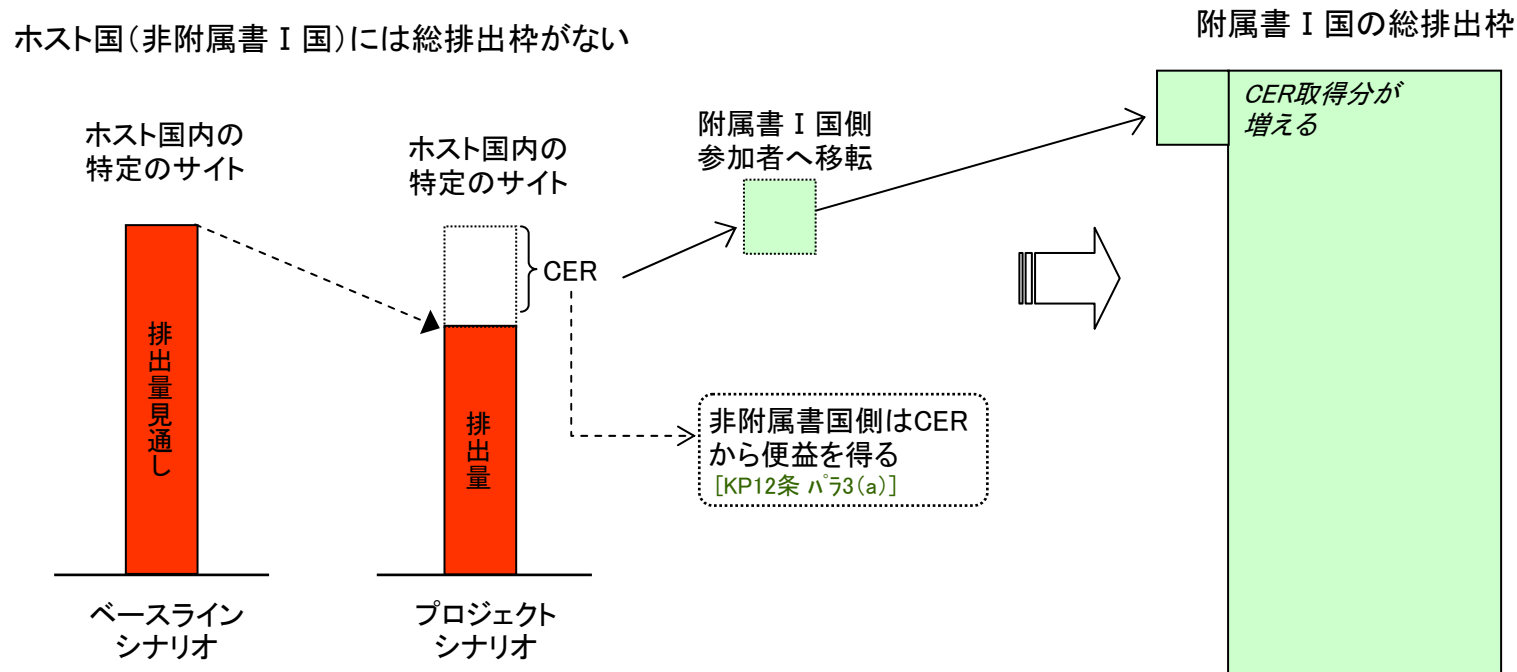
⇒ 1990年以外の年を基準年としている市場経済移行国は、ブルガリア(1988)、ハンガリー(1985~87平均)、ポーランド(1988)、ルーマニア(1989)、スロベニア(1986) [CP/1996/15/Ad1, p16 ㏪5]

⇒ クロアチア、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコについては、京都議定書附属書B国として削減目標があるが、気候変動枠組条約附属書 I 国ではない

## 2. 京都メカニズムの概要

### 2-1. クリーン開発メカニズム(CDM)

- ◆ 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 I 国が関与して、排出上限が設定されていない非附属書 I 国(途上国)において排出削減(又は吸収増大)プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいてクレジットが発行される
  - ☞ 実際にプロジェクトが行われる非附属書 I 国をホスト国と呼ぶ
  - ☞ CDMで発行されるクレジットをCER(Certified Emission Reduction)と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1, p7 パラ1(b)]
  - ☞ 排出削減はCDMプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP 12条 パラ5(c)]
- ◆ 附属書 I 国は京都議定書の数値目標達成のために、CERを活用可能 [KP 12条 パラ3(b)]
  - ☞ 結果として、附属書 I 国の総排出枠の量が増大する
  - ☞ CER発行には様々な審査が必要であり、第三者が関与し厳格に行われる
- ◆ 京都議定書の第1約束期間が始まる前にクレジットの発行が可能
  - ☞ 2000年~2007年の排出削減量に基づいて発行されたクレジットについても、附属書 I 国の数値目標達成に活用できる [KP 12条 パラ10]

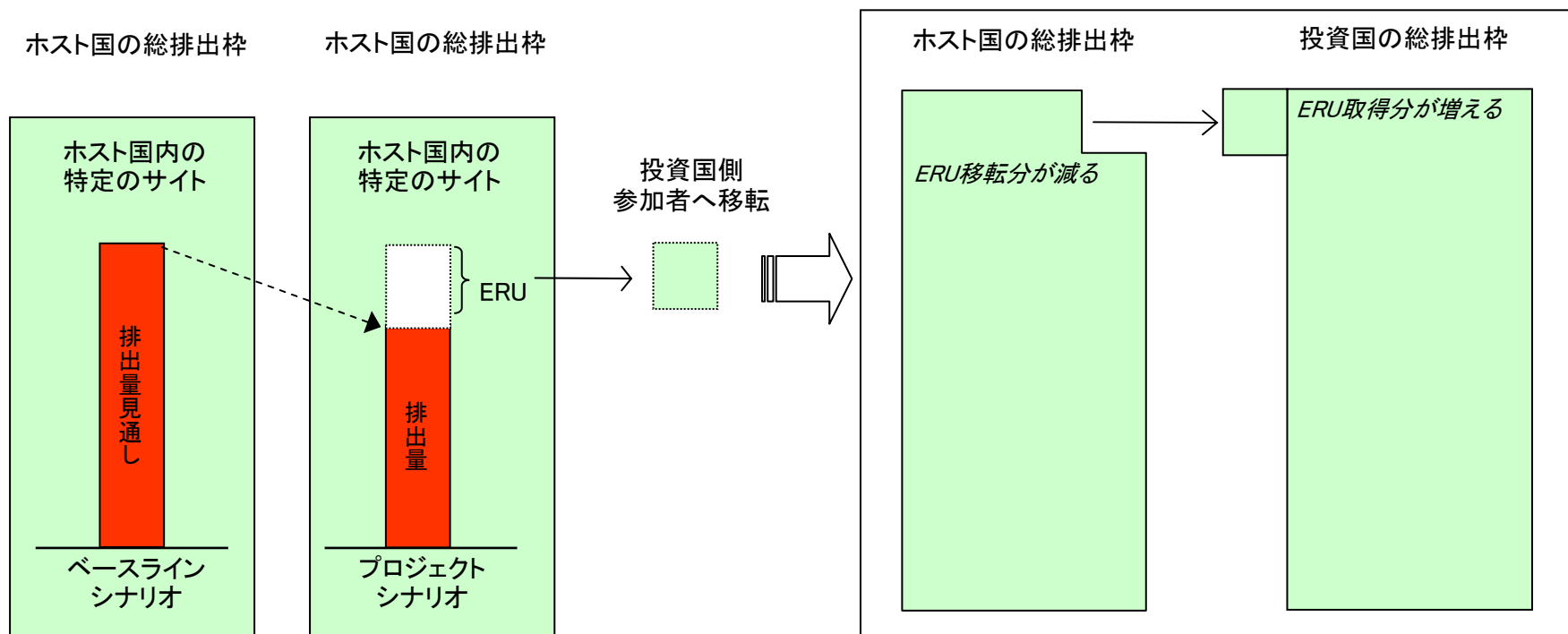




2-2. 共同実施(JI)

- ◆ 「共同実施(JI)」とは、京都議定書で第6条で規定されている活動の通称名
- ◆ 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書I国同士が協力して、附属書I国内において排出削減(又は吸収増大)プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいてクレジットが発行される
  - ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国と呼ぶ
  - ☞ 共同実施で発行されるクレジットをERU(Emission Reduction Unit)と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1, p7 パラ1(a)]
  - ☞ 排出削減又は吸収増大は、JIプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP 6条 パラ1(b)]
- ◆ ERUは京都議定書の数値目標達成に向けて活用可能 [KP 6条 パラ1]
  - ☞ 結果として、数値目標が設定されている(総排出枠が設定されている)附属書I国間での排出枠の取得・移転になるため、附属書I国全体としての総排出枠の量は変わらない
- ◆ ERUは2008年以降の削減分に対して発行される [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ5]

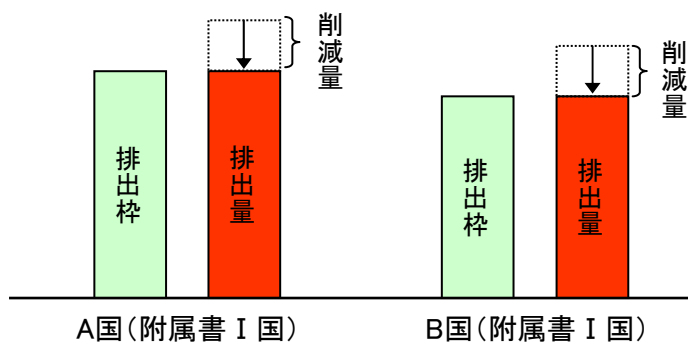
ホスト国・投資国(共に附属書I国)の総排出枠の合計は変わらない



2-3. 国際排出量取引

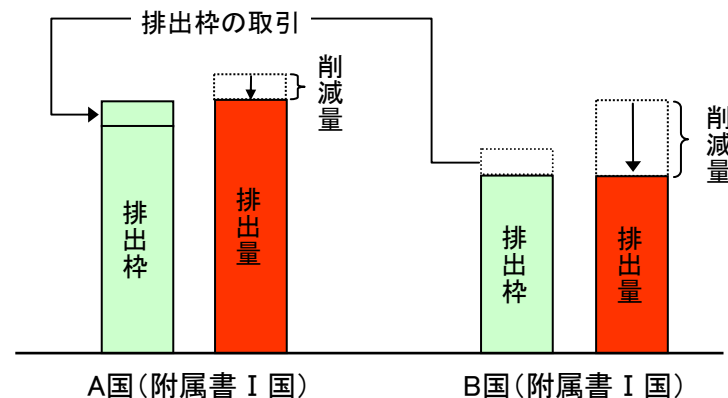
- ◆ 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 I 国間で、排出枠・クレジット(京都ユニット)の取得・移転(取引)を行うこと
  - ☞ 附属書 I 国合計の総排出枠の量は変わらない
  - ☞ 議定書附属書B国のみが国際排出量取引への参加が可能
- ◆ 市場メカニズムにより、理論的には目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる(下図参照)

国際排出量取引がない場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	-	-	-
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$400	\$200	\$600
排出枠売買	-	-	-
目標達成費用	\$400	\$200	\$600

国際排出量取引がある場合



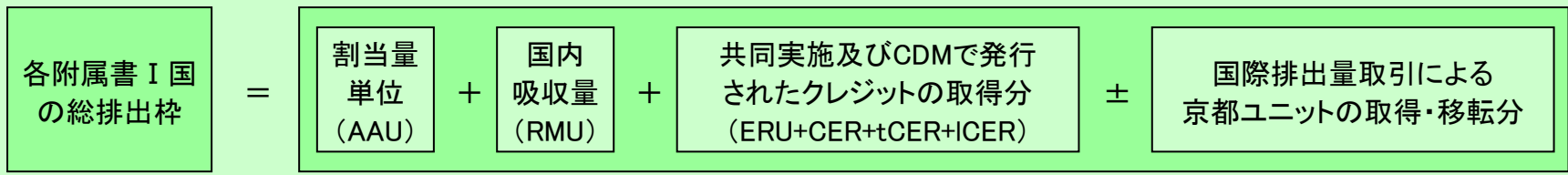
	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	-1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$200	\$300	\$500
排出枠売買	150	-150	0
目標達成費用	\$350	\$150	\$500

(注) B国はA国に排出枠1単位を\$150で販売するとした。  
ただし、取引のために必要なコストは考慮していない。

- ◆ 国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジット(京都ユニット)は、以下の5つ
  - ☞ 割当量単位 (Assigned Amount Unit : AAU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 ㏪㏻(c)]
    - ⇒ 附属書 I 国の総割当量は、基準年排出量と数値目標から算定される
  - ☞ (附属書 I 国における) 吸収源活動による吸収量 (Removal unit : RMU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 ㏪㏻(d)]
    - ⇒ 附属書 I 国の総吸収量は、新規植林・再植林 [CMP/2005/8/Ad3, p5 ㏪㏻(a)~(d)] 及び吸収源に関連した追加的活動 [CMP/2005/8/Ad3, p5 ㏪㏻(e)~(h)] による純吸収量から算定される
  - ☞ 共同実施で発行されるクレジットである ERU (Emission Reduction Unit)
  - ☞ CDM で発行されるクレジットである CER (Certified Emission Reduction)
  - ☞ 短期の期限付きクレジット (Temporary CER : tCER) ・長期の期限付きクレジット (long-term CER : ICER) (19-2 参照)
    - ⇒ tCER・ICER は新規植林と再植林 CDM で発行されるクレジットである [CMP/2005/8/Ad1, p62 ㏪㏻(g)~(h)]
- ◆ 京都ユニットの最小取引単位は、1t-CO<sub>2</sub>

参考：京都議定書の遵守評価

第1約束期間末における各附属書 I 国の温室効果ガスの総排出枠は以下の通り



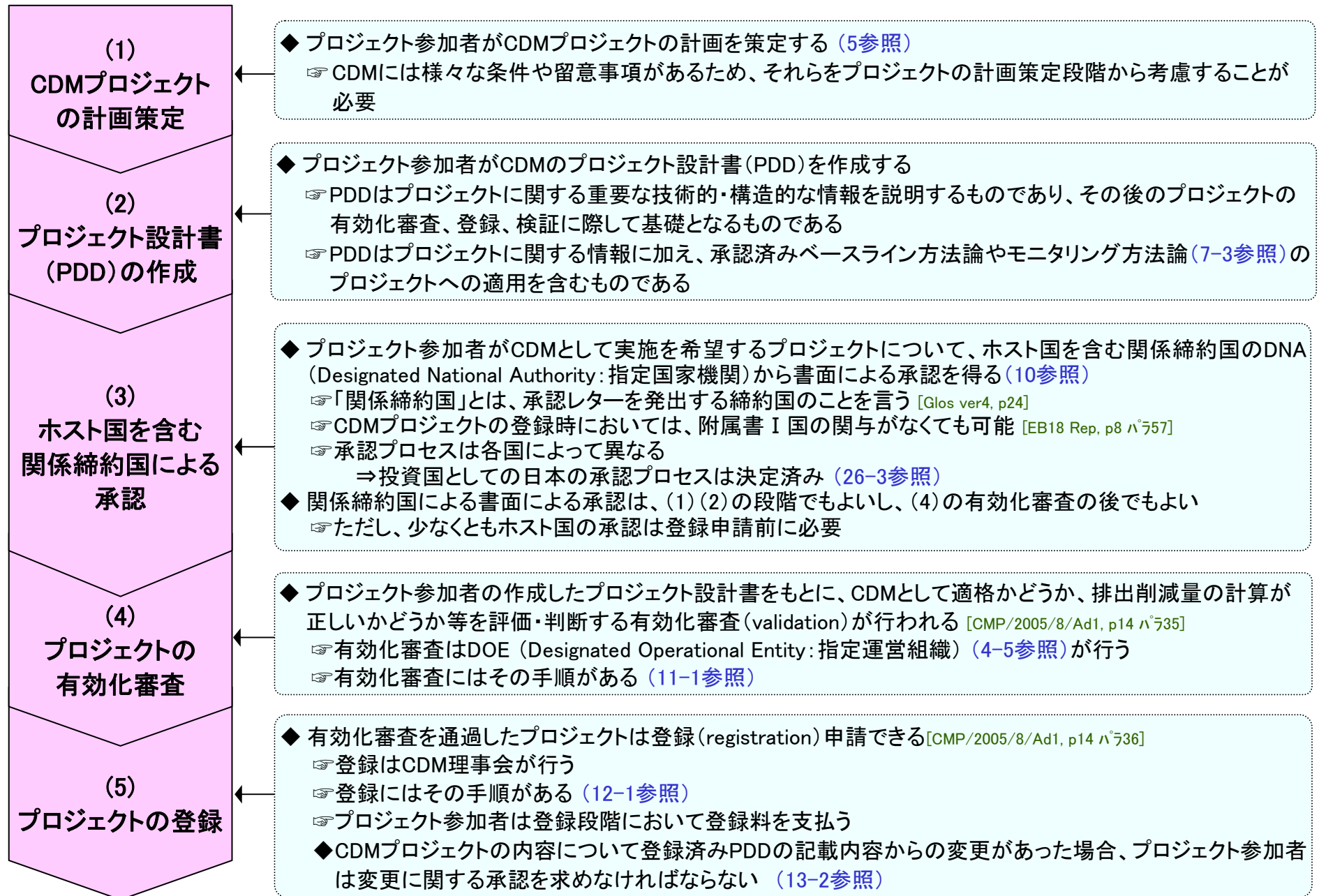
**繰り越し (Carry-over)**

- ◆ 第1約束期間の追加期間末において、附属書 I 国が「総排出枠」>「総排出量」となった場合、余剰の排出枠を次期約束期間に繰り越すことが可能である  
[CMP/2005/8/Ad2, p27 ㏪㏻15][CMP/2005/8/Ad2, p30 ㏪㏻36]
  - ☞ 追加期間とは CMP 指定日より 100 日間 (25-2 参照) [CMP/2005/8/Ad3, p101 XIII]
  - ☞ ただし、いくつかの制限がある (24-3 参照)

**不遵守時の帰結**

- ◆ 第1約束期間の追加期間末において、附属書 I 国が「総排出枠」<「総排出量」となった場合、その国は京都議定書不遵守と見なされる
- ◆ 不遵守となった附属書 I 国に対しては、以下の措置が講じられる  
[CMP/2005/8/Ad3, p102 ㏪㏻5]
  - ☞ 過剰に排出した量を 1.3 倍し、第2約束期間の総排出枠から差し引く
  - ☞ 遵守行動計画を作成する
  - ☞ 国際排出量取引によって京都ユニットを移転する資格を停止する

### 3. CDMの手続きの流れ





## 4. CDMの関係主体

### 4-1. CMP(京都議定書の締約国会合)

COPはConference of the Partiesの略、CMPはThe Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocolの略

- ◆ 京都議定書の締約国会合(CMP)は、CDMに関する最高意志決定機関である [EB47 Anx61 パラ2]
  - ☞ CMPは決定や決議の採択(CMP報告書によって公表される)によって、CDM理事会に対してガイダンスを与える
  - ☞ CMPは、実施手順のための基礎となり将来の意志決定のための参照となる決定を行い、方向性を設定する。CMPの決定は指令として位置づけられ、京都議定書の円滑な実施を確保するための義務的な要請又は規則となる。
  - ☞ CDM理事会のすべての決定はCMP決定に整合していることが必要
- ◆ CMPは、CDMの実施に関して、以下のような権限がある [CMP/2005/8/Ad1, p7 パラ2~4]
  - ☞ CDM全般のガイダンスを与える
  - ☞ CDM理事会(Executive Board :EB)の提言に基づいてCDMの手続き、その他必要事項について決定する
  - ☞ CDM理事会が認定した組織をDOE(Designated Operational Entity: 指定運営組織)に指定する
  - ☞ CDM理事会の年次報告書を審査する
  - ☞ CDMプロジェクトやDOEの地理的分布について検討する
  - ☞ その他

#### 参考: CDMの手続きの改定

[CMP/2005/8/Ad1, p6 パラ4]

- ☞ CDMの手続きに関する改定はCMPの規定に従って決定される
  - ⇒ 第1回目のレビューは第1約束期間終了後から1年以内に行う
  - ⇒ 第1回目のレビューは、必要があればCDM理事会及び(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う
  - ⇒ その後のレビューは定期的に行う
- ☞ いかなる改定も、既に登録されたCDMプロジェクトには影響を与えない

### 4-2. DNA(指定国家機関)

- ◆ 国や事業者がCDMに参加するためには、CDMのためのDNA(Designate National Authority: 指定国家機関)が設立されていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ29]
- ◆ CDMプロジェクトに関係する国のDNAが、CDMに対する自主的な参加に関する承認レターを発出する
  - ☞ ホスト国の承認レターには「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」ということの確認が含まれていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p15 パラ40(a)]
  - ☞ 承認のプロセスは各国によって異なる

4-3. CDM理事会

- ◆CDM理事会 (Executive Board: EB) は、CMPの権威とガイドンスに基づいてCDMの監督を行う [CMP/2005/8/Ad1, p8 パラ5]
- ◆CDM理事会の決定は、CMPの公式決定と整合していなければならない。また決定はCDM理事会報告及びアネックスによって公表され、それぞれの決定の性質によって階層がある。CDM理事会にはルール・メイキングとルール執行の両方の役割があるため、その決定は3種類に分けることができる。 [EB47 Anx61, パラ3,5]
  - ☞ 規制機関として機能するための、実施に関する決定
  - ☞ プロジェクトサイクル全体を通じた様式・手順の実施に際してCDMを監督するための、規制に関する決定
  - ☞ プロジェクト参加者及び/又は指定運営機関(DOE)による様式・手順の順守に関する裁定。
    - ⇒ 運営機関(OE)の認定及び暫定指定
    - ⇒ 方法論の承認
    - ⇒ CDMプロジェクトの登録
    - ⇒ CERの発行
- ◆CDM理事会理事及び理事代理のための行動規範がある [EN47 Anx62]

- CDM理事会の構成** [CMP/2005/8/Ad1, p9 パラ7~12]
- ☞ 理事は京都議定書締約国からの10名で構成
    - ⇒ 国連定義の5地域代表の5名、附属書 I 国2名、非附属書 I 国2名、小島嶼国1名
    - ⇒ 国連定義の5地域とは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧、西欧他
    - ⇒ 結果として、(アジア地域代表が日本から選出されない限り)10名のうち附属書 I 国から4名、非附属書 I 国から6名となる
    - ⇒ それぞれの理事について理事代理を置く
  - ☞ 理事と理事代理は、上記の各地域毎で指名された後、CMPIによって選出される
    - ⇒ 欠員補充の際も同様
  - ☞ 理事の任期は2年で、最大2期まで
    - ⇒ ただし任期には理事代理としての期間は含めない
  - ☞ 設立当初は理事と理事代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、CMPが毎年2年任期の理事と理事代理を各5名選出していく
  - ☞ 議長と副議長は、附属書 I 国及び非附属書 I 国から1人ずつ選ぶ
    - ⇒ 毎年、附属書 I 国の理事と非附属書 I 国の理事とが交替で就任する

- CDM理事会の開催・議決** [CMP/2005/8/Ad1, p10 パラ13~16]
- ☞ 年に3回以上会合を開催
  - ☞ 定足数は、附属書 I 国、非附属書 I 国それぞれ過半数以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席
  - ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した理事は投票していないものと見なされる
  - ☞ CDM理事会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能

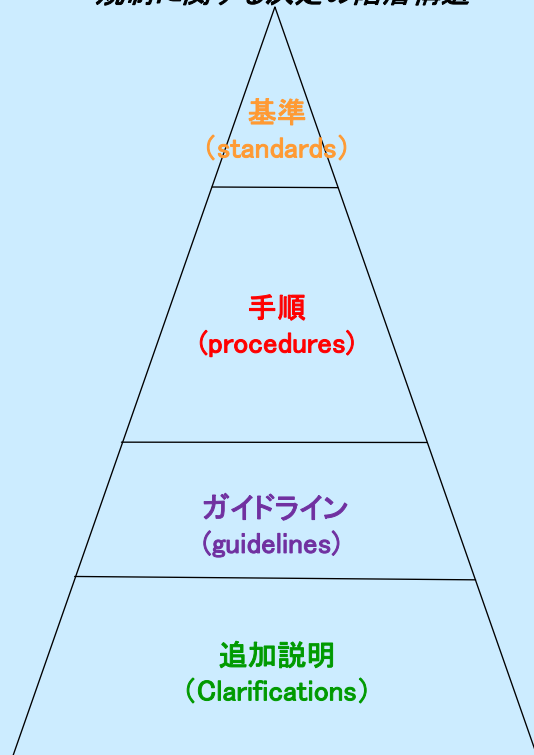
**実施に関する決定** [EB47 Anx61 ㏶4]

- ◆実施(及び管理)に関する決定は、CDM理事会の円滑な運営を確保するために行われ、以下のような事項を取り扱う。
  - ☞ 理事会議事次第、理事会スケジュール、理事会へのオブザーバーの参加、理事会及び/又はプロジェクトサイクルに関する文書の管理、予算と経営(経営活動計画、手数料その他)、作業計画及び優先順位、パネル・ワーキンググループ・専門家リスト・委員会及び/又は他の補助組織の設立、パブリックコメントの募集、技術報告書の委託、CDM理事会の運営と作業計画に関するCMPへの勧告と報告書の作成、運営・管理上の情報ノートやその他事項
- ◆実施に関する決定は、CDM理事会報告書及びアネックスにおいて、その他の関連文書とともにCDM理事会によって公表される

**規制に関する決定** [EB47 Anx61 ㏶5]

- ◆規制に関する決定はCDMの様式・手順の円滑な実施のために行われる。それらの決定はCDM理事会報告のアネックスに記載され、UNFCCCのCDMウェブサイトによって公表される

規制に関する決定の階層構造



**基準 (standards)** は必要な技能や能力のレベルを記述したものであり、技能や能力の評価を行う際に参照される。基準は、承認済み方法論や関連するツールを含むCDMプロジェクトに関するCMPの決定を一律に順守することを目的として設計される。

**手順 (procedures)** はCDMの様式・手順が求める具体的な事項を満たすために必要な行動を意味する。手順は、プロジェクト参加者とDOEが一律かつ調和した方法で効果的に成果を生み出すために、合意された事項を満たすために書かれるものである。手順は、監督機関としてのCMP及び/又は理事会が公表した決定や基準を一律に順守することができるように設計される。

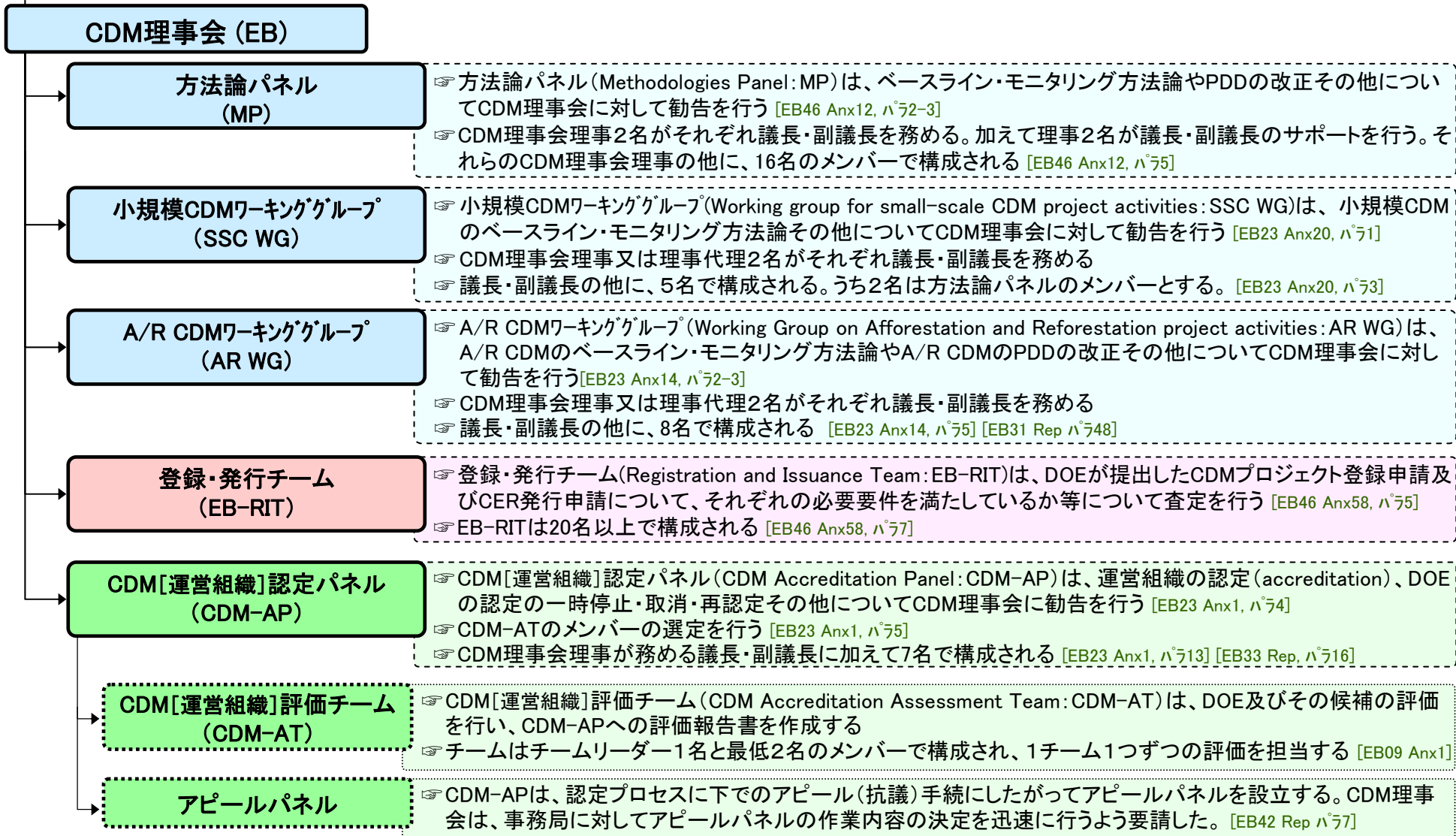
**ガイドライン (guidelines)** は基準や手順に記述されている必要事項を満たすために適用可能な方法等の補完的な情報である。ガイドラインは、CMP及び/又は理事会が公表した基準や手順を一律に順守することができるように設計される。

**追加説明 (clarifications)** は基準や手順に関連して解釈が難しい事項を明確化するために公表される。追加説明は、CMP及び/又は理事会が公表した基準や手順を一律に順守することができるように設計される。追加説明は暫定的な性格のものであり、そうした追加説明の内容を考慮して関連する基準や手順の改定を行っていく。



4-4. パネル・ワーキンググループ

- ◆ CDM理事会は、その役割を果たしていく上で、専門家からなる委員会、パネル、ワーキンググループを設置することができる。専門家の選定(UNFCCCの専門家リストも選定対象となる)に際しては、地域バランスを考慮しつつ、その役割を果たすために必要な専門能力を重視する。[CMP/2005/8/Ad1, p10 ㏪18]
- ◆ これまでに下記のパネル、ワーキンググループ(WG)が設置されている <<http://cdm.unfccc.int/EB/Panels>>



4-5. DOE (Designated Operational Entity: 指定運営組織)

- ◆ DOE (指定運営組織) とは、CDM理事会による認定 (accreditation) を受け、CMPから指定 (designation) される国内法人又は国際機関であり、以下の2つの機能を持っている
  - ☞ 提案されたCDMプロジェクトについて有効化審査を行い、引き続き登録申請を行う
  - ☞ 登録されたCDMプロジェクトの排出削減量を検証・認証し、CDM理事会に対してCER (Certified Emission Reduction) 発行の申請を行う
- ◆ DOEのリストはUNFCCCウェブサイトで公開されている<<http://cdm.unfccc.int/DOE/list/index.html>>
- ◆ CDM理事会に要請すれば、1つのDOEが、あるプロジェクトの有効化審査からCERの検証・認証まで実施することが認められる場合がある [CMP/2005/8/Ad1, p12 1727(e)]

公式文書においては、DOEに関する用語として、以下が使用されている

- ☞ 組織 (Entity) = 申請書提出前段階の組織
- ☞ 申請組織 (Applicant entity: AE) = 申請書を提出した組織
- ☞ 指定運営組織 (DOE) = CMPに指定された組織 [EB34 Anx1, p3 footnote]

運営組織 (OE) の認定手続き [EB48 Anx3, 173]

- ◆ 運営組織の指定 (designatation) は、CDM理事会からの勧告に基づいて CMPが行う
- ◆ AEの認定 (accreditation) 及びCMPに対する (当該AEの) 指定の勧告はCDM理事会が決定を行う
- ◆ CDM-APが、CDM-ATによって行われた評価結果に基づき、AEの認定についてCDM理事会への勧告を行う
  - ☞ CDM-ATは、CDM理事会が本目的のために作成した専門家名簿から、CDM-APがメンバーを集めて審査毎に結成する
  - ☞ CDM-APは、それぞれのCDM-ATの作業計画を承認し、ガイダンスを与える
  - ☞ またCDM-APIは、DOEに対する臨時査察や、再認定、専門部門 (sectoral scope) の追加についても、勧告を行う
- ◆ CDM-ATが、(CDM-APのガイダンスに従い) AE/DOEの詳細な評価を行い、不適合の特定やCDM-APへの報告を行う
- ◆ UNFCCC事務局は、認定手続きの実施について支援を行う

段階的な認定 [EB34 Anx1, 177-8]

- ☞ 運営組織の認定は、機能及び専門分野 (sectoral scope(s)) 毎に段階的に行われる。また認定の勧告は専門部門グループ毎に行われる。
- ☞ 認定されるためには、まず、ある専門分野のプロジェクトにおける立会い審査に合格することが必要
- ☞ ある専門分野における1つの機能 (例えば有効化審査) の立会い審査に合格することによって、同じ専門部門の別の機能 (例えば検証/認証) に認定されることが可能となる
- ☞ 大規模CDMプロジェクトにおける両機能 (有効化審査と検証/認証) の立会い審査に合格することによって、当該組織の認定が行われる

認定基準

- ☞ 「OEの認定基準」も定められている [EB48 Anx2]

認定の有効期間

- ☞ 各専門部門におけるOEの認定は、CDM理事会から認定された日から3年間有効である。CMPによる指定は、その間、有効である。
- ☞ この3年間の間に定期的な査察が行われる [EB34 Anx1, 170]
- ☞ CDM理事会はDOEに対していつでもスポット・チェック (臨時査察) を実施することができる [EB34 Anx1, 178]

**DOEの指定取消** [CMP/2005/8/Ad1, p11 パラ21]

- ◆ CDM理事会は、DOEの更新審査(3年毎)の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、CMPに当該DOEの指定の一時停止・取消を勧告する(勧告内容は公表される)
  - ☞ 勧告の前に、当該DOEに対し、聴聞の機会が与えられる
  - ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、それは暫定的な効力を持ち、CMPの最終決定ができるまで当該DOEは指定が一時的に停止・取消となる
  - ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、当該組織はすぐに書面による通知を受ける
  - ☞ CDM理事会の勧告及びCMPの最終決定の内容は公表される
    - ⇒ 最終決定の結果、認定基準を満たしていると判断された場合、指定の一時停止・取消が回復されると考えられる

**参考: CDM有効化審査・認証マニュアル(VVM)** [EB44 Rep パラ11-12]

- ☞ CDM理事会はCDM有効化審査・認証マニュアル(validation and verification manual: VVM) [EB44 Anx3] を採択し、AE/DOEに対してVVMの適用を即日実施し、経営システムにおいてVVMの要求を統合するよう要求した
- ☞ すべてのAE/DOEにとって、VVMの要求に従って有効化及び検証を行うことが必要不可欠である

**DOEの指定の一時停止・取消による既存のCDMプロジェクトへの影響** [CMP/2005/8/Ad1, p11 パラ22~24]

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトの有効化審査、検証・認証を実施したDOEが、指定の一時停止・取消を受けても、当該DOEが作成した各種報告書(有効化審査報告書、検証報告書、認証報告書)に重大な欠陥がない限り、そのCDMプロジェクトに対する影響はない
  - ⇒ 「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別のDOEが、欠陥の再審査・訂正を実施する
  - ⇒ 再審査のための費用は、指定の一時停止・取消を受けた運営組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消されたDOEが、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠・クレジット(京都ユニット)を取得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account)に入れなければならない
- ☞ 当該DOEの指定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

4-6. プロジェクト参加者

- ◆ CDMプロジェクトへの参加は自主的であることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ28]
- ◆ プロジェクト参加者としては (a) 関係締約国、又は (b) 関係締約国からプロジェクトへの参加の承認 (authorization) を受けた民間事業者及び公的機関が挙げられる [Glos ver4, p26]

関係締約国の参加

- ☞ 京都議定書締約国であれば、非附属書 I 国もCDMプロジェクトに参加可能 [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ30]
- ☞ 「関係締約国」がプロジェクト参加者と見なされるのは、PDDのセクションA3に明記されている場合、又は(既に登録されているプロジェクトにおいては、「関係主体間の連絡方法」にしたがって事務局に明確に連絡している場合) [EB25 Rep, p18 パラ110]

民間事業者及び公的機関の参加

- ☞ 民間事業者及び公的機関のプロジェクトへの参加を承認した締約国が参加資格を持っている場合にのみ、それらの事業者・機関はCERを移転・取得することができる [CMP/2005/8/Ad1, p13 パラ33]
- ☞ (CDMプロジェクトに関する) 書面による承認は、DNAによる、特定のCDMプロジェクトへの参加に関する特定の事業者・機関への承認 (authorization) を含むこと [Glos ver4, p6]

ファンドによる参加 [Glos ver4, p7]

- ☞ 国際ファンドについては、それぞれの出資者のDNAから書面による承認を得ることは必ずしも必要ない。しかし、書面による承認を得ていない場合は、一部の権利や特典を放棄することになる可能性がある

プロジェクト参加者の変更 [Glos ver4, p27]

- ☞ プロジェクト参加者の変更が生じた場合は、ただちにUNFCCC事務局を通じてCDM理事会に通知しなければならない
- ☞ プロジェクト参加者を変更するためには、過去やりとりしている全プロジェクト参加者と新規及び残りの参加者による、変更の同意に関する署名が必要
- ☞ 新規のプロジェクト参加者にも認可 (authorization) が必要

プロジェクト参加者の取下げ [EB38 Rep パラ57]

- ☞ プロジェクト参加者が登録済みCDMプロジェクトの参加を取り下げたい場合、UNFCCC事務局は、関係主体間の連絡方法(4-7参照)に沿って全てのプロジェクト参加者が書面によって取下げに合意していることを確認することが必要

## 4-7. プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡手順

## プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡手順 (MoC: Modalities of Communication) [Glos ver4, p21]

- ◆プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡手順 (MoC: Modalities of Communication) については、CDMプロジェクトの登録時に、全てのプロジェクト参加者によって署名された書面によって通知する
- ◆DOEによって登録申請された後は、プロジェクト参加者との全ての公式的なコミュニケーションは、上記の手順に従って行われなければならない

## フォーカルポイント [EB45 Anx59 パラ2-3, 6-8]

- ◆フォーカルポイントとは、いくつか又は全てのフォーカルポイント権限の範囲において、全てのプロジェクト参加者がCDM理事会並びに事務局と連絡するためにMoCによって指名した(1つ又は2つ以上の)機関
  - ☞ 当該CDMプロジェクトのプロジェクト参加者として登録されていなくてもよい

## 単独フォーカルポイント

- ☞ 1つの組織が独占的に、いくつか又は全ての範囲のフォーカルポイント権限を持つこと。その組織の認証署名で、全ての指示ができる。

## シェアード・フォーカルポイント

- ☞ 2つ以上の組織が、ある範囲のフォーカルポイント権限を持つこと。それらの組織のどれか1つの認証署名で、当該範囲に関する全ての指示ができる。

## ジョイント・フォーカルポイント

- ☞ 2つ以上の組織が、ある範囲のフォーカルポイント権限を持つこと。それらの組織の全ての認証署名によって、当該範囲に関する指示ができる。

- ◆フォーカルポイント権限の範囲としては以下がある

- ☞ <範囲 a>: プロジェクト参加者の各口座へのCER転送要請に関する連絡、及び/又は
- ☞ <範囲 b>: プロジェクト参加者の追加及び/又は撤退要請に関する連絡、及び/又は
- ☞ <範囲 c>: 上記<範囲 a> <範囲 b>以外の登録及び発行に関する事項の連絡

- ◆それぞれの権限の範囲について、別の組織を単独/シェアード/ジョイントでフォーカルポイントとして指名してよい

## 署名権限者 [EB45 Anx59 パラ4-5]

- ◆プロジェクト参加者[フォーカルポイント]の署名権限者とは、そのCDMプロジェクトのプロジェクト参加者[フォーカルポイント組織]の代表者で、名前、詳細連絡先及び認証署名をMoCに登録しなければならない。プロジェクト参加者[フォーカルポイント組織]は、第1署名権限者1人と、その代理人1人を指名する。

## MoCの内容 [EB45 Anx59 パラ12]

- ◆MoCには以下の内容が含まれる
  - ☞ CDMプロジェクト名称(可能であればUNFCCC参照番号含む)
  - ☞ 提出日、全てのプロジェクト参加者リスト
  - ☞ それぞれのフォーカルポイント権限の範囲毎の、フォーカルポイントの指名
  - ☞ それぞれのフォーカルポイントとその署名権限者の詳細連絡先と認証署名
  - ☞ 全てのプロジェクト参加者によるMoCの内容に関する合意の署名

## 署名 [EB45 Anx59 パラ9-11]

- ◆署名は、プロジェクト参加者によるMoCの内容承認、又はフォーカルポイントとの連絡等のために用いられる
- ◆手書きの署名(場合によって企業の社印付き)でも、CDM情報システム上で暗号化された電子署名のどちらでもよい
  - ☞ 電子署名であっても効力は同じである。事務局はCDM情報システム上でデジタル署名を可能としなければならない。
- ◆デュー・デリジェンスの手続として、署名によって特定される個人又は企業を連絡手段として登録するプロセスがある。このプロセスは、CDMプロジェクトの登録申請の時に新たなプロジェクト参加者となる場合、DOEによって実施される。登録済みCDMプロジェクトにおいてプロジェクト参加者として登録の要請があった場合には、既存のMoCに沿って事務局が実施する。

## 4-7. プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡手順

## MoCの変更 [EB45 Anx59 パラ15-18]

- ◆いくつか又は全てのフォーカルポイント権限の範囲においてフォーカルポイントの指名を変更する場合、プロジェクト参加者は署名権限者による署名入りで新たなF-CDM-MOC様式に記入し、その権限を持つフォーカルポイントを通じて提出しなければならない
  - ☞ (プロジェクト参加者又はフォーカルポイント組織の)署名権限者の変更: <範囲 b>の権限を持つフォーカルポイントが、必要な署名入りで最新の「F-CDM-MOC様式別紙2」を提出する
  - ☞ プロジェクト参加者の変更: <範囲 b>の権限を持つフォーカルポイントが、必要な署名入りで最新の「F-CDM-MOC様式別紙2」を提出する
  - ☞ プロジェクト参加者の追加又は撤退: 追加又は撤退がフォーカルポイントの指名の変更を伴わない場合、<範囲 b>の権限を持つフォーカルポイントが、「F-CDM-MOC様式別紙2」を提出する。追加又は撤退がいずれかの権限の範囲のフォーカルポイントの指名の変更を伴う場合、<範囲 c>の権限を持つフォーカルポイントが、署名入りの新たな「F-CDM-MOC様式」を提出する。

## 参考: 民間契約上の義務 [EB45 Anx59 パラ13]

- ☞ CDM理事会及び事務局は、CERの売買に関する民間契約上の義務についての責任や権限を負わない。そのような事項に関する事項はMoCの中に含まれてはならない。

## 参考: MoCにおける機密情報の取扱い [EB45 Anx59 パラ14]

- ☞ 署名見本、詳細連絡先、その他の個人情報については、プロジェクト参加者、フォーカルポイント、DOE、CDM理事会メンバー、事務局スタッフのみに対して開示する

## F-CDM-MOC様式の活用について [EB45 Anx59 パラ19-20]

- ◆(a)新たな申請: プロジェクトの登録前・後に関わらず、新たなMoCの申請についてはF-CDM-MOC様式 (UNFCCCウェブサイトから入手可能) を用いなければならない
- ◆(b)登録申請するプロジェクト: プロジェクト参加者がF-CDM-MOC様式に記入し、登録申請時に必要な書類とともにDOEを通じて提出する。DOEは、MoCを事務局に提出する前に、それぞれのプロジェクト参加者の署名権限者の詳細について審査する(特にPDDの別紙1と整合しているかどうか)。
  - ☞ 署名されたMoCの猶予期間(登録前のプロジェクト): F-CDM-MOC様式の決定前に、全てのプロジェクト参加者によって署名されたMoCの記述があるものの、プロジェクトがまだ登録されていない場合、フォーカルポイントはオリジナルの署名されたMoCの記述を提出してもよい(F-CDM-MOC様式の決定前に署名された証拠が必要)。こうした例外的なケースについては8カ月の猶予が与えられるが、その後は上記(b)に従う。
  - ☞ 署名されたMoCの猶予期間(登録済みのプロジェクト): F-CDM-MOC様式の決定前に、全てのプロジェクト参加者によって署名されたMoCの記述があるものの、まだ事務局に提出されていない場合、フォーカルポイントはオリジナルの署名されたMoCの記述を提出してもよい(F-CDM-MOC様式の決定前に署名された証拠が必要)。こうした例外的なケースについては1カ月の猶予が与えられるが、その後は上記(a)に従う。
- ◆事務局は更新されたMoCの有効日について、対応するプロジェクトのページに掲載しなければならない

## 公衆とCDM理事会との連絡方法 [EB31 Anx37]

- ◆「意見募集」によるもの以外にCDM理事会が受け取った意見(ここでは非要請意見と呼ぶ)に関しては、CDM理事会会合の2週間前までに受け取ったものについてのみ、次回会合にて検討される
  - ☞ 上記期限を超えて受け取った非要請意見については、必要に応じて、その次の会合で検討される
- ◆UNFCCC事務局は、非要請意見を受け取った場合、受け取ったことを通知するとともに、エクストラネットを用いてCDM理事会に対して送付する。CDM理事会事務局は、CDM理事会議長と協議しながら対応方針(CDM理事会における検討含む)を決め、CDM理事会議長を代表して非要請意見に回答する。

## 5. CDMプロジェクトの条件

- ◆ CDMとして登録されるためにはいくつかの要件がある。したがって、CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
  - ☞ CDMの目的は非附属書 I 国の持続可能な開発を達成し、条約の究極的な目的に貢献すること、及び附属書 I 国の数値目標の達成を支援すること [KP 12条 パラ2]
    - ⇒当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」かどうかについては、各ホスト国が判断する [CP/2001/13/Ad2, p20]
  - ☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減をもたらすこと [CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ43]
  - ☞ 原子力施設から生じたCERについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p20]
  - ☞ 吸収増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定 [CP/2001/13/Ad2, p22 パラ7(a)]
- ◆ CDMとして登録されるためには、必要な項目を含むプロジェクト設計書(PDD)を作成することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p23 パラ2]

### ODAとCDM

- ☞ 附属書 I 国からの公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない [CP/2001/13/Ad2, p20]
  - ⇒附属書 I 国が「その資金がODAの流用ではなく、それらの国の資金的義務とは別である」という確認を行う [PDD GL ver7, p9]
  - ⇒また開発援助委員会(DAC)は、2004年4月15~16日のハイレベル会合において「CDM支出に対するODAの適格性」という文書を承認している [DAC/CHAIR(2004)4/FINAL]

### 参考: プログラム活動によるCDM [CMP/2005/8/Ad1, p97 パラ20]

- ☞ 地方/地域/国家政策又は基準はCDMプロジェクトとすることはできない
- ☞ しかしながら、プログラム活動はCDMプロジェクトとして登録することができる。ただし承認済みベースライン・モニタリング方法論があって、それらが適切なバウンダリー、ダブルカウントの防止、リーケージの計算、排出削減が実際に生じており、測定及び検証可能かつプロジェクトがない場合と比べて追加的であること等を明確にできることが条件。(20参照)

### 参考: 炭素隔離・貯留(CCS: Carbon dioxide capture and storage)プロジェクト

- ☞ CMPは、CDM理事会に対して地層への炭素隔離・貯留によるCDMプロジェクトの新方法論(PDD様式含む)について引き続き検討するよう要請した。ただし、CDM理事会による方法論の承認は、CMPによるさらなるガイダンスが示されてからである。 [CMP/2006/10/Ad1, p6 パラ19]
- ☞ CMPは、CDM理事会に対して地層への炭素隔離・貯留をCDMに含むことについて、技術的、方法論的、法的事項を考慮にいれつつ評価し、CMP5に報告することを要請した [CMP/2008/11/Ad1, p9 パラ41]

CDMプロジェクトに関するガイダンスと説明の例

**ノウハウ移転・訓練に関するガイダンス** [EB23 Rep, パラ80]

ノウハウ移転・訓練は、それ自体はCDMプロジェクトとして認められない。ノウハウ移転・訓練の結果、それらに直接的に起因する、測定可能な排出削減があればCDMとして適格となり得る。

**国際航空・海運燃料に関するガイダンス**

[EB25 Rep, パラ58]  
国際航空・海運燃料の削減による排出削減プロジェクトはCDMとして適格ではない

**製品使用・消費に伴う排出削減** [EB36 Anx16]

プロジェクトによって生産された製品の使用・消費が排出削減につながるプロジェクトがCDMとして適格となるためには、その製品の使用者/消費者がプロジェクト・バウンダリーに含まれている、及びモニタリングが実際に使用/消費が行なわれる場所で実施されることが必要。この場合、実際の使用/消費量のモニタリングについてはサンプル調査とすることが可能。

**「既設」と「新設」の設備の取り扱いに関するガイダンス** [EB8 Anx1, パラ10]

提案するCDMプロジェクトが、既設の設備のレトロフィット又は改修である場合、過去の排出量をベースライン排出量として見なすことができるのは、既設の設備の設備容量及び使用期間までである。既設の設備と比べた、設備容量や使用期間の増大分については、異なるベースライン排出量を適用することが必要。

**バイオ燃料に関するガイダンス**

[EB30 Rep, パラ14]  
バイオ燃料について消費面を考慮せず、生産のみによってCERを請求するプロジェクトはCDMとして適格ではない

**水力発電プロジェクトに関する出力密度の限度に関する定義** [EB23 Anx5]

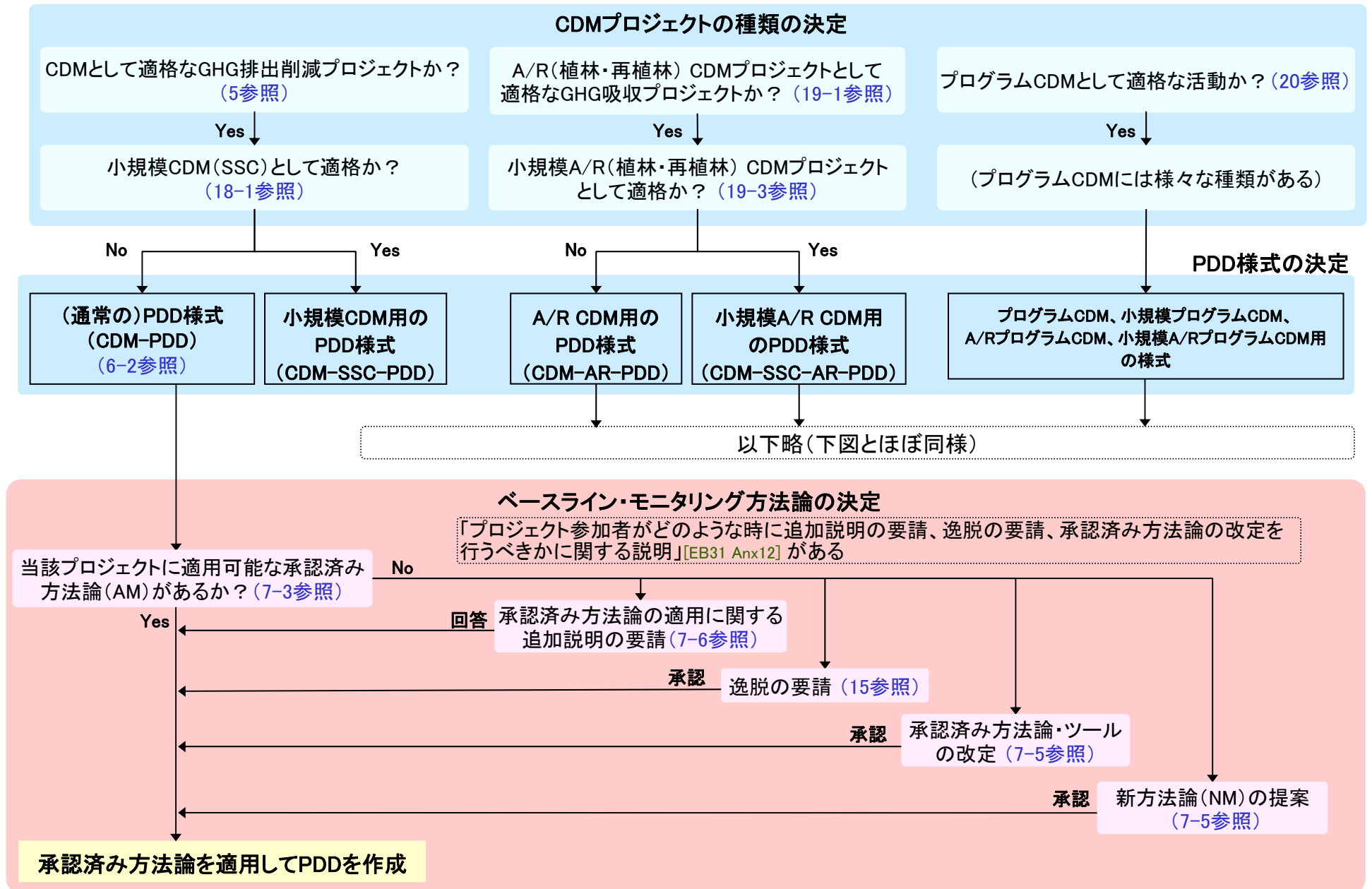
貯水池からの温室効果ガス排出量に科学的な不確実性があることから、単純かつ透明性の高い方法として、出力密度(発電設備容量を貯水池の表面積で除した値(W/m<sup>2</sup>))に限度を設定し、水力発電プロジェクトのCDMとしての適格性については以下のように設定する。

- ☞ 出力密度が4 W/m<sup>2</sup> 以下の場合、CDMプロジェクトとして適格でない(方法論の使用ができない)
- ☞ 出力密度が4 W/m<sup>2</sup> より大きく、10 W/m<sup>2</sup> 以下の場合、既存の承認済み方法論を適用できるが、貯水池からの排出量として90 g-CO<sub>2</sub>/kWh を計上する
- ☞ 出力密度が10 W/m<sup>2</sup> より大きい場合、既存の承認済み方法論を適用でき、貯水池からの排出量は無視できる



## 6. PDDの作成

### 6-1. PDD作成の流れ



6-2. PDD関連用紙の種類

		通常規模のCDMプロジェクト		小規模CDMプロジェクト	
排出削減プロジェクト	PDD	CDM-PDD ver.3.1	CDM用PDD	CDM-SSC-PDD ver.3	小規模CDM用PDD
		CDM-PoA-DD ver.1	プログラム活動用設計書	CDM-SSC-Bundle ver.2	バンドル小規模CDM用提出用紙
		CDM-CPA-DD ver.1	CDMプログラム活動用設計書	CDM-SSC-PoA-DD ver.1	小規模プログラム活動用設計書
	方法論関係	F-CDM-AM-Subm ver.1	承認済みCDM方法論の適用に関する追加説明の要請用紙	F-CDM-SSC-Subm ver.3	小規模方法論及び手続きに関する要請用紙
		F-CDM-AM-Rev ver.1	承認済みCDM方法論の改定申請用紙		
		CDM-NM ver.3.1	CDM 新方法論提出用紙	F-CDM-SSC-NM ver.1	小規模CDM 新方法論提出用紙
新規植林・再植林(A/R)プロジェクト(19参照)	PDD	CDM-AR-PDD ver.4	A/R CDM用PDD	CDM-SSC-AR-PDD ver.2	小規模A/R CDM用PDD
		CDM-PoA-DD-AR ver.1	A/R プログラム活動用設計書	CDM-PoA-DD-SSC-AR ver.1	小規模A/R プログラム活動用設計書
		CDM-CPA-DD-AR ver.1	A/R CDMプログラム活動用設計書	CDM-CPA-DD-SSC-AR ver.1	小規模A/R CDMプログラム活動用設計書
	方法論関係	F-CDM-AR-AM-Subm ver.1	承認済みA/R CDM方法論の適用に関する追加説明の要請用紙		
		F-CDM-AR-AM-Rev ver.1	承認済みA/R CDM方法論の改定申請用紙		
		CDM-AR-NM ver.3	A/R CDM 新方法論提出用紙		
逸脱 (15参照)	F-CDM-DEV ver.2	逸脱申請用紙			

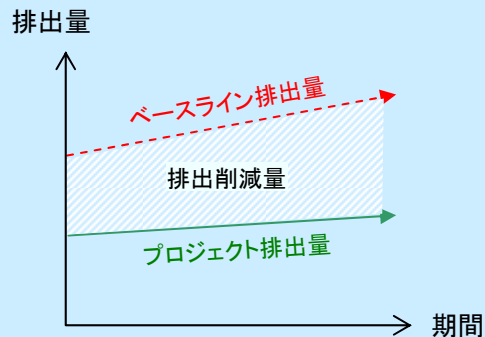
PDD: [http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs\\_Forms/PDDs/index.html](http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/PDDs/index.html)      [http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs\\_Forms/PoA/index.html](http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/PoA/index.html)  
 Methodology: [http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs\\_Forms/Methodologies/index.html](http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/Methodologies/index.html)  
 逸脱: [EB24 Anx30]

## 7. ベースライン

### 7-1. ベースラインと追加性の概念

◆ CDMプロジェクトのベースライン(シナリオ及び排出量)とは、提案するプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ

[CMP/2005/8/Ad1, p16 ㏪44]



◆ ベースライン排出量と、CDMプロジェクト実施後の温室効果ガス排出量(プロジェクト排出量)との差が、CDMプロジェクトによる排出削減量(すなわちクレジット量)となる

- ☞ ベースライン(シナリオ及び排出量)は以下のように設定しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p16 ㏪45]
  - (a) 承認済み方法論及び新方法論使用に関する規定に従って、プロジェクト参加者によって設定されること
  - (b) アプローチ・前提・方法論・パラメータ・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明な、かつ保守的に行うこと
  - (c) 個別のプロジェクト毎に設定すること
  - (d) 小規模CDMについては、そのために開発された簡易化されたルール・手続きに従うこと
  - (e) 関連する国家・産業政策や状況を考慮に入れること(例:産業改革、現地燃料調達の可否、電源拡張計画、プロジェクトの産業における経済状況など)
- ☞ ベースライン排出量を計算するためには、ベースラインシナリオを特定することが必要
- ☞ ベースライン排出量は、プロジェクト・バウンダリー内の全てのガス、部門、排出源区分からの排出量を入れること [CMP/2005/8/Ad1, p16 ㏪44]

◆ 登録されたCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの排出が削減されれば、そのCDMプロジェクトは**追加的**である [CMP/2005/8/Ad1, p16 ㏪43]

☞ DOE(指定運営組織)は、プロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、提案されているプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの**追加的**な排出削減が予想されることを確認する [CMP/2005/8/Ad1, p14 ㏪37(d)]

◆ プロジェクト参加者は、そのプロジェクトがなぜ、どのように**追加的**であるか、そしてベースライン・シナリオでないことについて、選択したベースライン方法論を用いてPDDの中に記述しなければならない。 [PDD GL ver7, p12]

☞ プロジェクトの開始日が有効化審査の日よりも前である場合、CDMによるインセンティブが意志決定に際して真剣に考慮されたことの根拠を示すことが必要。その根拠はプロジェクト開始日より前の時点での(公式、法的、その他企業内の)文書でなければならない。 [PDD GL ver7, p12]

◆ 「追加性の実証・評価ツール」は、追加性の実証・評価のための一般的なフレームワークを提供するものである。ただしプロジェクト参加者は、追加性実証のためのその他のツールを提案してもよい。 [EB22 Anx8 ㏪1]

#### 参考:(追加性の)用語

☞ プロジェクト参加者は、COP決定やCDM用語解説で使用されていない用語や術語(環境追加性や投資追加性等)を使用することは控えなければならない

[EB09 Anx3 ㏪3]

7-2. ベースライン・シナリオ

- ◆ CDMプロジェクトのベースライン・シナリオとは、提案するプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ。 [Glos ver4, p10]
- ◆ 提案されるCDMプロジェクトの実施前の状況に応じて、いくつかの異なるシナリオが考えられる
  - ☞ 現状維持はシナリオの一つとなり得る
  - ☞ 提案されているCDMプロジェクトの実施も、その一つとなり得る
  - ☞ その他いろいろなケースが考えられ得る
- ◆ ベースライン方法論では、可能性の高い全てのベースライン・シナリオを叙述することが必要
- ◆ 異なるシナリオを詳しく述べるため、異なる要素を考慮しなければならない
  - ☞ 例えば、国家・産業政策や状況、技術革新、投資障壁など
- ◆ ホスト国固有の状況によって、将来の温室効果ガス排出量が現状レベルと比べて増大するというベースライン・シナリオもあり得る [CMP/2005/8/Ad1, p16 パラ46]

ベースライン・シナリオの決定における国家・産業政策の扱いについて [EB22 Anx3]

◆ CDM理事会は、ベースライン・シナリオ決定の際の国家・産業政策の取り扱いについて下記の2タイプに区別することに合意

“E+” タイプ

多量排出型技術又は燃料を優位にする既存の政策・規制

- ☞ 京都議定書の採択日(1997年12月11日)より前に導入された政策・規制についてのみ、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなければならない
- ☞ 京都議定書の採択日以降に導入されたそれらの政策・規制については、ベースライン・シナリオはそれらの政策・規制がないという仮定の基で決定する

“E-” タイプ

少量排出型技術を優位にする政策・規制

- ☞ 例：再生可能エネルギーの普及促進のための公的補助金、又は省エネルギープログラムに対する資金供与

- ☞ COPによるCDM M&P採択日(2001年11月11日)以降に導入された政策・規制は、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなくてもよい
- ⇒ すなわち、ベースライン・シナリオはその政策・規制がないという仮定の基で決定する

### 7-3. ベースライン方法論

- ◆ 特定されたベースライン・シナリオにおけるベースライン排出量は、プロジェクト参加者によって承認済み方法論、又は新方法論に従って計算されなければならない
- ◆ プロジェクト参加者は、どのような方法論でも、それを提案する機会が与えられる [Glos ver4, p8]

CDM理事会による承認済みベースライン方法論は、関連するガイダンスと併せてUNFCCC CDMウェブサイト (<http://unfccc.int/cdm>)で公開される [Glos ver4, p9]

☞ DOE(指定運営組織)は、承認済み方法論の適用可能性について質問を提出することができる

DOEが、提案されるCDMプロジェクトが新方法論の使用を意図していると判断した場合、当該プロジェクトについて登録申請を行う前に、提案された方法論をCDM理事会に提出して、審査の上、承認されなければならない [EB32 Anx13, p2]

☞ 「ベースライン及びモニタリング新方法論の作成に関する技術的ガイドライン バージョン01」が公開されている [EB24 Anx16]

#### ベースライン・アプローチ

- ◆ CDMプロジェクトのベースライン方法論を選択する際、プロジェクト参加者は以下の中から最も最適なアプローチを選択し、その選択が適切であることを正当化しなければならない [Glos ver4, p8][CMP/2005/8/Ad1, p16 p17]

- (a) 適用可能な場合、実際の又は過去の排出量
- (b) 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量
- (c) 同様の社会・経済・環境・技術的な状況下で、過去5年に実施された類似のプロジェクト(かつ同じ分野で効率が上位20%に入っていること)からの平均排出量 (詳細は[EB08 Anx1 p4-5]参照)

参考: 1つ以上の方法論を適用するプロジェクト [EB08 Anx1, p2 p6]

☞ あるCDMプロジェクトが異なったプロジェクト活動から組み合わせられており、異なった方法論が必要な場合、プロジェクト参加者は1つのプロジェクト設計書で提出が可能であるが、それぞれの活動別に方法論に関する項目を作成しなければならない

参考: 一時的な「負の排出削減」 [EB21 Rep, p5 p18]

☞ ある方法論におけるいくつかのケースにおいては、稼働の低下やリーケージ増大等によって、ある年に一時的に「負の排出削減」を生じることがあり得る

☞ 提案する新方法論においては、プロジェクトが一時的に「負の排出削減」となった場合には、その排出増大分について、その後の排出削減によって相殺された後でのみ、CERが発行されるようにする

## 7-4. 追加性の実証・評価ツール (バージョン5)[EB39 Anx10]

本ツールは、様々なCDMプロジェクトに適用して追加性の実証・評価を行うための一般的なフレームワークを提供するものである。プロジェクト参加者は、CDM理事会での検討のために追加性実証のためのその他のツールの提案、又は本ツールを使用している承認済み方法論の改定を提案してよい。しかし、本ツールが承認済み方法論に含まれている場合は、本ツールを使用しなければならない。有効化審査前に開始しているプロジェクトについては、PDDガイドライン[PDD GL ver6.2]に記述されているガイダンスを考慮することが特に必要。

**ステップ 1. 提案するプロジェクトの代替シナリオ(現在の法律・規制に合致するもの)の特定****サブステップ 1a. 提案するプロジェクトに対する代替シナリオの特定**

- ☞ プロジェクト参加者(又は同様のプロジェクトデベロッパー)にとって、提案するプロジェクトと同様の生産又はサービスを提供する、現実的で信頼性のある代替シナリオ(複数の場合もあり)を特定する

**サブステップ 1b. 法律・規制との整合性**

- ☞ 代替シナリオは、適用される法律・規制を遵守していることが必要。もし、代替シナリオが適用される法律・規制を遵守していない場合、法律・規制が体系的に執行されていないことを示す
- ☞ 提案するプロジェクトが、プロジェクト参加者によって検討されたプロジェクト(概ね遵守されている法律・規制に従っているという条件下)の中で唯一の代替シナリオである場合、そのプロジェクトは追加的ではない

合格

ステップ 2 又は ステップ 3

**ステップ 2. 投資分析** (投資分析の評価ガイドライン バージョン2 [EB41 Anx45]も参照)

提案するプロジェクトについて、CERの販売収入がなければ、経済的又は財務的に魅力が劣る又は成り立たないことを示す。投資分析は、基本となるプロジェクトで考えるべきであるため、提案されるCDMプロジェクトのクレジット期間だけで限定して行ってはならない[EB35 Rep パラ77]。

**サブステップ 2a. 適切な分析方法の決定**

- ☞ 提案するプロジェクトとステップ1で特定された代替シナリオにCER以外の収入がない場合、簡易コスト分析を適用する(オプション I)
- ☞ その他の場合には、投資比較分析(オプション II) 又はベンチマーク分析(オプション III) を適用する

**サブステップ 2b.****オプション I. 簡易コスト分析**

- ☞ CDMプロジェクトに必要なコストを示した上で、それよりもコストが低い少なくとも1つの代替シナリオがあることを示す

**オプション II. 投資比較分析**

- ☞ プロジェクトのタイプや意志決定の要因から見て、当該プロジェクトに最も適切な財務指標(IRR、NPV、費用便益率、サービス当たりの単価等)を特定する

**オプション III. ベンチマーク分析**

- ☞ 財務/経済指標(例:IRR)を特定し、市場における標準的なパラメータに基づいて財務/経済分析を行う(主観的な利益率に基づかない)
- ☞ 当該プロジェクトがそのプロジェクト参加者にしか実施できないような特殊なケースについてのみ、その企業の独自の財務/経済状況を考慮することができる

**サブステップ 2c. 財務指標の計算と比較 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)**

- ☞ CDM-PDDの中に、提案するプロジェクトの財務指標(CER収入は除く)と、以下を明確に比較する
  - ⇒ オプションIIを採用した場合には代替シナリオの財務指標。最もよい指標が代替シナリオの中にあつた場合、提案するプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない
  - ⇒ オプションIIIを採用した場合には、ベンチマーク値。提案するプロジェクトの財務指標がベンチマークよりも劣っている(例:IRRが低い)場合、提案するそのプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない

**サブステップ 2d. 感度分析 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)**

合格

**ステップ 3. 障壁分析**  
 提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁(ただしその障壁は、少なくとも1つの代替シナリオは阻害しない)を特定する。特定された障壁が確かに存在し顕著であることについて、透明性を持った文書による根拠を提示し、これらの根拠書類の保守的な解釈を行う。  
 提案するプロジェクトの実現を阻害する障壁を、CDMが取り除かない場合、そのプロジェクトは追加的ではない。

**サブステップ 3a. 提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁の特定**

- ☞ 提案するプロジェクトがCDMとして登録されない場合、そのプロジェクトの実施を阻害する現実的かつ信頼性のある障壁があることを示す。それらの障壁としては、例えば投資障壁(ステップ2の経済的/財務的障壁を除く)、技術的障壁、一般的な慣行に伴う障壁等が挙げられる。
- ☞ それらの障壁が存在しかつ重大であることについて、透明性のある、文書による根拠を提出し、その根拠の保守的な解釈によって示す

**サブステップ 3b. 特定された障壁が、少なくとも1つの代替シナリオ(提案するプロジェクトは除く)は阻害しないことを示す**

- ☞ 特定された障壁が他の代替シナリオに対しても影響がある場合、その影響が提案するプロジェクトに対するものと比べて小さいことを説明する

合格

**ステップ 4. 普及度分析**  
 (提案するプロジェクト類が初めてのケースでない場合)関連する部門・地域で、既にどの程度普及しているかを分析し、ここまでの追加性テストを補完する。この分析は投資分析(ステップ2)と障壁分析(ステップ3)の信頼性を確認することにもなる。

**サブステップ 4a. 提案するプロジェクトに類似する他の事例の分析**

- ☞ これまで実施された又は今実施されている、提案するプロジェクトの類似事例を挙げる。ただし他のCDMプロジェクト(登録済みプロジェクトと有効化審査の一環としてUNFCCCウェブサイトで公開されているプロジェクト)は対象外とする。

**サブステップ 4b. 実現しつつある類似事例の検討**

- ☞ 類似事例が特定された場合、それらの事例の存在と、提案するプロジェクトが財務的に魅力がないこと又は障壁があることが矛盾しないことを示すことが必要

合格

提案されているCDMプロジェクトは追加的である

## 7-5. ベースライン方法論等の新規提案・改定

## ベースライン及びモニタリング新方法論の提案

- ◆ベースライン及びモニタリング新方法論の提案については「提案される新方法論の提出・検討に関する手順」がある [EB37 Anx3][バージョン13 / 2008年2月1日]
  - ☞ 新方法論の提案に際しては1,000米ドルが課金される [EB37 Anx3 パラ6]
- ◆新方法論の承認については方法論パネル(MP)が重要な役割を果たす
  - ☞ 新方法論の提案は、次回方法論パネル会合の少なくとも10週間前までに方法論パネルによって受理されていることが必要。新方法論提案の提出締切日までに10件以上の提出があった場合、方法論パネルの議長は何件の提案を次回方法論パネル会合で検討し、何件を延期するのかを決定する。新方法論の提案はUNFCCC事務局が受領した順番に検討される。 [EB37 Anx3 パラ10-11]
  - ☞ 方法論パネルは可能であれば次回会合でCDM理事会への勧告を行う。方法論パネルはCDM理事会に対する勧告を、2回の会合以内に終了させなければならない。CDM理事会は方法論パネルの作業量を考慮して、新方法論提案の提出締切日を変更することもある。 [EB37 Anx3 パラ7,12-13]
  - ☞ CDM理事会は、可能であれば次回のCDM理事会会合(ただし新方法論提案の受理日から遅くとも4ヶ月を超えない)までに新方法論の審査を行う [EB37 Anx3 パラ3]
- ◆CDM方法論、ツール、ガイダンスの承認に必要な優先事項や期限を定めた「方法論の検討プロセスに関する修正」がある。このガイダンスは、方法論パネルやワーキンググループ間の作業負荷の衡平な分配と、実績に基づく報酬の導入を通じて、人材の効果的な活用を目的としている [EB32 Anx12]
- ◆方法論は、通常のCDMプロジェクトおよびプログラム活動(PoA)の下で実施されるCDMプログラム活動(CPA)(20参照)の両方に適用される。CDM理事会に提案する新方法論は、その方法論が適用可能な活動を明確に定めなければならない。 [EB35 Rep, パラ15]
- ◆「新規植林・再植林CDMプロジェクトのための新方法論提案手順」も規定されている [EB37 Anx4]

## 承認済み方法論・ツールの改定

- ◆承認済み方法論・ツールの改定については「承認済みベースライン及びモニタリング方法論の改定に関する手順」[EB35 Anx13][バージョン9 / 2007年10月19日]、及び「方法論の統合化と改定に関するガイダンス」 [EB27 Anx10]がある
- ◆承認済み方法論又はツールの改定は、改定後に登録されるCDMプロジェクトにのみ適用され、(i) 既に登録されたCDMプロジェクトのクレジット期間中、(ii) 既に有効化審査によるパブリック・コメント受付のために公開済みのプロジェクトが改定される前の方法論・ツールを適用しているCDMプロジェクトで、改定が有効となった日から8ヶ月以内に登録申請された場合、には影響しない [EB35 Anx13, パラ17]
  - ☞ ただしCDM理事会が、方法論が改定された場合の影響が甚大であると見なした場合、当該方法論の使用を「保留」とすることがある(ただちに効力がある) [EB35 Anx13, パラ18-20]
    - ⇒ 当該方法論を使用しようとしていたプロジェクトで、方法論が「保留」となってから4週間以内に登録申請していない場合、CDM理事会が決定を行うまで、当該方法論を使用することはできない
    - ⇒ CDM理事会が方法論を「保留」した場合、その改定については、「保留」とした時から3回目のCDM理事会までに行う必要がある
- ◆改定によって既存の承認済み方法論が撤廃された場合、既に登録されたCDMプロジェクトが撤廃された方法論を適用していても、そのクレジット期間中は影響しない。また既に有効化審査によるパブリック・コメント受付のために公開済みのプロジェクトが撤廃された方法論・ツールを適用している場合、改定が有効となった日から8ヶ月以内に登録申請すれば影響しない [EB35 Anx13, パラ17]
- ◆ただしCMPが承認済み方法論の改定を求めた場合、その方法論はいかなるCDMIにも使用できない。CDM理事会は、理事会からの指示に従って方法論やツールを適切に改定することを、方法論パネル又はワーキンググループに要請する。 [EB35 Anx13, パラ3]



7-6. DOEから方法論パネルへの承認済み方法論の適用に関する追加説明の要請手順

[EB42 Anx9][バージョン6]

- (1) 承認済み方法論又は方法論ツールの適用に関して、方法論パネルに質問を提出したいDOEは、所定の用紙“F-CDM-AM-Subm”に記入して、UNFCCC事務局に提出する。プロジェクト参加者が質問を出したい場合には、同じく“F-CDM-AM-Subm”に記入して、DOEを通じて提出する。DOEはプロジェクト参加者からの要請が承認済み方法論や方法論ツールの改定や適用可能条件の拡張に該当しないことを確認し、その場合、プロジェクト参加者からの質問を受け取ってから、最長でも**5営業日以内**に速やかにUNFCCC事務局に提出しなければならない。
- (2) 事務局は、質問を方法論パネルに送付するとともにDOEと方法論パネルの共有エクストラネットのページに掲示し、CDM理事会に送付、UNFCCCウェブサイトで公開する
- (3) 質問が方法論パネルの会合で検討されるためには、**次回会合の6週間前**までに、方法論パネルに送付されていることが必要。議長は、方法論パネルの作業量を考慮し、いつ質問の検討を行うかを定める。
- (4) 方法論パネル議長は、審査員をパネル・メンバーから1人指名する。さらに詳細な検討が必要な場合は、議長がもう1人を追加して指名する。

(5a) 事務局が方法論パネル議長及び審査員と協議のうえ回答案を準備する中で、追加説明の要請が承認済み方法論の適用可能条件の拡張となると判断された場合、事務局がDOEに連絡して追加説明の要請を撤回し、最新の「承認済み方法論の改定手順」にしたがって改定を要請するよう勧告する

(5b) 事務局が方法論パネル議長及び審査員と協議のうえ回答案の準備する中で、質問が十分に簡易で方法論パネルによる検討が必要ないと評価した場合、指名された2人のメンバーに対して早期の検討のために回答案を送付する

(6b) 指名されたメンバーが**2日以内**に回答案に合意した場合、事務局は**1日以内**に方法論パネル議長による承認を打診する。承認された場合、これを最終回答としてDOEに送付し、方法論への質問に関するUNFCCC CDMウェブサイトに掲載する。また回答は、その後開催される最初の方法論パネル会合のレポート中に記載する。

合意・賛成が得られなかった場合、質問は方法論パネル会合で検討される

(5c) 方法論パネルで検討される回答案は、次回方法論パネル会合の少なくとも**1週間前**までに提出されることが必要。方法論パネルで検討するための回答案は事務局が作成する。勧告及び回答は用紙“F-CDM-AM-Subm”を用いて作成される。

(6c) 方法論パネルが、DOEからの質問に対する勧告に合意した後、以下を行う

- ☞ DOEとCDM理事会に送付する
- ☞ UNFCCCウェブサイトで、承認済み方法論のこれまでの経緯を含めて公開する

要請された質問に対する方法論パネルによって勧告されたすべての回答は、方法論パネル会合のレポートについて引き続いて行われるCDM理事会で修正されない限り、CDM理事会によって承認されたと見なされる

## 8. プロジェクト開始日とクレジット期間

### 8-1. CDMプロジェクトの開始日

#### CDMプロジェクトの開始日の定義 [EB41 Rep, パラ67]

- ◆ CDMプロジェクトの開始日とは、「プロジェクトの実施、又は建設、又は実際の活動を開始した日のうち最も早い日」である
  - ☞ PDDにおいてはプロジェクトの開始日に加えて、なぜその日が開始日なのかという説明とその根拠が必要
  - ☞ この開始日が、DOEによるCDMプロジェクトの有効化審査におけるパブリックコメント受付のためのPDD公開日(11-1参照)よりも前である場合、PDDのセクションB5において、開始日より前にCDMの便益がどのように真剣に考慮されたのかに関する説明をしなければならない [EB41 Anx12, p17]
- ◆ つまり、「プロジェクト開始日」とはプロジェクト参加者がプロジェクトの実施や建設に関連する支出を行うことを決定した日と見なされる
  - ☞ 例えば、当該プロジェクトに必要な機器や建設工事/関連サービス発注のための契約締結日が開始日となり得る
  - ☞ プロジェクト開始前の軽微な支出(例えば事業化調査や事前調査のための契約や支払い)は、必ずしもプロジェクトの実施を決定したことにはならないため、プロジェクト開始日とは見なされない
- ◆ 建設や顕著な準備が必要ないプロジェクト(例えば電球の交換)においては、プロジェクト開始日は「実際の活動を開始した日」とみなされる
  - ☞ したがって、こうしたプロジェクトにおいては事前準備は「実際の活動」とは見なされない
- ◆ 投資決定がされた後に、プロジェクトの実施が中止される状況もあり得る。こうしたプロジェクトがCDMによる便益を考慮した結果として再開された場合、プロジェクトの中止について信頼できる根拠(契約キャンセルや政府認可の取消等)によって示すことが必要。
  - ☞ 追加性を実証するための投資分析については、プロジェクト再開の意志決定をした時点における経済的な状況を反映していることが必要 [EB41 Anx45, パラ7]

## プロジェクトの意志決定プロセスにおけるCDMの真剣な考慮 [EB41Anx12, p12]

- ◆プロジェクトの開始日が、DOEによるCDMプロジェクトの有効化審査の日よりも前である場合、当該プロジェクトを実施するという意志決定の中で、CDMのインセンティブが真剣に考慮されたことを示す根拠の提出が必要。この根拠は、プロジェクトの開始又は開始に先立つ時点において入手可能な(望ましくは公的、法的及び/又は企業の)文書に基づいていることが必要。
  - ☞ この場合、プロジェクト参加者は提案するCDMプロジェクトの実施に関する時間的な経緯を示すことが必要。時間的な経緯は、(可能な限り)投資決定日、建設工事開始日、試運転開始日、開始日(例:商業生産開始日)を含んでいること。
  - ☞ 加えて、プロジェクト参加者は、CDMの登録に至るまでの出来事や行動の時間的な経緯について、根拠となる文書を添えて提出することが必要。こうした時間的な経緯は、DOEが、プロジェクトの実施や意志決定プロセスにおいてCDMが真剣に考慮されたことについて評価する時に役立つ。

## 「CDMの事前の考慮」の実証・評価のためのガイダンス (バージョン02)[EB48Anx61]

## 新規プロジェクト

- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトについては、プロジェクト参加者がホスト国のDNA及びUNFCCC事務局に、書面によってプロジェクトの開始とCDMを目指す意志について通知すること
  - ⇒この通知はプロジェクトの開始日から**6カ月以内**に行うことが必要
  - ⇒この通知は、パブリックコメント受付のためのPDDが公開されていない段階でもよい
- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトの有効化を行う場合、DOEがそのような通知があることについてDNA又はUNFCCC事務局から確認する。通知が確認できない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが真剣に考慮されなかったと判断する。
- ☞ 通知の後にパブリックコメント受付のためのPDD公開や新方法論の提案又は承認済み方法論の改正要請を行わないプロジェクトについては、プロジェクト参加者が最初の通知から2年毎にDNA及び/又はUNFCCC事務局にプロジェクトの進捗を報告する

## 既存プロジェクト

- ☞ プロジェクトの開始日が2008年8月2日より前で、かつ開始日がパブリックコメント受付のためのPDD公開日より前のプロジェクトをCDMとして提案する場合、プロジェクトの実施に際してCDMが真剣に考慮されたことを実証することが必要。こうした実証は以下のよう要素が満たされている必要がある。
  - ⇒プロジェクト参加者がプロジェクト開始日より前にCDMを承知しており、CDMの便益がプロジェクトを進める決定的な要素であったことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、取締役会によるCDMプロジェクトとして実施するという決定に関する議事録や覚書が挙げられる。
  - ⇒信頼できる根拠によって、CDMとしての位置づけを確保するためにプロジェクトの継続及び実際の活動が行われていたことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、CDM/PDD/方法論に関するサービスを提供するコンサルタントとの契約、排出削減量購入契約書(ERPA)、将来のCER販売に関連する文書、有効化審査のためのDOEとの契約書や交渉文書、新方法論の提案、新聞への公表、DNAとの面談、DNA又はUNFCCC事務局との事前のやりとりが挙げられる。
- ☞ 事前にCDMを真剣に考慮したことを示す上記のような根拠がDOEに提示されない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが考慮されなかったと判断する
- ☞ 通知の後にパブリックコメント受付のためのPDD公開や新方法論の提案又は承認済み方法論の改正要請を行わないプロジェクトについては、プロジェクト参加者が最初の通知から2年毎にDNA及び/又はUNFCCC事務局にプロジェクトの進捗を報告する

8-2. クレジット期間

- ◆クレジット(CER)はプロジェクト登録日以降のクレジット期間に対してのみ発行される [CP/2001/13/Ad2, p23 ㏪12]
- ◆プロジェクト参加者は、次のいずれかのクレジット期間を選択する [CMP/2005/8/Ad1, p17 ㏪49]
  - ☞ 最大7年間(2回更新可能:最長21年間)
    - ⇒それぞれの更新の際に、DOE(指定運営組織)が既存のベースラインの維持、又は適用可能な新たなデータに基づいてベースラインの再設定について判断し、CDM理事会に通知する
  - ☞ 最大10年間(更新なし)
- ◆CERの発行は、2000年以降の排出削減量が対象となり得る [CP/2001/13/Ad2, p23 ㏪13]

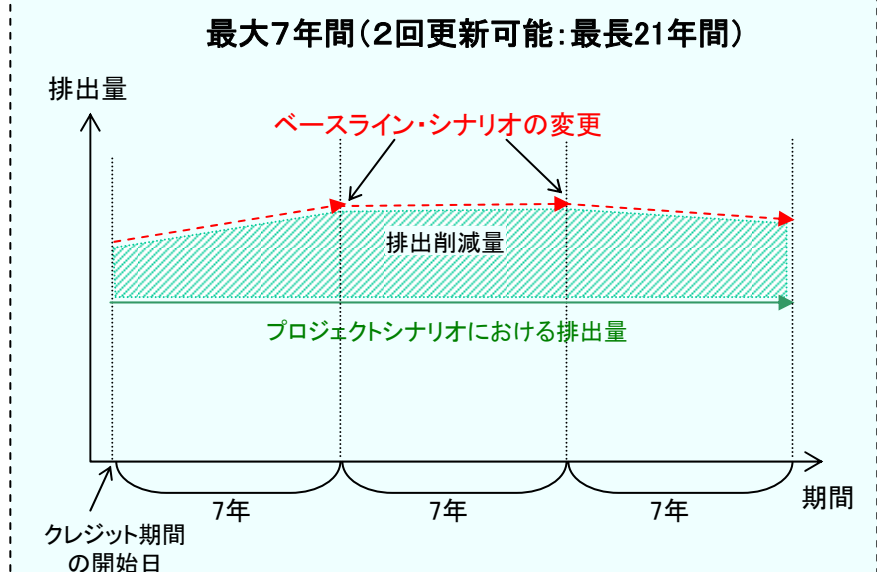
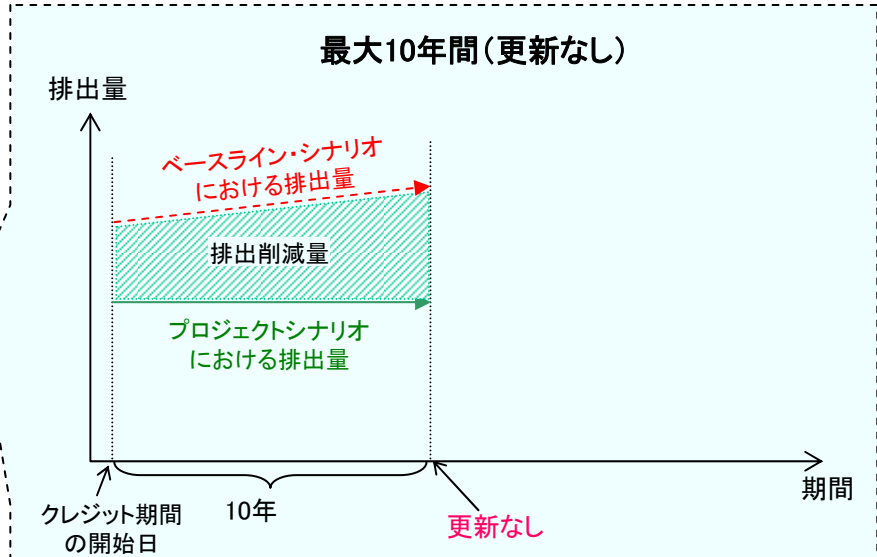
クレジット期間の更新の際に必要な文書と手続きについては、CDMプロジェクトの2回目、3回目のクレジット期間の開始時に、以下の2点について考慮することが必要 [EB20 Anx7] (17参照)

- ☞ 継続するベースラインの有効性の評価
- ☞ ベースラインの更新

- クレジット期間の開始日の指定** [EB24 Anx31, ㏪4-5]
- ◆プロジェクト参加者はPDDにクレジット期間の開始日(8-1参照)を日/月/年の形式で記入し、条件(例えば、想定日)を付けてはならない
  - ◆段階的に実施されるプロジェクトであっても、クレジット期間の開始日は1つを特定しなければならない

☞ CDMプロジェクトの開始日は、当該プロジェクトのクレジット期間の開始日と同じである必要はない。したがって、2000年1月1日以降に開始されたプロジェクトは、2006年以降に有効化されCDMプロジェクトとして登録されることは可能である。 [EB21 Rep, ㏪63]

☞ クレジット期間は、プロジェクトの登録日より前とすることはできない。PDDに記載するクレジット期間の開始日は仮であり、(その日付が実際の登録日より前であった場合)UNFCCC事務局によってプロジェクトの登録日に修正される。⇒この修正は、指定されているクレジット期間の長さや、プロジェクト参加者がクレジット期間の変更を要請できることに対しては影響しない [EB41 Anx12, p18]



**クレジット期間の開始日の変更要請** [EB24 Anx31, パラ6-9]

- ◆クレジット期間の開始日が、登録日より前の場合（例えばクレジットを遡及して要求する場合）、クレジット期間の開始日の変更要請はできない
- ◆クレジット期間の開始日が、登録日より後の場合は、
  - ☞ (a) PDDに記載されている日付より1年以内に前倒しする場合（ただし登録日を超えないこと）、プロジェクト参加者がUNFCCC事務局に連絡することで変更する
  - ☞ (b) PDDに記載されている日付より1年以内で先延ばしする場合、プロジェクト参加者がUNFCCC事務局に連絡することで変更する
  - ☞ (c) PDDに記載されている日付より1年を超えて2年以内で先延ばしする場合、以下の書類を提出し、プロジェクト参加者がDOEを通じてUNFCCC事務局に要請する
    - ⇒ ベースラインを非保守的とさせるような変化が起きていないこと、及びプロジェクト参加者がプロジェクトを開始させるために実質的な進展をさせたことに関する、DOEからの確認
    - ⇒ クレジット期間の変更が、当該プロジェクトによる持続可能な開発への貢献を改変させないことに関する、ホスト国からの確認
- ◆上記(c)の場合、クレジット期間の開始日の変更を行う前に、その要請についてUNFCCC事務局がCDM理事会議長と協議の上、検討を行う上記(a),(b)(c)による変更は、登録されたプロジェクトにつき1回のみ行える
- ◆既にGERが発行されているプロジェクトのクレジット期間の開始日の変更要請については、上記手順が適用され、事務局は要請された変更を行うことができる [EB25 Rep, パラ105]

**提案されるベースライン新方法論におけるプラント・機器寿命の取り扱い** [EB22 Anx2, p2 パラ4-9]

- ☞ CDMプロジェクトにより既存機器・施設の更新・改修を行う場合、排出削減量の算定は、既存機器・施設の更新の時点から既存機器・施設の寿命時点(CDMプロジェクトがなかった場合であっても更新される日)、又はクレジット期間終了時のうち、どちらか早い時点までとすることが妥当である
- ☞ CDMプロジェクトがなかった場合に、既存機器・施設がいつ更新されるかを推測するため、新方法論では以下のようなアプローチを考慮すること
  - ⇒ 部門及び活動独自の手法又はクライテリア
  - ⇒ 国や部門における慣行を考慮した上で、同様の機器の典型的な平均技術寿命(例えば産業調査、統計、技術文献等を基にすること)
  - ⇒ 機器の更新スケジュールの決定に責任を持つプロジェクト参加者又は主体の慣行(同様の機器の過去における更新履歴の記録等を基にすること)

## 9. PDDの他の項目

### 9-1. プロジェクト・バウンダリーとリーケージ

#### プロジェクトの境界(バウンダリー)

◆プロジェクトのバウンダリーとは、プロジェクト参加者の管理下にあつて、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源

[CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ52]

- ☞ 方法論パネルは、「プロジェクト参加者の管理下」、「顕著な」かつ「当該プロジェクト実施に起因する」についての定義を決定しなければならない。これらの事項に関してCDM理事会での決定が先送りとなっていることから、プロジェクト参加者は新方法論を提出する際にその解釈について説明することが勧められている。[Glos ver4, p25]
- ☞ これらの定義が未決定のため、プロジェクト参加者がベースライン・モニタリング新方法論(CDM-NM)を提案する際に、それらの解釈を説明することとなっている

#### リーケージ

- ☞ リークエージとは、当該CDMプロジェクトの実施により生じる、プロジェクト・バウンダリー外での温室効果ガス排出量の純変化 [CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ51] で、計測可能で当該プロジェクトに起因するもの [Glos ver4, p21]
- ☞ リークエージによる排出増加量は、プロジェクト・バウンダリー内の排出削減量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ50]

### 9-2. モニタリング

- ◆モニタリングとは、ベースラインを決定するために必要なデータを収集・保管、プロジェクト・バウンダリー内の温室効果ガス排出量とリーケージを測定すること [Glos ver4, p22]
- ◆提案するCDMプロジェクトのモニタリング計画は、CDM理事会によって承認されている方法論、又は新たな方法論に基づいていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p17 パラ54]
- ◆モニタリング計画の情報の正確性/完全性を改善するための改定は、プロジェクト参加者が証明し、有効化審査のためにDOEに提出することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ57]
  - ☞ CDM理事会は、登録されたCDMプロジェクトのモニタリング計画の変更のための手順案を作成することを、事務局に対して要請した [EB25 Rep, パラ109]

- ☞ CDM理事会による承認済みモニタリング方法論は、関連するガイダンスとともに公表される [Glos ver4, p22]
- ☞ プロジェクト参加者がモニタリング新方法論を提案する場合、ベースライン新方法論とともに一緒に提出し、承認されることが必要

#### 参考:モニタリングで使用する測定機器の条件

[EB23 Rep, p5 パラ24]

- ☞ 様々な変数・パラメーターを測定するための機器の不確実性レベル及び較正(カリブレーション)方法についてPDDに記載しなければならない(QA/QC手順を含む)
- ☞ 規格については、国又は国際レベルのものであることが必要
- ☞ 機器の不確実性レベルの信頼性については、DOEによる検証段階で検証されること
- ☞ 計測機器のゼロ点補正は、較正の代替とすることはできない [EB24 Rep, p8 パラ37]

## 10. 関係締約国からの承認

### 関係締約国による承認 [Glos ver4, p6-7]

- ◆ CDMプロジェクトの関係締約国のDNAは、次の事項を含むレターを発出することが必要
  - ☞ 京都議定書を批准していること
  - ☞ CDMプロジェクトへの参加への自主的参加を承認すること
  - ☞ ホスト国(複数の場合もある)の場合、そのプロジェクトが当該ホスト国の「持続可能な開発」に貢献すること
- ◆ 承認レターは上記に関しては「無条件」であることが必要
- ◆ 締約国の一通の承認レターにより、複数のプロジェクトの承認が可能であるが、その場合は明確にそれらのプロジェクトについて記述されていることが必要
- ◆ DOEは有効化を行うに際して承認レターを受け取る必要がある

- ☞ CDMプロジェクトの登録段階においては、附属書 I 国の関与がなくても登録が可能である
- ☞ 上記のようなプロジェクトから生じた CER(CDM登録簿内の口座にあるもの)を附属書 I 国が取得する(国別登録簿に移す)場合には、当該附属書 I 国がCDM理事会に対して承認レターを提出することが必要

[EB18 Rep, p8 1757]

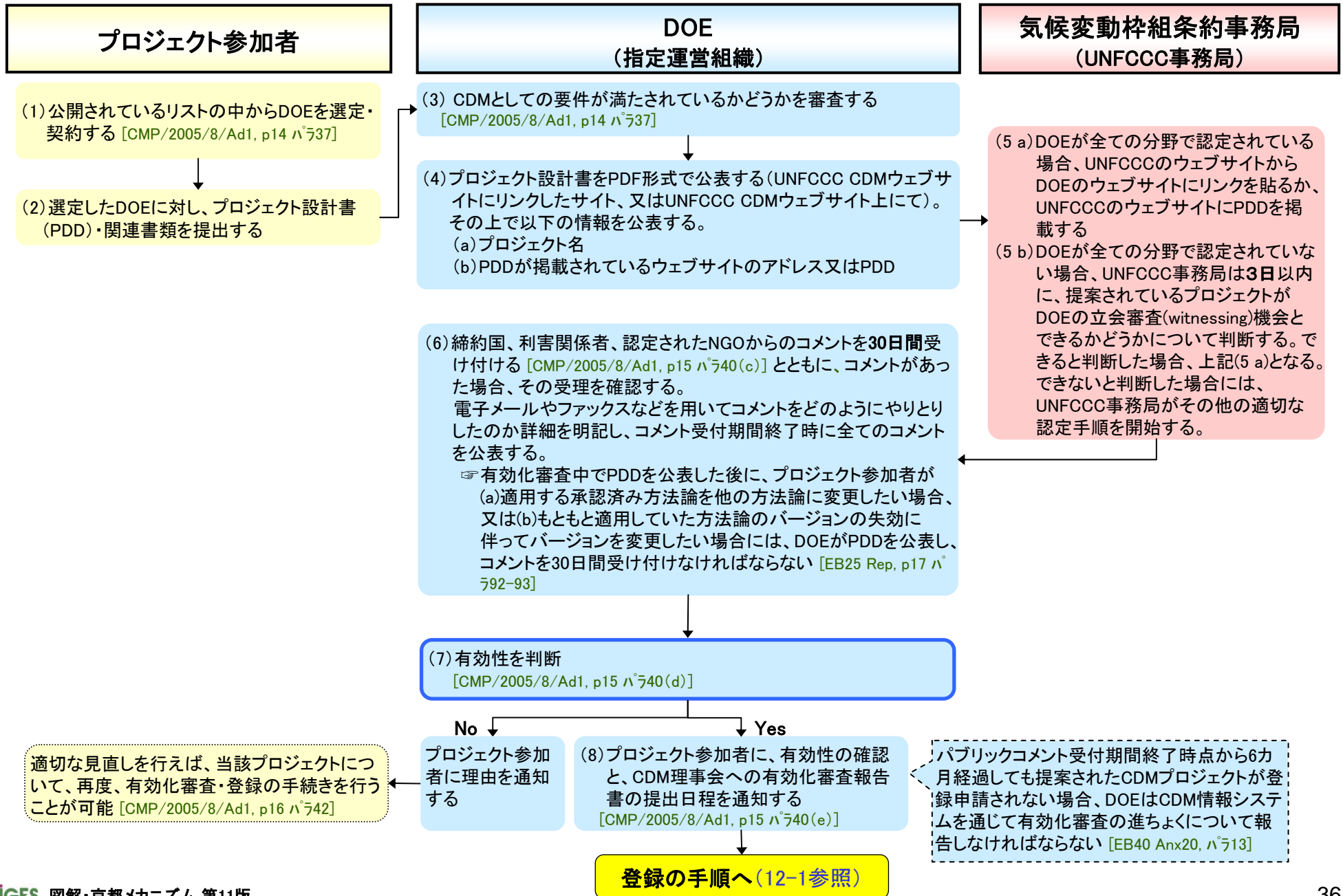
### 参考: 実際の承認レターの内容

- ☞ 承認レターの宛先はプロジェクト参加者となる
- ☞ ほとんどの場合、プロジェクトの承認レター (approval letter) は、プロジェクト参加者に対するプロジェクトへの参加の承認レター (authorization letter) を兼ねている (4-6参照)
  - ⇒ さらに、ある国のDNAが他の国のプロジェクト参加者のプロジェクトへの参加を承認する場合もある
- ☞ DNAが、無条件で承認しなければならないこと以外の点で、条件を付けている例もある
  - ⇒ 例えば CERの移転量の上限設定、承認レターの有効期間の設定、ユニラテラルCDMの拒否、DNAへの報告要求等
- ☞ 正式な承認レターについては、当該国の言語で書かれ、英文については非公式な翻訳という位置づけの場合もある

# 11. CDMプロジェクトの有効化審査

## 11-1. 有効化審査(validation)の手順

<[http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/public\\_availPDD\\_ver04.pdf](http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/public_availPDD_ver04.pdf)>[Version 4/June 2005]





## 11-2. 有効化審査(validation)の要件

- ◆プロジェクト参加者により選定されたDOE(指定運営組織)は、契約に基づきプロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、有効化審査のための要件(以下参照)が満たされているかを確認する [CMP/2005/8/Ad1, p14 パラ37]
  - ☞ CDMに参加するための以下の条件が満たされていること
    - ⇒ CDMプロジェクトへの参加が自主的であること
    - ⇒ 締約国がCDMに参加する場合、DNA(指定国家機関)を設立していること
    - ⇒ 非附属書 I 国であっても、京都議定書締約国であればCDMプロジェクトに参加することが可能
  - ☞ 地元利害関係者のコメントを募り、受け取ったコメントの要約の提出、コメントに対してどのように適切な考慮を行ったのかについてDOEへの報告書が提出されていること
  - ☞ 環境影響分析、又はホスト締約国の要請に沿った環境影響評価に関する文書がDOEに提出されていること
  - ☞ 提案されているプロジェクトがなかった場合と比して、温室効果ガスの追加的な排出削減が予想されること
  - ☞ ベースライン・モニタリング方法論が、CDM理事会によって既に承認済み方法論の要件又は新方法論を構築する方法や手順に関する要件を満たしていること
  - ☞ モニタリング・検証・報告に関して、CDMのルールや関連するCMPの決定に従っていること
  - ☞ その他のCDMルール、CMPやCDM理事会による関連する全ての決定に従っていること

### 有効化審査報告書(Validation Report)

- ◆有効化審査報告書に関してDOEは以下のことを行うことが必要

[CMP/2005/8/Ad1, p15 パラ40]

- ☞ CDM理事会への有効化審査報告書の提出の前に、ホスト国による「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」という確認を含め、関係締約国のDNAから書面による自主的参加の承認を受け取っていること
- ☞ 守秘義務に関する規定に従いPDDを公表すること
- ☞ 提案されたプロジェクトの有効性を決定した場合、PDD、ホスト締約国の書面による承認、受け取ったコメントへの対応についての説明を含む有効化審査報告書によって、CDM理事会に登録申請を提出すること
- ☞ CDM理事会に提出した後、有効化審査報告書を公表すること

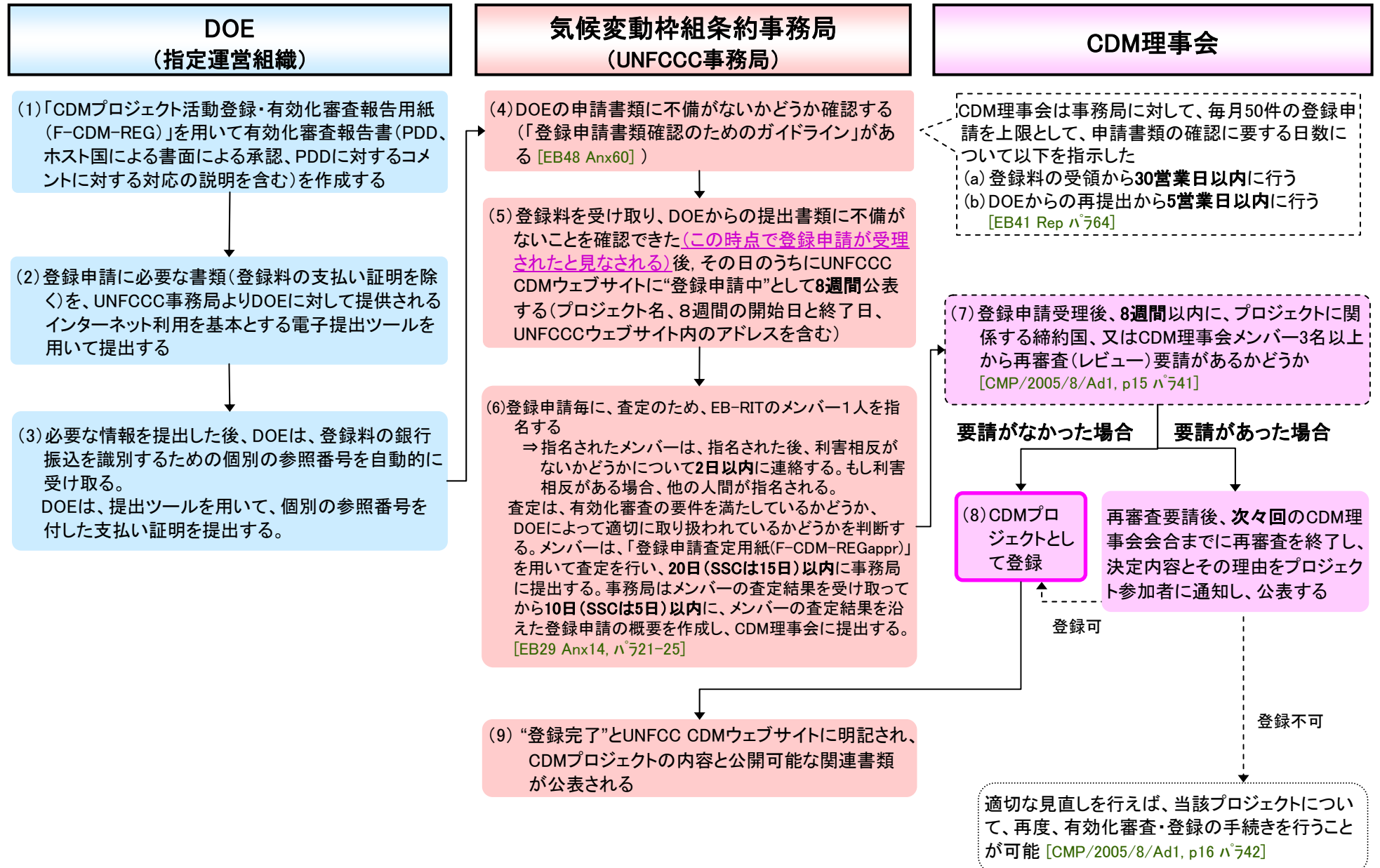
### 参考:承認済み方法論の改定と有効化審査 [EB43 Anx12, パラ6]

- ☞ 改定前の承認済み方法論を使ったPDDを有効化審査におけるパブリック・コメント受付のために公開していたものの、猶予期間中(7-5参照)に登録申請できなかった場合、プロジェクト参加者は改定後の方法論を適用してPDDを改定しなければならない
- ☞ 改定したPDDは、CDM理事会が方法論を改定する際に指示していない限り、登録申請前に、パブリック・コメント受付のために再度公開する必要はない
- ☞ 同様に、プロジェクト参加者が改定後の方法論の要素を使用するよう要求された場合(承認済み方法論の逸脱時等)、パブリック・コメント受付のための再公開を行う必要はない

## 12. CDMプロジェクトの登録

### 12-1. 登録の手順

[CMP/2005/8/Ad1, p54][EB14 Anx7]



12-2. 登録再審査の手順

(バージョン8)[EB38 Anx20]

(1) 再審査の要請

プロジェクトの関係締約国より

関連するDNA(指定国家機関)が正式な連絡方法(例えば、公式レターと署名又は専用メールを利用する等)を用いて、再審査の要請をUNFCCC事務局を通してCDM理事会に送る

CDM理事会メンバーより

再審査の要請をCDM理事会に通知する

UNFCCC事務局は再審査の要請を受領後、直ちにCDM理事会に要請を転送する

- ☞ 再審査の要請は有効化審査要件に関連する事項でなければならず、かつ要請は具体的でなければならない
- ☞ 再審査の要請は「CDMプロジェクト登録再審査用紙(F-CDM-RR)」及び補完的な文書により行い、要請理由もつける
- ☞ CDMプロジェクトの登録申請を受理して8週間後の17時(GMT)以降の再審査要請については検討の対象とはならない
- ☞ CDM理事会メンバー3名より提出された再審査要請が軽微な事項に関するものであった場合、指摘事項に対してプロジェクト参加者とDOEが十分な説明を行うまでプロジェクトの登録が延期されることが通知される。プロジェクト参加者とDOEは、通知があつてから2週間以内にUNFCCC事務局に説明を提出することが必要。プロジェクトの登録が行われる前に、UNFCCC事務局がCDM理事会議長と協議の上、内容を確認する。

提案されたプロジェクトについて、関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名より再審査の要請があつた場合、直ちに以下のことが行われる

- (a) 再審査の要請がCDM理事会会合初日の3週間前までにあつた場合、プロジェクトの再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議事に含まれる。そうでない場合はその次のCDM理事会会合の議事になる。
- (b) CDM理事会は再審査の要請があつたことをプロジェクト参加者とDOEに通知し、再審査要請が検討される次回以降のCDM理事会会合の日程と開催場所についても知らせる。再審査プロセスに関心のある利害関係者は、CDM理事会に出席する機会が与えられる。  
⇒プロジェクト参加者とDOEは、再審査の要請があつた場合、指摘があつた事項に関してCDM理事会に対する意見送付を求められる。意見送付の期限は通知があつてから2週間以内となる。  
⇒CDM理事会の議事次第案の回覧日の1週間前より後に再審査の要請がなされた場合、別途の取扱いとなる
- (c) プロジェクト参加者とDOEは再審査プロセスのための連絡担当者を置くことが必要
- (d) 登録申請されているプロジェクトについて、UNFCCC CDMウェブサイト上で「再審査中(ただしこの段階では再審査が決定している訳ではない)」と表示され、UNFCCC CDMニュースで通知される

(2) 再審査の決定、範囲と方法

- ☞ CDM理事会は再審査を実施するか、又はCDMプロジェクトとして登録するか、次回会合で検討、決定する
- ☞ CDM理事会がプロジェクトの登録を決定した場合、登録作業を進める前にプロジェクト参加者とDOEに対して修正を要請する場合がある。CDM理事会議長が修正が適正でないと判断した場合、UNFCCC事務局に対し次回会合で再検討することを要請できる。
- ☞ CDM理事会が再審査の実施を決定した場合、同会合において再審査の範囲と再審査チームの構成を決定する。構成メンバーはCDM理事会メンバー2名と必要に応じ外部専門家より構成される。

(3) 再審査のプロセス

- ☞ 再審査チームは、その構成決定後1週間以内に、DOEとプロジェクト参加者に対する詳細な説明の要請を作成し送付する
- ☞ DOEとプロジェクト参加者は、その要請が送付されてから5日以内に再審査チームへの説明を提出することが必要
- ☞ 再審査チームとしての勧告は、次回CDM理事会会合の1週間前まで作成されなければならない

(4) 再審査の結果

- ☞ 再審査は、再審査の要請後、次々回のCDM理事会会合までに終了しなければならない
- ☞ CDM理事会は、当該プロジェクトを登録する、登録を行う前に再審査の結果に基づきDOEとプロジェクト参加者に対して修正を要請する、登録を拒否する、のうちいずれかの決定を行う
- ☞ CDM理事会は決定結果とその理由を公表することが必要
- ☞ 再審査がDOEの能力に関する問題を指摘している場合、CDM理事会はDOEのスポットチェックを行うかどうか検討する

**参考：再審査要求の費用** [EB38 Anx20, P.21]  
CDM理事会は再審査にかかる費用を負担する。理事会が登録を拒否する場合で、かつDOEの不法行為・不適当が明らかになった場合には、DOEが費用を補償する。ただし、この条項は実際の費用を見て再検討する。

12-3. 登録料

CDMプロジェクト登録料 [EB37 Anx20]

- ◆ CDM参加者は登録の際、登録料を支払う
- ◆ 登録料は、「CDM制度の運用経費に充てるための徴収分(SOP-Admin)」に、当該CDMプロジェクトのクレジット期間全体における平均年間排出削減量を乗じた額とする
  - ☞ SOP-Adminは、ある暦年におけるCER発行要求に対して、最初の15,000t-CO<sub>2</sub>までは0.1米ドル/CER、それを超える分については0.2米ドル/CER
  - ☞ 登録料は最大350,000米ドルとする
  - ☞ クレジット期間全体における平均年間排出削減量が15,000t-CO<sub>2</sub>を下回るCDMプロジェクトについては登録料を支払う必要はない
  - ☞ 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、登録料及びSOPを支払う必要はない

登録料の例

予想年間排出削減量	登録料
10,000 t	-
15,000 t	\$ 1,500
30,000 t	\$ 4,500
100,000 t	\$ 18,500
1,000,000 t	\$ 198,500
1,757,500 t	\$ 350,000
3,000,000 t	\$ 350,000

- ◆ DOE(指定運営組織)はプロジェクト設計書に書かれている予想排出削減量の達成可能性について記述しなければならない。この記述が登録料算定の基準となる [EB11 Anx6, p.72]
- ◆ 新規植林・再植林(A/R)CDMプロジェクトについては、「A/R CDMプロジェクトの登録料に関するガイダンス」を参照 [EB36 Anx21]

☞ 登録料は、(CERの発行時に支払うべき)SOP-Admin(16参照)から差し引かれる

☞ 結果として、登録料は、CER発行時に支払うべきSOP-Adminの前払いとなる

☞ プロジェクトが登録されなかった場合、支払った登録料のうち30,000米ドルを超える部分は払い戻される

参考:PDD公開済みのプロジェクトの撤退 [EB30 Rep, p.741]

☞ 有効化審査の一環としてPDDを公開済みのプロジェクトが登録申請を行わない場合、DOEはプロジェクト参加者から自主的な撤退について確認する書簡を受け取るとともに、撤退について有効化審査報告書中に言及する

## 13. CDMプロジェクト実施後の変更

### 13-1. モニタリング計画の変更

- ◆ CDMプロジェクト参加者は、正確性及び/又は完全性を改善するためのモニタリング計画の改定を行うことができる。ただしDOEによる有効化審査を合格することが条件。[CMP/2005/8/Ad1, p18 パラ57]
- ◆ モニタリング計画の改定要請は、CERの発行申請の前にDOEが行う
- ◆ モニタリング計画の改定要請ができるのは以下の場合：
  - ☞ 登録されたCDMプロジェクトのモニタリング計画が、承認済みのモニタリング方法論と整合していないことが明らかとなった場合、又は
  - ☞ モニタリング計画の改定が、モニタリング及び検証プロセスにおける正確性又は完全性を減少させないことが確保できる場合[EB31 Anx12 パラ14-15]

#### 改定されたモニタリング計画の適用可能性 [EB26 Anx34 パラ4]

プロジェクト参加者は、登録されたPDDに記載されているモニタリング計画を実施しなければならない。この手続きに従い、方法論パネルの議長が(CDM理事会議長と協議を行いつつ)モニタリング計画の改定を認めた場合に限り、プロジェクト参加者は改定されたモニタリング計画を適用することができる。

#### 有効化審査の実施 [EB26 Anx34 パラ5]

DOEはCDMウェブサイトの専用画面を用いて、有効化審査に関する意見を準備し事務局に提出する。意見は以下の情報を含むものとする。

- ☞ 提案されるモニタリング計画の改定が、モニタリング及び検証プロセスにおける正確性又は完全性を減少させないことをどのように確保するのか
- ☞ 提案されるモニタリング計画の改定が、当該プロジェクトに適用可能な承認済みモニタリング方法論とどのように整合しているのか
- ☞ (もしあれば)過去の検証報告書における知見がどのように考慮されているのか

#### 申請 [EB26 Anx34 パラ6-9]

- ☞ 事務局は提出書類に不備がないことを確認した後、提案された改定の査定のためEB-RITのメンバーを1人指名する
- ☞ 査定は10日以内に事務局に提出し、CDM理事会に1日以内に送付する
- ☞ 提案されるモニタリング計画の改定は、方法論パネル議長とCDM理事会議長と協議しながら、事務局によって検討される
- ☞ モニタリング計画の改定が認められた場合、改定結果はCDMウェブサイトにおける当該プロジェクトのページに表示される

#### 参考: モニタリング期間の変更

[EB41 Rep, パラ78]

- ☞ DOEは検証プロセスにおける是正措置要求(corrective action request: CAR)の結果に基づく場合、モニタリング期間の変更を行うことができる

13-2. 登録済みPDDの記載内容からの変更

登録済みPDD記載内容からの変更におけるタイプ別の評価のためのガイドライン (ver. 1)

[EB48 Anx67] <2009年10月1日より適用>

- ◆ 以下の少なくとも1点以上に影響を与える永続的な変更があった場合、DOEは登録済みPDD記載内容からの変更として通知し承認を要請しなければならない

プロジェクトの追加性に影響を与える変更

- ☞ このカテゴリでは以下のような変更が含まれる
  - (a) 設備容量や設備数の増大、又はPDD記載より劣った技術の採用による設備容量や設備数の減少による、設備能力の実質的な変更
  - (b) 構成要素の追加、又は技術の拡張
  - (c) 複数のサイトで登録されたプロジェクトにおいて、一つ又は複数のサイトにおけるプロジェクト活動の減少又は追加
  - (d) プロジェクト参加者の管理下にある排出削減量の決定に関係のある実稼働に関する値の違いで、それが登録されたPDDに記載されているIRRのベンチマーク比較に影響を与える場合
- ☞ プロジェクトの追加性は、CDMとして進めるという決定を行った時点におけるプロジェクトに固有の条件(投資額、コスト、障壁、関連法等)を反映している。したがって、プロジェクトがPDD記載内容に沿った実施ではない場合、これらの条件は変わるためプロジェクトの追加性について再評価されるべきである。
- ☞ DOEは、登録済みPDDの中で影響を受けるデータ/情報がどのような由来なのかを評価し、前提としたオリジナルのデータ/情報が正しいかどうかについて審査しなければならない
- ☞ 追加性の再評価は、オリジナルのインプット・データに基づいて行われることが必要。例えば投資分析の場合、基本的にはオリジナルの表計算シートにおいて修正された重要なパラメータのみを変更させる。
- ☞ 追加性の証明に際して障壁のみで説明してある場合、新たな環境の下でなぜその障壁が有効なのかについて説明することが必要

CDMプロジェクトの規模の変更

- ☞ このカテゴリでは、プロジェクト規模の変更によって小規模CDMの定義に合致しなくなり、簡易化された方法論の適用ができなくなった場合のことをいう
- ☞ 規模の変更の評価は、小規模CDMのタイプ別(I、II、III)に行う(18-1参照)

ベースライン方法論の適用や適用可能条件に影響を与える変更

- ☞ このカテゴリでは以下のいずれかの変更が含まれる
  - (a) 採用した方法論が適用ができなくなった場合
  - (b) 他の方法論が適用できていた場合
  - (c) 他のベースラインシナリオの方がより適切な場合
- ☞ CDM理事会によって承認された方法論の使用から変更する場合、登録されたプロジェクトのベースライン方法論の適用可能条件及び適用について再評価することが必要

登録済みPDD記載内容からの変更通知及び承認要請するための手続 (ver.1)

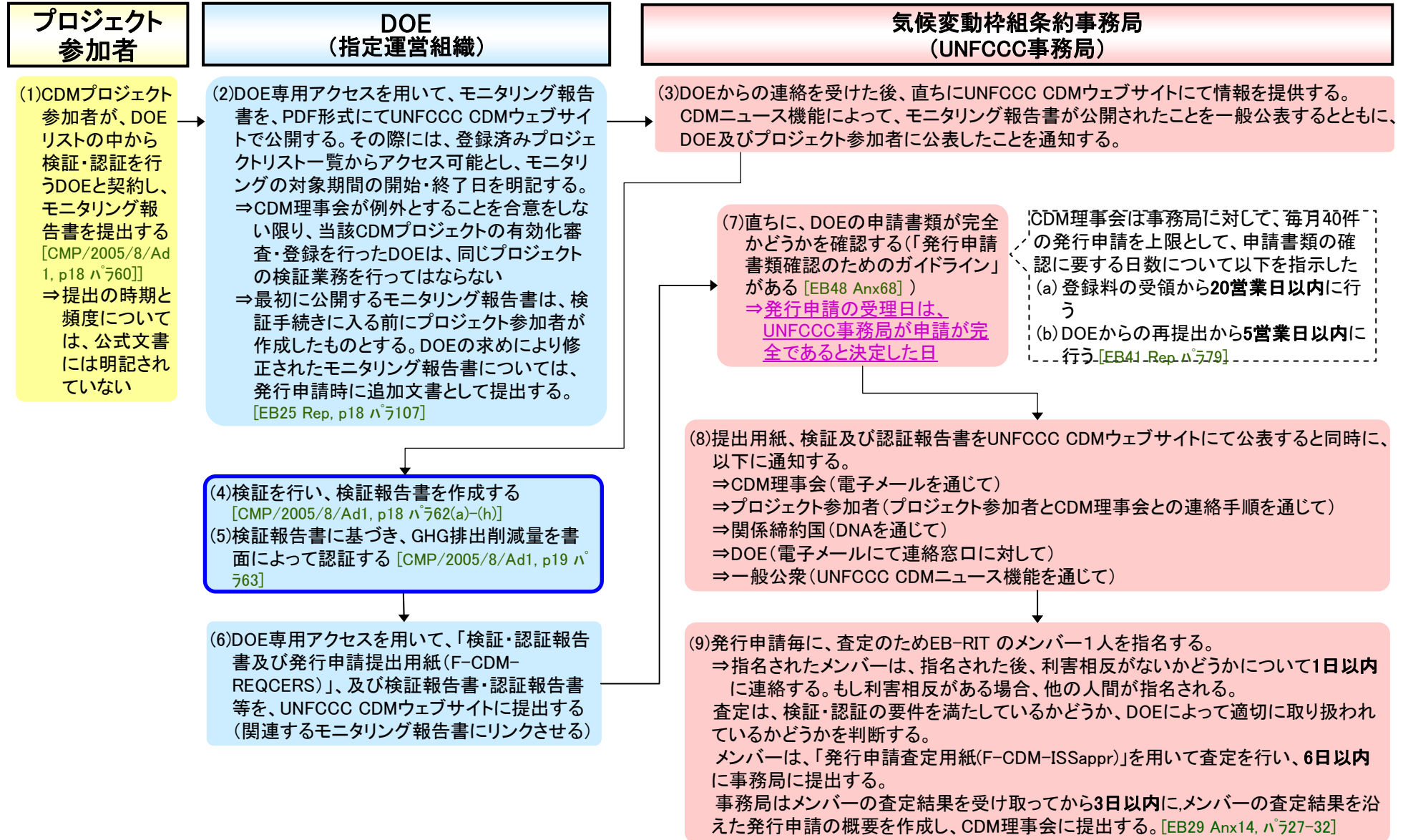
[EB48 Anx66] <2009年10月1日より適用>

- ◆ この手続は、(a)登録済みPDDの記載内容に沿ってプロジェクトが実施されていない、又は(b)プロジェクト実施後に登録済みPDDの記載内容からの永続的な変更がありCERが発行されている、という状況において登録済みPDD記載内容からの変更があった場合、DOEによって進められる
- ◆ 手続の詳細については[EB48 Anx66]を参照

# 14. CERの検証・認証・発行

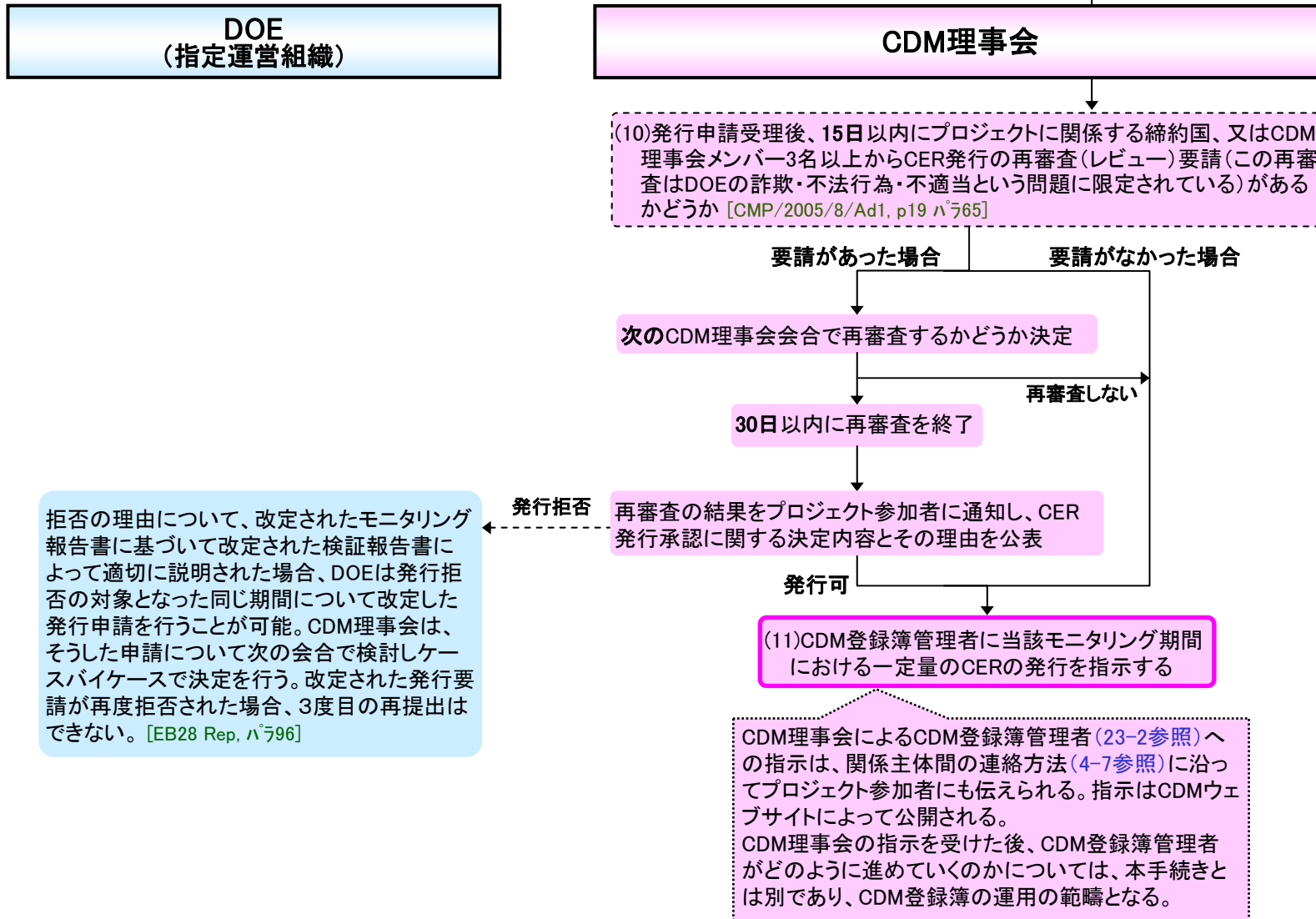
## 14-1. CERの検証・認証・発行の手順

[Procedures for making the monitoring report available to the public in accordance with paragraph 62 of the modalities and procedures for the CDM version 01 / 7 April 2005][Procedures relating to verification report and certification report/request for issuance of CERs version 01 / 8 June 2005] <<http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures>>



次ページへ

[Procedures relating to verification report and certification report/request for issuance of CERs version 01.1 / 20 December 2006] <http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures>





14-2. CER発行再審査の手順

(バージョン5)[EB38 Anx22]

(1) 再審査の要請

プロジェクトの関係締約国より

関連するDNA(指定国家機関)が正式な連絡方法(例えば、公式レターと署名又は専用メールを利用する等)を用いて、再審査の要請をUNFCCC事務局を通してCDM理事会に送る

CDM理事会メンバーより  
再審査の要請をCDM理事会に通知する

UNFCCC事務局は再審査の要請を受領後、直ちにCDM理事会に要請を転送する

- ☞ 再審査の要請はDOEの詐欺・不法行為・不相当という事項に限定していなければならない
- ☞ かつ要請は具体的でなければならない
- ☞ CER発行再審査の要請は「再審査要請用紙(FCDM-IR)」で行い、明確な要請理由もつける
- ☞ CERの発行申請を受理して15日後の17時(GMT)以降の再審査要請については検討の対象とはならない
- ☞ CDM理事会メンバー3名より提出された再審査要請が軽微な事項に関するものであった場合、指摘事項に対してプロジェクト参加者とDOEが十分な説明を行うまでCERの発行が延期されることが通知される。プロジェクト参加者とDOEは、通知があつてから**2週間以内**にUNFCCC事務局に説明を提出することが必要。CERの発行が行われる前に、UNFCCC事務局がCDM理事会議長と協議の上、内容を確認する。

提案されたCER発行について、関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名より再審査の要請があつた場合、直ちに以下のことが行われる

- (a) 再審査の要請がCDM理事会会合初日の**3週間前**までにあつた場合、CER発行の再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議事に含まれる。そうでない場合はその次のCDM理事会会合の議事になる。
- (b) CDM理事会は再審査の要請があつたことをプロジェクト参加者とDOEに通知し、再審査要請が検討される次回以降のCDM理事会会合の日程と開催場所についても知らせる。再審査プロセスに関心のある利害関係者は、CDM理事会に出席する機会が与えられる。  
⇒プロジェクト参加者とDOEは、再審査の要請があつた場合、指摘があつた事項に関してCDM理事会に対する意見送付を求められる。意見送付の期限は通知があつてから**2週間以内**となる。  
⇒CDM理事会の議事次第案の回覧日の**1週間前より後**にCER発行再審査の要請がなされた場合、別途の取扱いとなる
- (c) プロジェクト参加者とDOEは再審査プロセスのための連絡担当者を置くことが必要
- (d) CER発行申請されているプロジェクトについて、UNFCCC CDMウェブサイト上で「再審査中(ただしこの段階では再審査が決定している訳ではない)」と表示され、UNFCCC CDMニュースで通知される

(2) 再審査の決定、範囲と方法

- ☞ CDM理事会はCER発行の再審査を実施するか、又は発行を承認するか、**次回会合**で検討、決定する
- ☞ CDM理事会がCER発行を決定した場合、発行を進める前にプロジェクト参加者とDOEに対して修正を要請する場合がある。CDM理事会議長が修正が適正でないと判断した場合、UNFCCC事務局に対し次回会合で再検討することを要請できる
- ☞ CDM理事会が再審査の実施を決定した場合、同会合において再審査の範囲と再審査チームの構成を決定する。構成メンバーはCDM理事会メンバー2名と必要に応じ外部専門家より構成される。

(3) 再審査のプロセス

- ☞ 再審査チームは、DOEとプロジェクト参加者に対する詳細な説明の要請を作成し送付する
- ☞ DOEとプロジェクト参加者は、その要請が送付されてから**5日以内**に再審査チームへの説明を提出することが必要
- ☞ 再審査チームとしての勧告は、次回CDM理事会会合の**1週間前**まで作成されなければならない

(4) 再審査の決定

- ☞ 再審査は、再審査の要請後、**30日以内**に終了しなければならない
- ☞ CDM理事会は、CER発行を承認する、CER発行を承認する前に再審査の結果に基づきDOEに対して修正を要請する、CER発行を拒否する、のうちいずれかの決定を行う
- ☞ CDM理事会は決定結果とその理由を公表することが必要
- ☞ 再審査がDOEの能力に関する問題を指摘している場合、CDM理事会はDOEのスポットチェックを行うかどうか検討する

参考：再審査要求の費用 [EB38 Anx22, パラ21]

CDM理事会は再審査にかかる費用を負担する。CDM理事会がCER発行を拒否する場合で、かつDOEの不法行為・不相当が明らかになった場合には、DOEが費用を補償する。ただし、この条項は実際の費用を見て再検討する。

## 15. 逸脱(deviation)要請の手順

- ◆ DOEは、承認済み方法論や登録済みプロジェクトの規定内容からの逸脱がある場合、プロジェクトの登録申請又はCERの発行申請の前にCDM理事会に通知し、それらの逸脱にどのように対処する方針なのかについて説明を行う [EB24 Anx30, パラ1]
- ◆ 逸脱要請は、登録されたプロジェクトの条件、状況、又は特徴の変化によって、排出量の推計やモニタリング手順に変更の必要が生じたような場合に行う
- ◆ 逸脱はプロジェクト固有のものである
- ◆ 逸脱要請は、(i)モニタリング計画が、登録されたプロジェクトに適用されているモニタリング方法論に合致していない場合、(ii)承認済み方法論が当該プロジェクトの適用可能でなくなった場合、(iii)「承認済み方法論の適用に関する追加説明の要請手順(7-6参照)」に該当するような変更の場合、(iv)例えば、承認済み方法論に言及されていないパラメータのデフォルト値の変更を伴う場合、には行うことはできない [EB30 Anx1, パラ12-13]

### (1) 逸脱要請の提出 [EB24 Anx30, パラ4-9]

#### (a) 登録時:承認済み方法論からの逸脱要請

DOEは、有効化審査において、プロジェクト参加者が当該プロジェクトに対する承認済み方法論の適用について逸脱していると判断した場合、当該プロジェクトの登録申請を行う前に、逸脱が許容可能かについてCDM理事会からのガイダンスを得る。DOEが、承認済み方法論からの逸脱が、当該方法論の改定を必要とすると判断した場合、承認済み方法論の改定の手続きに従うこと。

#### (b) 発行時:登録済みプロジェクトの規定からの逸脱要請

DOEは、検証段階において、プロジェクト参加者が登録済みの当該プロジェクトの関連文書の規定から逸脱している判断した場合、

- ☞ 検証期間の排出削減について認証せず、CDM理事会に伝達する、
- ☞ 又は、検証/認証の決定を行う前に、逸脱が許容可能かについてCDM理事会からのガイダンスを得る

ガイダンスを得る方針をとった場合、DOEは「逸脱申請用紙(F-CDM-DEV)」を用いて、インターネット経由で逸脱要請を行う

用紙の提出後、UNFCCC事務局は文書をCDM理事会に(上記(a)の場合は方法論パネルにも)送付する。

☞ 事務局は、方法論パネル議長と(上記(b)の場合はCDM理事会議長と)協議し、逸脱要請が基準に達していないと評価した場合、DOEに対して逸脱要請ではなく承認済み方法論の改定申請(上記(b)の場合は逸脱要請の再提出)をするよう要求する。UNFCCC事務局からCDM理事会に送付した日が、逸脱要請の受理日となる。また逸脱要請に関する情報については、DOEから別途明記されていない限り、公表される。

### (2) 逸脱要請の検討 [EB24 Anx30, パラ10-12]

CDM理事会議長は、関連するパネル/WGの議長と協議をしながら、**5営業日以内**に以下を決定する

- ☞ パネル/WGが技術的な解釈について検討を行う
- ☞ さらなる情報を要求する(この場合、UNFCCC事務局はDOEに対して可能な限り早急に情報提供しよう通知する)。それらの情報の受領後には、CDM理事会及びパネル/WGに送付する。

パネル/WGによる技術的な検討が必要ない場合、又はパネル/WGから技術的な解釈が提供された後、CDM理事会は、CDM理事会議長が作成した決定案に基づいて、電子意志決定によって早急に以下について決定を行う

- ☞ 逸脱要請を受理すべきかどうか
- ☞ さらなるガイダンスをDOEに示すかどうか
- ☞ 一般的な解釈について、全てのDOE・プロジェクト参加者と共有すべきかどうか

CDM理事会による決定の後、UNFCCC事務局はDOEに対してその決定とCDM理事会からのガイダンスを通知する。一般的な解釈について全てのDOE・プロジェクト参加者と共有すべき場合、UNFCCC事務局は公表を行う。

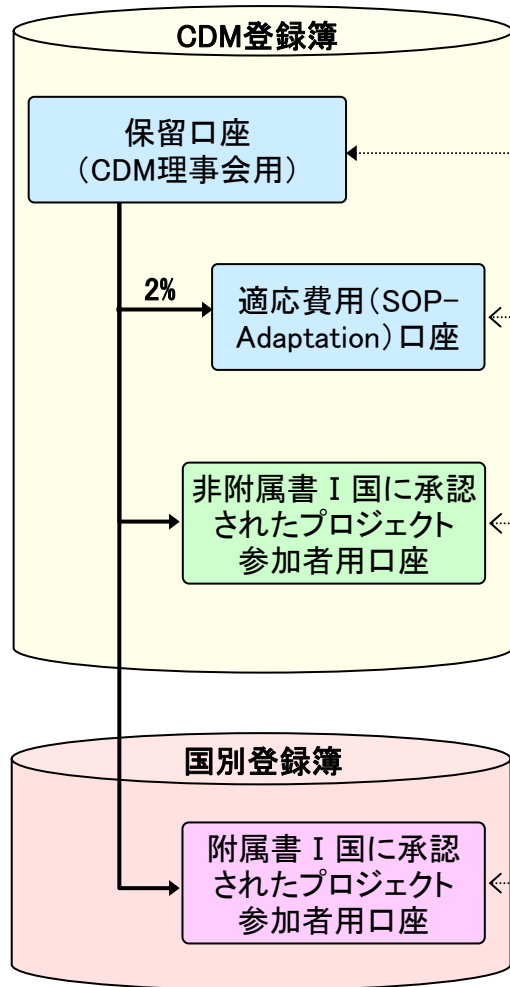
### (3) パネル/WGによる逸脱要請の検討 [EB24 Anx30, パラ13-14]

パネル/WGが逸脱要請を検討すべき場合、パネル/WGの議長は以下を決定する

- ☞ 次回のパネル/WGの会合で取り扱うべきかどうか
- ☞ 又は要請についてパネル/WG内で電子的に取り扱うべきか

会合で要請を検討すべき場合、パネル/WGは、**可能であれば次回会合**で逸脱の提案について検討し、CDM理事会に対して、要請を受容し要請に関する解釈を提供すべきかどうかについて勧告を行う。パネル/WGの議長の指導の下で、最大2名までのパネル/WGメンバーが選定され、勧告案を作成する。

## 16. CERの分配



- ◆ CDM理事会からのCERの発行指示に基づいて、CDM登録簿管理者(23-2参照)が、指定量のCERをCDM登録簿内の保留口座に速やかに発行する [CMP/2005/8/Ad1, p19 ㏪766]
- ◆ CERの発行(及び分配)は、CDM制度の運用経費に充てる徴収分(SOP-Admin:管理費用)が支払われた後に行われる [CMP/2005/8/Ad1, p98 ㏪737]
  - ☞ 管理費用(SOP-Admin)は
    - ⇒ ある暦年において発行請求されたCERについて、最初の15,000t(CO<sub>2</sub>換算)までは、0.1米ドル/CER
    - ⇒ ある暦年において発行請求されたCERについて、15,000t(CO<sub>2</sub>換算)を超える分については、0.2米ドル/CER。 [EB23 Anx35, ㏪71]
  - ☞ (支払い済みの)CDMプロジェクトの登録料分(12-3参照)は、管理費用の負担額から控除される
  - ☞ 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、登録料及びSOPを支払う必要はない [EB37 Anx20, ㏪75]

- 発行されたCERのうち2%分が、気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てる分担分(SOP-Adaptation:適応費用)として差し引かれる [CP/2001/13/Ad2, p23 ㏪15(a)]
  - ☞ 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、差し引かれない [CP/2001/13/Ad2, p23 ㏪15(b)]

- ◆ CERはプロジェクト参加者の要請に従い、登録簿内の口座に転送される [CMP/2005/8/Ad1, p20 ㏪766(b)]
- ◆ CERの分配に関する決定は、プロジェクト参加者のみによって行われる [Glos ver4, p26]
  - ☞ プロジェクト参加者は、登録時又はそれ以降に示した「関係主体間の連絡方法(4-7参照)」に従い、文書でUNFCCC事務局を通じて、CDM理事会に(分配比率を)連絡しなければならない。
  - ☞ あるプロジェクト参加者がCER分配比率に関与しないことを希望する場合、遅くとも分配に関する要請を行う時まで、UNFCCC事務局を通じてCDM理事会に連絡しなければならない
  - ☞ CER分配に関する要請の変更は、プロジェクト参加者全てが同意し、署名入りの適切な文書がある場合のみ可能 [Glos ver4, p27]
- ◆ 発行されたCERについて、1回の取引において部分的に分配することが可能 [EB21 Rep, ㏪70]

### 参考:(附属書I国からの)プロジェクト参加者用暫定口座(23-2参照)

(附属書I国の)国別登録簿及び国際取引ログが稼働して、附属書I国及びそれらの締約国にプロジェクトへの参加を承認されたプロジェクト参加者がCDM登録簿内の保留口座からCERを受け取ることができるようになるまでの間、CDM登録簿内に「附属書I国用暫定口座」を設置する [CP/2004/2/, p15 ㏪75]

### 参考:CDM登録簿からのCERの移転

非附属書I国及びそれらの締約国にプロジェクトへの参加を承認されたプロジェクト参加者は、CDM登録簿内の保有口座から、(附属書I国の)国別登録簿口座にCERを移転することができる [CP/2004/2/, p15 ㏪75]

## 17. クレジット期間の更新

[EB43 Anx13]

登録済みのCDMプロジェクトのクレジット期間の更新は、元のベースラインが依然有効又は適用可能な新しいデータを元に更新されていることをDOEが決定し、CDM理事会に通知して初めて有効となる

### (1) 改定PDDの作成

プロジェクト参加者は、PDDの中で承認済み方法論を用いたベースライン、排出削減量の推計、モニタリング計画に関する部分について、以下のように更新しなければならない:

- ☞ a) 元のPDDに適用した承認済み方法論について、活用可能な最新のものをを用いなければならない
- ☞ b) 元のPDDに適用した方法論が当該CDMプロジェクトの登録以降に撤廃され統合方法論によって代替された場合、その統合方法論の最新のものをを用いなければならない
- ☞ c) クレジット期間の更新を行う当該CDMプロジェクトについて、元のPDDに適用した方法論の改定やベースラインの更新によって上記a)、b)を行えない場合、そのほかの適用可能な承認済み方法論を用いるか、DOEを通じて逸脱要請(15参照)を行うかのいずれかを選択する

元の、あるいは更新されたベースラインの有効性の実証については、ベースライン・シナリオの再評価を求めるものではなく、そのシナリオからの排出されるであろう排出量の評価を行うものである

### (2) クレジット期間の更新申請

登録済みのCDMプロジェクトのクレジット期間の更新を行う意図のあるプロジェクト参加者は、現在のクレジット期間が終了する6~9カ月前に、改定されたPDDと選定したDOEに関する情報について、専用ウェブサイトを用いて事務局に提出する

- ☞ クレジット期間の更新に際しては、関係締約国から新たに承認レターを獲得する必要はない
- ☞ クレジット期間の更新申請に際して、申請料は必要ない

DOEの有効化審査は元の、あるいは更新されたベースラインの有効性について、以下の点を評価しなければならない

- ☞ 関連するCDM理事会のガイダンスを考慮に入れつつ、新たな国家及び/又は部門政策や状況がベースライン・シナリオに与える影響
- ☞ 本の、あるいは更新されたベースラインの有効性、及び該当するクレジット期間における排出削減量の推計に関する承認済み方法論の適用の正確性

DOEは、「登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間更新用紙(F-CDM-REN)」及び改定されたPDDと有効化審査報告書を提出することにより、クレジット期間の更新の要請を行う

現在のクレジット期間が終了する日の6カ月前までに、クレジット期間の更新要請の通知を事務局が受領しなかった場合、当該CDMプロジェクトは、そのクレジット期間を超えてCERの発行を行うことはできない(クレジット期間が更新されたと見なされた日から再度発行可能)

### (3) 申請の処理

登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間の更新の要請の受領後、事務局はDOEからの提出書類と情報がそろっているかどうかを確認する

事務局は、要請について確認した後、登録されたCDMプロジェクトがクレジット期間の更新を要請していることについてUNFCCCウェブサイトにて4週間公開するとともに、要請したDOE、プロジェクト参加者及びDNAに連絡する

4週間の間に、再審査の要請がなければ、クレジット期間が更新されたと見なされる

- ☞ クレジット期間の更新要請の再審査手順は、「登録再審査の手順」と同様である(12-2参照)
- ☞ 更新されたクレジット期間の開始日は、前のクレジット期間の終了日の翌日とする

現行ベースラインの有効性の評価及びクレジット期間の更新の際のベースライン更新のためのツール [EB46 Anx11, p4-6]

ステップ 1 次期クレジット期間における現行ベースラインの有効性の評価

ステップ1.1 現行ベースラインに関連する義務的な国家・産業政策の遵守に関する評価

(今回の)クレジット期間更新のための要請時点において、現行ベースラインが、有効化審査のための書類提出(又は前のクレジット期間更新のための書類提出)以降に効力が生じたすべての関連する義務的な国家・産業政策を遵守しているかどうか？

ノー、又はそれらの政策が体系的に執行されておりその国又は地域において広く一般的に遵守されている場合

イエス

ステップ1.2 状況変化の影響評価

ベースラインシナリオそのものの再評価はせずに、現行ベースライン排出量についてクレジット期間の更新を要請する時点で存在している状況変化の影響の評価を行う。新たな状況において、現行ベースラインの有効性が継続されると言えるのか？

言えない

言える

ステップ 1.3 現行ベースラインにおいて使用すると仮定した機器を継続使用すると再度仮定することの技術的観点からの可能性評価

本ステップはベースラインが現行状態の継続である場合についてのみ適用される。当該CDMプロジェクトがなかったとした場合に継続使用されていたと仮定した機器の技術的な寿命の残存期間が、更新を要請するクレジット期間を超えているかどうか？

超えていない

超えている

ステップ 1.4: データ及びパラメータの有効性の評価

クレジット期間の開始時点で決定し、クレジット期間中にはモニタリングを行っていないすべてのデータ及びパラメータがまだ有効かどうか？下記のケースが当てはまる場合には更新が必要。

有効でない

- ☞ IPCCデフォルト値を使用している場合、新たなデフォルト値がIPCCによって決定され出版されていたら更新する
- ☞ 現行クレジット期間において1回だけ使用した排出係数やベンチマーク等について更新が必要(それらの数値が当該プロジェクトサイトにおける過去の状況に基づいて決定されたものであり、CDMプロジェクトの実施によってそうした状況が変化しており更新ができない場合を除く)

有効

ステップ1の各ステップにおいて、現行ベースラインとデータ及びパラメータが次のクレジット期間においても有効であると認められる場合、継続使用できる

次期クレジット期間について現行ベースラインの更新が必要

ステップ 2: 現行ベースラインとデータ及びパラメータの更新

ステップ2.1 現行ベースラインの更新

ベースラインシナリオそのものの再評価はせずに、最新の承認済み方法論を用いて次期クレジット期間のために現行ベースライン排出量を更新する。クレジット期間更新の要請時点で効力のある産業政策や状況に沿っていることが必要。

ステップ 2.2 データ及びパラメータの更新

ステップ1.4において、クレジット期間の開始時点で決定しクレジット期間中にはモニタリングを行っていないデータ及びパラメータが有効でない場合、それらを更新することが必要

## 18. 小規模CDM (SSC)

### 18-1. 小規模CDMの定義

下記に定義される小規模CDMについては、簡易化された様式・手続きが適用可能である [CMP/2005/8/Ad1, p43-45]

☞クレジット期間を更新する場合、更新時に小規模CDMとしての定義に合致しているかどうか再評価が必要[Glos ver4, p31]

#### タイプI: 最大出力が15MW (=1万5000kW) (又は同量相当分)までの再生可能エネルギープロジェクト

[CMP/2006/10/Ad1, p8 ㏪28(a)]

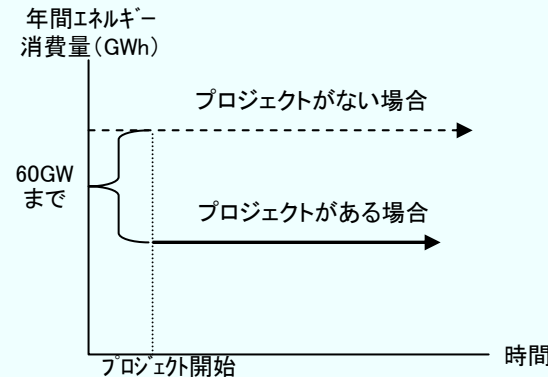
- ☞「最大出力」とは、機器・プラントの製造者の示す設備/定格容量(実際の負荷率は考慮しない)
- ☞MWと言えば、MW(電力)のことを言い、それ以外の場合には適切な換算を行うこと [Glos ver4, p31]

#### 参考: 機器の効率 [Glos ver4, p19]

- ☞機器の効率を決定するに際して、プロジェクト参加者は以下から選択しなければならない
  - ⇒(a) 簡易化された方法論(=CMP/2006/10/Ad1 p9 ㏪28)に記載されている値
  - ⇒(b) 上記(a)が活用できない場合、同タイプの機器の国内基準値
  - ⇒(c) 上記(b)が活用できない場合、同タイプの機器の国際基準値(ISOやIEC基準等)
  - ⇒(d) 上記(c)が活用出来ない場合、機器製造者の仕様値(国内又は国際的な第三者認証機関によって試験され、認証されていることが必要)
- ☞プロジェクト参加者は、当該プロジェクトのために設置された機器について、独立機関による試験結果から得られた効率データを使用することも可能

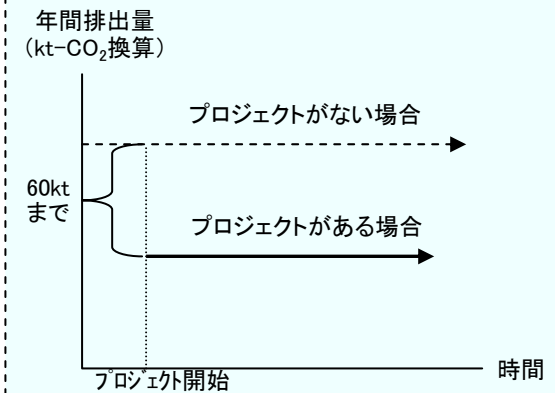
#### タイプII: エネルギー供給又は需要サイドにおける、年間の削減エネルギー量が60GWh (=6000万kWh) (又は同量相当分)までの省エネルギープロジェクト

[CMP/2006/10/Ad1, p8 ㏪28(b)]



- ☞需要サイド及び供給サイドの省エネルギーの両方が対象となる
  - ⇒60GWhの省エネとは、15MWの設備が4000時間稼働した場合や、 $60 \times 3.6TJ = 216TJ$  (テラジュール: 兆ジュール) と同等である [Glos ver4, p31]

#### タイプIII: その他、年間の排出削減量がCO2換算で60kt (=6万t) 未満のプロジェクト [CMP/2006/10/Ad1, p8 ㏪28(c)]



#### 参考: 小規模CDMの定義を逸脱した場合

もしクレジット期間内のいずれかの年において小規模CDMの定義を逸脱してしまった場合、プロジェクト参加者が請求できる排出削減量の上限は小規模CDMのPDDで見積もった当該年の最大排出削減量となる [Glos ver4, p31]

### 2つ以上の活動(component)に構成されるプロジェクト

- ◆ 同じプロジェクト参加者によって実施され、2つ以上の異なる活動によって構成される一つのプロジェクトについては、それぞれの活動について承認された分類/方法論を適用することが必要 [Glos ver4, p25]
- ◆ 一つのプロジェクトにおけるそれぞれの活動は、その他の活動から投入を受ける(又はその他の活動に投入する)ことが必要 [Glos ver4, p25]
- ◆ (小規模CDMの)同じタイプに属する活動の合計規模は、小規模CDMの定義を超えてはならない [EB28 Rep, p56]
- ◆ 2つ以上の活動で構成されるプロジェクトであっても、PDDの中でタイプ・分類及び技術/対策に関するセクションと、ベースライン・モニタリング方法論の適用に関するセクションについて、活動別に別々に説明すれば、1つのPDDで提出することが可能 [EB28 Rep, p57]
  - ☞ 2つのプロジェクトであっても、同様の機器を用いて同様の出力である場合、「同じ技術」を採用していると見なされる
  - ☞ 2つのプロジェクトであっても、同様の手法を用いて結果として同様の影響をもたらしている場合、「同じ対策」を用いていると見なされる [Glos ver4, p28]

### 小規模CDMプロジェクトにおけるリーケージの扱い

- ◆ リーケージを考慮しなければならない場合、それは非附属書 I 国の境界内とする [Glos ver4, p21]
- ◆ 再生可能バイオマスが関与するエネルギー関連の小規模CDMプロジェクトにおいては、潜在的に顕著な(排出削減量の10%より多い)排出源として以下の3つがあり、プロジェクトのタイプ別にリーケージを考慮する必要がある [EB28 Anx35 p2-5]
  - ☞ プロジェクト実施前の活動のプロジェクト境界外へのシフトによる炭素ストックの減少(例えば森林減少)
  - ☞ バイオマス生産時の排出
  - ☞ バイオマス使用の競合(プロジェクトがなかった場合、他の地域でバイオマスが利用されている)
- ◆ 置き換えられた機器のプロジェクト境界外での継続利用による排出は不確定でかつ計測が難しい。したがって、小規模CDM方法論の検討においては、これらの機器からの排出については除外してもよい。 [EB44 Rep p50]

## 18-2. 簡易化されたルール・手続き

- ◆ 小規模CDMの定義に合致する場合、その取引コストを下げるため、通常のCDMプロジェクトと比べて、以下のような点で手続きが簡易化されている  
[CMP/2005/8/Ad1, p45 ㏍㏍9]
- ☞ 複数の小規模プロジェクトをバンドリング(一括化)して、手続き(PDD作成、有効化審査、登録、モニタリング、検証・認証)を行うことが可能
- ☞ プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
- ☞ ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
- ☞ モニタリング費用削減のため、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
- ☞ 同じDOE(指定運営組織)が有効化審査と検証・認証を行ってもよい
- ◆ その他に手続き面で以下のような違いがある
- ☞ EB-RITによる査定において、まず専門家が査定を行い、メンバーに対して10日(大規模CDMは15日)以内に提出する。メンバーは、専門家と協議しつつ審査・最終決定し、5日(大規模CDMは10日)以内にUNFCCC事務局に提出する。[EB29 Anx14, ㏍㏍24-25]
- ☞ CDM理事会による登録に際し、再審査の要求がない限り4週間(大規模CDMは8週間)以内に登録される [CMP/2005/8/Ad1, p48 ㏍㏍24]

## 参考: 簡易化されたベースライン・モニタリング方法論

- ☞ 小規模CDMプロジェクトのみに適用可能な、簡易化された承認済み小規模CDM方法論がある
- ☞ 「小規模CDMの簡易化された方法論に関する一般ガイダンスバージョン1.2」がある[EB41 Anx20]
- ☞ 通常のCDMと同様に、「承認済み小規模CDM方法論の適用に関する追加説明の要請手順バージョン1」がある[EB34 Anx6]
- ☞ 同じく、「承認済み小規模CDM方法論の改定要請に関する手順バージョン1」がある[EB34 Anx7]
- ☞ 同じく、「小規模CDMの新方法論の提案に関する手順バージョン3」がある[EB40 Anx2]
- ☞ 「CDM-SSC-PDD, F-CDM-SSC-Subm及び F-CDM-SSC-BUNDLE記入のためのガイドライン」がある [EB34 Anx9]

小規模CDMの追加性 <[http://cdm.unfccc.int/methodologies/SSCmethodologies/AppB\\_SSC\\_AttachmentA.pdf](http://cdm.unfccc.int/methodologies/SSCmethodologies/AppB_SSC_AttachmentA.pdf)>

- ◆ プロジェクト参加者は、以下に定義される「障壁」が一つ以上あるために、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないこと(追加性があること)を説明しなければならない

**投資障壁**

- ☞ 当該プロジェクトと比べて、採算上、実現性が高い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

**技術的障壁**

- ☞ 当該プロジェクトで採用する新技術のリスク(性能の不確実性や市場普及率の低さに起因)を低減する、技術的には低い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

**一般的な慣行に伴う障壁**

- ☞ 一般的な慣行、既存の規制、又は政策的な必要性から採用される技術(ただし排出量は増大)がある

**その他の障壁**

- ☞ プロジェクト参加者が特定するその他の障壁(制度的な障壁、情報不足、経営資源、組織能力、資金源、又は新技術の採用能力)によって、プロジェクトがなかった場合には排出量が増大する

- ◆ 上記のような障壁を根拠とせずに、定量的な根拠を用いて、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないことについて説明してもよい
- ◆ また「小規模CDMプロジェクトの追加性を証明するための非拘束の最善事例集」がある [EB35 Anx34]



### 18-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化)

#### バンドリング(一括化) [Glos ver4, p12]

- ◆バンドリングとは、複数の小規模CDMプロジェクトを、それぞれのプロジェクトの独自性(技術/対策、場所、簡易化された方法論の適用方法等)を保ちつつ、1つのCDMプロジェクト又は1つのプロジェクト・ポートフォリオとして形成すること
- ◆バンドルされたプロジェクトは、1つ以上のサブバンドルから構成される。
  - ☞ サブバンドルは、技術/対策、場所、方法論の適用等の特徴について、それぞれが固有のものを持っている
  - ☞ サブバンドルとは、「バンドルされたプロジェクトの中で、同じ特徴を持ったプロジェクトの集合(サブバンドル内の全てのプロジェクトは同じプロジェクトタイプに属す)」のこと
- ◆サブバンドルは小規模CDMの同じタイプに属し、それらの合計規模(タイプ1であれば最大出力、タイプ2であれば省エネ量、タイプ3であれば排出削減量)は、小規模CDMの上限を超えてはならない

#### デバンドリング(細分化) [EB47 Anx32]

- ◆デバンドリングとは、大規模なプロジェクトを細分化することと定義され、デバンドリングされたプロジェクトは、小規模CDM用の簡易化されたルール・手続きを適用することはできない
- ◆「小規模CDMプロジェクトのデバンドリング評価のためのガイダンス」がある[EB47 Anx32 パラ1-6]
- ◆以下の全ての条件に当てはまる別の小規模CDMプロジェクトが登録又は登録申請されている場合、デバンドリングされたと見なされる
  - ☞ プロジェクト参加者が同じ
  - ☞ プロジェクトの分野、技術/対策が同じ
  - ☞ 登録が2年以内
  - ☞ それぞれのプロジェクト・バウンダリー(境界)の最短距離が1 km以内
- ◆ガイダンスの中に、デバンドリングをしているかどうかについて判断するためのフローチャートがある

#### 一般的な特徴 [EB34 Anx10, para1-8]

- ☞ バンドリングを希望する場合、登録申請時に行うこと
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトの構成は、途中で取り除いたり加えたりすることはできない
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトは、全て同じクレジット期間となる
- ☞ プロジェクト参加者は登録申請時に以下に関する書面を提出する
  - ⇒ 全てのプロジェクト参加者が、それぞれの個別のプロジェクトがバンドルの一部を構成することに合意していること
  - ⇒ 全てのプロジェクト参加者を代表し、CDM理事会と連絡を行う参加者
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトは、CDM理事会に対して単一で申請を行い、バンドル合計の年間平均排出削減量に基づいて登録料を支払う
- ☞ 関係締約国又はCDM理事会メンバー3名よりプロジェクトに対して再審査の要請があった場合、バンドルされたプロジェクト全体が再審査の対象となる
- ☞ 登録申請時には、バンドリングに関連する情報を用紙「F-CDM-BUNDLE」に記入して提出しなければならない

#### 承認の書面 [EB34 Anx10, para15]

- ☞ (複数の)ホスト国による承認レターは、締約国が自分の領土内でプロジェクトが行われていることについて承知していることを記載しなければならない

#### 包括的なモニタリング計画 [Glos ver4, p24]

- ☞ 複数の小規模CDMプロジェクトをバンドリング(一括化)する場合、それぞれのプロジェクト別にモニタリング計画を適用する、又はバンドリングされた複数のプロジェクト全体からの排出削減量の計算に必要なデータを一括して収集・保管する包括的なモニタリング計画を適用することも可能
  - ⇒ 同じ分野の同じ技術/対策を用いる複数のプロジェクトのみ、包括的なモニタリング計画を適用できる

#### 有効化審査・検証 [EB34 Anx10, para12-14]

- ☞ バンドルされたプロジェクトは、1つのDOEが有効化審査できる
- ☞ 1つの検証報告書で可
- ☞ バンドルされた全てのプロジェクトのクレジットの発行は、同時、同時期に行われ、1つの識別番号が付けられる

## 19. 新規植林・再植林(A/R) CDM

### 19-1. A/R CDMの概要

新規植林・再植林(Afforestation and Reforestation: A/R) CDMの規定・手続きは、プロジェクトの流れ、プロジェクト設計書(CDM-AR-PDD)の内容、有効化審査と検証等について、排出削減型CDMとほぼ同様である。排出削減型CDMとA/R CDMとの最も大きな違いは、炭素吸収の非永続性である。温室効果ガスの排出削減は、永続的な削減となるのに対して、A/R CDMにおいて木等に吸収された二酸化炭素は、森林火災や害虫による枯死木等によって、大気中に再放出される可能性がある。この非永続性を解決するため、短期期限付きクレジット(Temporary CER : **tCER**)・長期期限付きクレジット(long-term CER : **iCER**)という異なったタイプのクレジットが発行される。

#### A/R CDMプロジェクトのための土地の適格性 [EB35 Anx18]

◆1. プロジェクト参加者は、プロジェクト・バウンダリー内の土地がA/R CDMに適格である根拠を、以下の手順で示すことが必要

- ☞ (a) プロジェクト開始時にその土地が森林を含まないことについて、以下に関する透明性のある情報を提出する
  - ⇒ その土地の植生が、ホスト国が定義する森林の定義に満たないこと
  - ⇒ その土地の全ての自然若木および栽培樹木が、ホスト国が定義する森林の最低樹冠率や高さに届かないと見込まれること
  - ⇒ その土地が、伐採等の人為的活動や自然原因の結果、一時的に木のない状態ではないこと
- ☞ (b) 活動が植林・再植林であることを示す
  - ⇒ 再植林プロジェクトの場合、その土地が森林でないための上記条件(a)が1989年12月31日時点にも当てはまること
  - ⇒ 新規植林プロジェクトの場合、その土地の植生が少なくとも50年間ホスト国が定義する森林の定義よりも低いこと

◆2. 上記のステップ1(a)と1(b)を示す際、プロジェクト参加者は、ホスト国が定義した森林の基準に沿って、森林と非森林を確実に区別するための情報を提供すること

- ☞ (a) 地上の参照データによって補足された航空写真又は衛星イメージ
- ☞ (b) 地図や空間データベースからの土地利用または土地被覆情報
- ☞ (c) 地上調査結果(許可制度による土地利用・土地被覆に関する情報、計画、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等)

上記オプションが活用又は適用不可の場合、プロジェクト参加者は 参加型農村調査法(PRA: Participatory Rural Appraisal)によって作成された証言書面を提出すること

- ☞ 非付属書1国がその国のDNAを通じてCDM理事会に以下の事項を選択・報告した場合、ホスト国としてA/R CDMプロジェクトを行なうことが可能
  - (a) 最低樹冠率が10~30%以上であること
  - (b) 最低土地面積が0.05~1.0ヘクタール以上であること
  - (c) 樹木が最低2~5m以上の高さであること[CP/2003/6/Add.2, p17 パラ7-8]
- ☞ 上記の事項については変更することも可能[EB40 Anx1]

#### A/R CDMのクレジット期間

[CMP/2005/8/Ad1, p67 パラ23]

- ◆ クレジット期間は、A/R CDMプロジェクトの開始時点から、以下のいずれかまでである
  - ☞ 最大20年、2回更新可能(合計最大60年)
  - ☞ 最大30年、更新なし

☞ 2000年1月1日以降に開始されたA/R CDMプロジェクトは、2005年末を過ぎてから有効化及び登録することが可能(ただし、最初の検証がプロジェクトの登録日以降に実施される場合)

☞ クレジット期間の開始日が、プロジェクトの開始日と同じと仮定した場合、2000年以降に開始されたプロジェクトは、プロジェクトの開始日以降のtCERs/iCERsを獲得することが出来る [EB21 Rep, パラ64]

☞ A/R CDMの(クレジットの)最初の検証・認証時期はプロジェクト参加者が選べる。その後は、クレジット期間が終わるまで5年毎に検証・認証を行うことが必要。[CMP/2005/8/Ad1, p69 パラ32]

#### プロジェクト・バウンダリー

[EB44 Rep パラ33]

- ◆ CDM理事会は「A/R CDMプロジェクトのバウンダリーの定義の適用に関するガイダンス」(最初の検証時にバウンダリーを固定するオプションを可能とする) [EB44 Anx14]に合意した

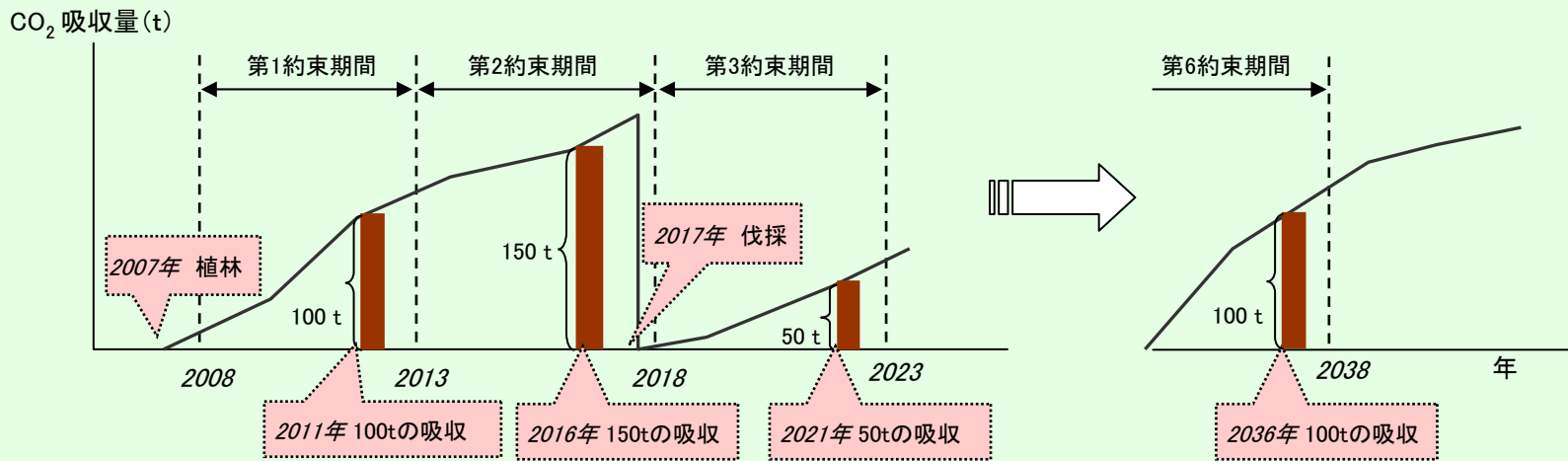
19-2. A/R CDMの非永続性 (tCER及びiCER)

- ◆短期期限付きクレジット(tCER)・長期期限付きクレジット(iCER)
  - ☞プロジェクト参加者は、A/R CDMによる炭素吸収の非永続性に対応するために、下記アプローチのいずれかを選択しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p70 パラ38]
    - (a) プロジェクト開始日以降当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのtCERの発行
    - (b) 各検証期間中に当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのiCERの発行
  - ☞上記で選択されたアプローチは、更新されたものを含めてクレジット期間中、変更されることはない

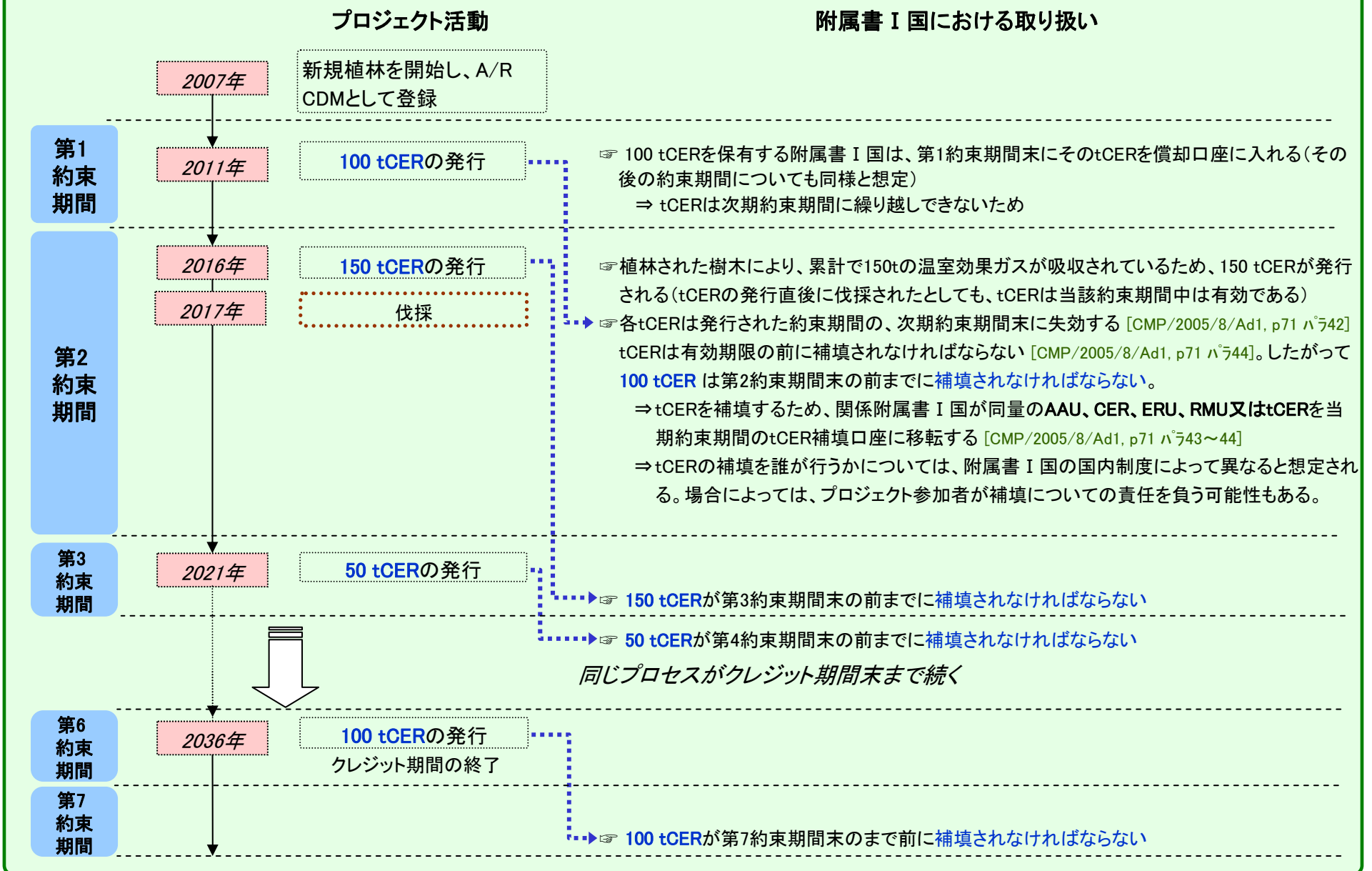
- tCER・iCERの有効期限
  - ☞各tCERは発行された約束期間の次期約束期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ42]
  - ☞各iCERは当該クレジット期間の終了時、又は更新可能なクレジット期間が選択された場合は、当該プロジェクトの最終クレジット期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ46]

例: A/R CDMによる温室効果ガス純吸収量の変化

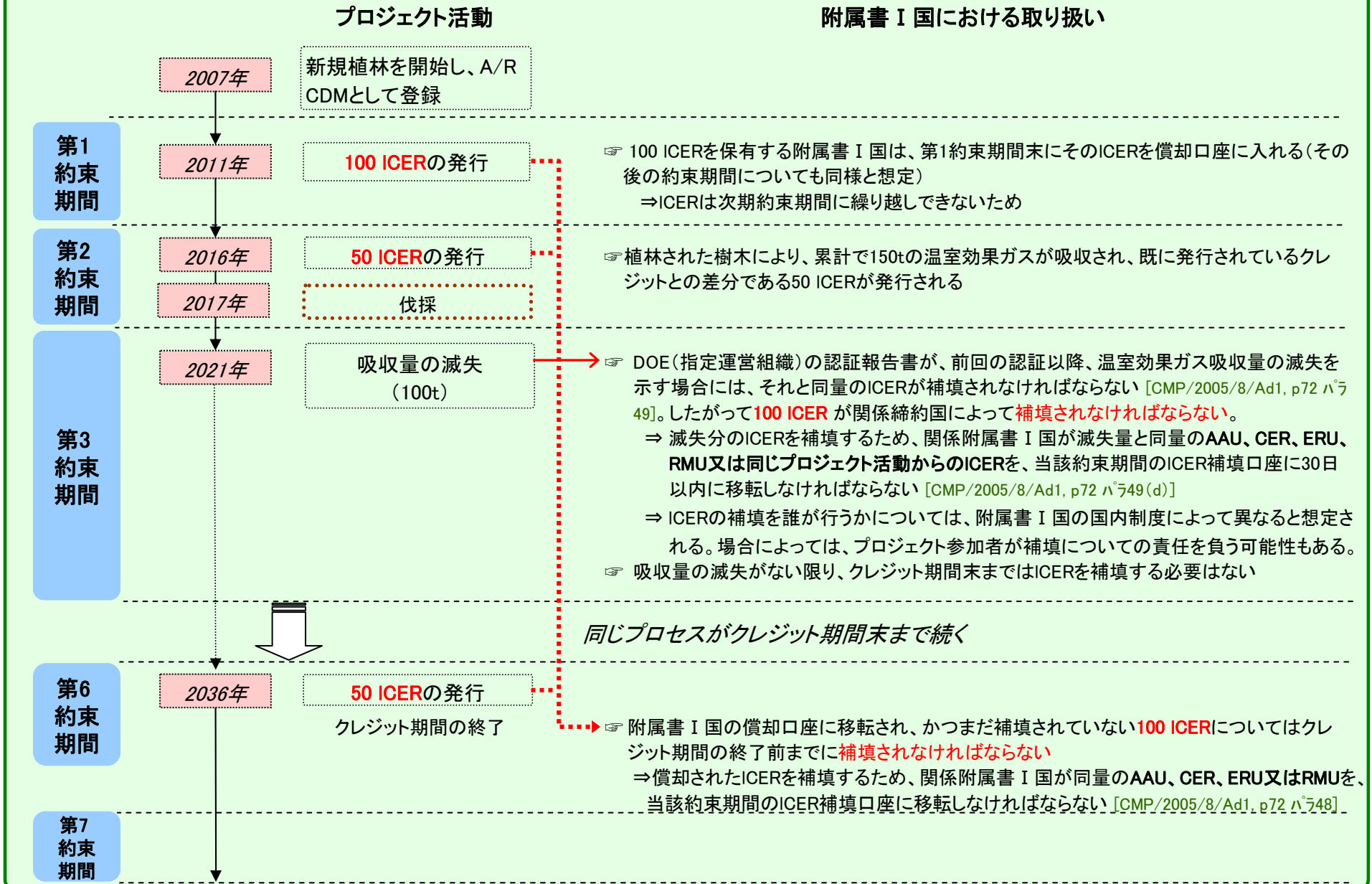
- ◆下図はA/R CDMプロジェクトによる温室効果ガス吸収量の変化を表している。次の2頁のtCER及びiCERの発行と有効期限についての説明は、下図に示す仮定に基づく
  - ☞2007年に新規植林
  - ☞2011年に第1回目のtCER又はiCERが発行される。第1及び第2約束期間の間、樹木は成長し、2016年に第2回目のtCER又はiCERが発行される。
  - ☞各約束期間は5年間と仮定
  - ☞第2約束期間終了前の2017年に伐採され、2021年に第3回目の発行が行われる。最後の発行は2036年となる。
  - ☞発行された各tCER又はiCERは締約国の数値目標達成のために活用される
  - ☞クレジット期間は30年間(更新なし)



例: tCERの発行から補填までの流れ



例: ICERの発行から補填までの流れ



## 19-3. 小規模A/R CDM

## 小規模A/R CDMの定義

- ◆ 小規模A/R CDMプロジェクトは年間16,000 t-CO<sub>2</sub>以下の純吸収量であること [CMP/2007/9/Ad1, p26]
  - ☞ 16,000 t-CO<sub>2</sub>は各検証期間中の年平均純吸収量のこと [CP/2004/10/Ad2, p26 パラ1(b)]
- ◆ ホスト国が定義する「低所得者地域」において開発又は実施されたものであること [CMP/2005/8/Ad1, p62 パラ1(i)]
  - ☞ CDM理事会への有効化審査報告書の提出に際して、DOEがプロジェクト参加者より、上記についての宣言書を受領していることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p85 パラ15(b)]

小規模A/R CDMプロジェクトによる純吸収量が年間16,000 t-CO<sub>2</sub>以上となる場合、過剰分については、**tCER**又は**iCER**が発行されない [CMP/2007/9/Ad1, p26]

「バンドリングに関する一般原則 [EB12, Anx 21]」は小規模A/R CDMプロジェクトには必ずしも適用されない [EB32 Rep, パラ42]

## 小規模A/R CDMの簡易化されたルール・手続き

- ◆ 取引費用を削減するため、小規模A/R CDMについては、以下のような点で手続きが簡易となる [CMP/2005/8/Ad1, p82 パラ1]
  - ☞ プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
  - ☞ ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
  - ☞ モニタリング費用削減のため、モニタリングの要件の簡易化を含め、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
  - ☞ 同じDOE(指定運営組織)が有効化審査と検証・認証を行ってもよい
- ◆ 小規模A/R CDMプロジェクトには以下が適用される
  - ☞ 気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てる徴収分(SOP-Adaptation)の免除
  - ☞ プロジェクトの登録料、及びCDM制度の運用経費に充てる徴収分(SOP-Admin)について減額する [CMP/2005/8/Ad1, p83 パラ13]

☞ 「小規模A/R CDMプロジェクト用の簡易化されたPDD (CDM-SSGAR-PDD)及び小規模A/R CDMプロジェクト用方法論提出用紙(F-CDM-SSC-AR-Subm) 記入用のガイドライン第5版」が公開されている [EB35 Anx23]

## 20. プログラムCDM

### プログラム活動(PoA)の定義 [EB32 Anx38]

- ◆ **プログラム活動(programme of activities: PoA)**とは、企業又は公的主体が自主的かつ調整して実施する、政策・措置又は目標設定(例えばインセンティブ付与や自主的プログラム)による活動のことを言う
  - ☞ これらの活動は、追加的な温室効果ガスの排出削減又は吸収源による吸収増大をもたらすことが必要
  - ☞ プログラム活動の中で実施される**CDMプログラム活動(CDM program activities: CPAs)**の数には制限がない
- ◆ プログラムCDMの手続きには、最新バージョンの「プログラム活動を一つのCDMプロジェクトとして登録し、それらの活動からCERを発行するための手続き [EB32 Anx39]」を適用することが必要

### バウンダリー

- ☞ **PoA**の物理的な範囲は、複数の国にまたがるのが可能
- ☞ その場合、参加するそれぞれの(非附属書 I 国の)ホスト国が**PoA**として全ての**CPA**が持続可能な開発の達成に貢献することを確認していることが必要

### 調整又は管理主体

- ☞ **PoA**は、その調整又は管理を行う主体によって提案されることが必要。それらの主体は関係締約国のDNAからプロジェクト参加のための承認(authorization) (4-6参照)を受けており、また関係主体間の連絡方法(4-7参照)に基づいて、CERの分配に関する事項を含むCDM理事会との連絡手順についても特定していることが必要。

### ベースラインと追加性

- ☞ **PoA**に含まれる全ての**CPA**は、同じ承認済み方法論を適用する
- ☞ **PoA**の中のそれぞれの**CPA**について、排出削減又は吸収増大の追加性を証明することが必要
- ☞ 承認済み方法論が統合化以外の目的で保留又は撤廃された場合、(当該方法論を適用して)新しい**CPA**を**PoA**に追加することはできない。当該承認済み方法論が改定又は統合方法論によって代替された場合、**PoA**もそれにしたがって改定し、変更点についてDOEの有効化審査を受け、CDM理事会に承認される必要がある。CDM理事会の承認以降に追加される**CPA**は、新しい**PoA**に沿っていることが必要。承認済み方法論が保留される前に含められた**CPA**については、クレジット期間の更新時には新しい**PoA**に沿うことが必要。

### CPAの開始日

- ☞ **CPA**の開始日は**PoA**の有効化審査の開始日(例えば**CDM-POA-DD**のパブリックコメント受付のための公開日)より後でなければならない[EB47 Anx29, ハ<sup>9</sup>5(d)]
- ☞ ただし2009年末までに有効化審査を開始した**PoA**については、2010年1月31日より前にDOEとUNFCCC事務局に該当する**CPA**のリストを提出することを条件として、2007年6月22日と**PoA**の有効化審査開始日の間に開始した**CPA**を含めることができる[EB47 Rep, ハ<sup>9</sup>72]

### PoAの登録料 [EB33 Rep, ハ<sup>9</sup>60]

- ☞ 当該CDMプロジェクトのクレジット期間全体における平均年間排出削減量を乗じた額とする
- ☞ **PoA**の登録料は、**PoA**登録申請時の**CPA**合計の年間排出削減量を基準として計算する。計算方法は通常のルールと同様。(12-3参照)
- ☞ 費用は調整又は管理主体が事務局に支払う。後から追加される**CPA**については、登録料を支払う必要はない。

### 地方・地域・国家の政策・規制の扱い

- ☞ **PoA**は、地方・地域・国家の政策・規制に関する全てのCDM理事会の最新ガイダンスに従うことが必要
- ☞ 義務的な地方・地域・国家の政策・規制に関する**PoA**は、それらの政策・規制が体系的に執行されていなければプログラムCDMとして承認可能である。執行されている場合、**PoA**は義務的に要求されるレベルを超える影響を与えることが必要。

### ダブル・カウント

- ☞ **PoA**の調整主体は、**PoA**に含まれる全ての**CPA**が、個別のCDMプロジェクトとして登録されておらず、また他の登録された**PoA**に含まれていないことを確認するための措置を特定することが必要
- ☞ これらの措置はDOEによって有効化審査及び検証される

### 有効期間とクレジット期間

- ☞ それぞれの**CPA**は、登録された**PoA**に加えられる時に、クレジット期間の開始及び終了日を含め、明白な方法で個別に特定、定義されることが必要
- ☞ **PoA**の有効期間は28年(A/Rプロジェクトについては60年)を最長とし、**PoA**の登録申請時に、調整又は管理主体によって決められていることが必要
- ☞ 有効期間内であればいつでも、調整又は管理主体が**CPA**を**PoA**に加えることが可能。その際には、規定用紙を用いて、DOEを通じてCDM理事会に提出する。
- ☞ **CPA**のクレジット期間は、最大7年間(A/Rプロジェクトについては最大20年間)で最大2回更新可能とするか、最大10年間(A/Rプロジェクトについては最大30年)で更新なしのいずれかとする。ただし、追加された時期に関わらず、**CPA**のクレジット期間は**PoA**の最終日までに限られる。

## 21. 共同実施(JI)

### 21-1. JIの手続きの流れ

#### トラック1とトラック2について

◆ JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格(24-1参照)を有しているかどうかによって、ERU(Emission Reduction Unit)の発行手順が異なり、それによって関連する組織も異なる

#### トラック1

ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの発行についてはホスト国によって決められる [CMP/2005/8/Ad2, p7 ㏄23]

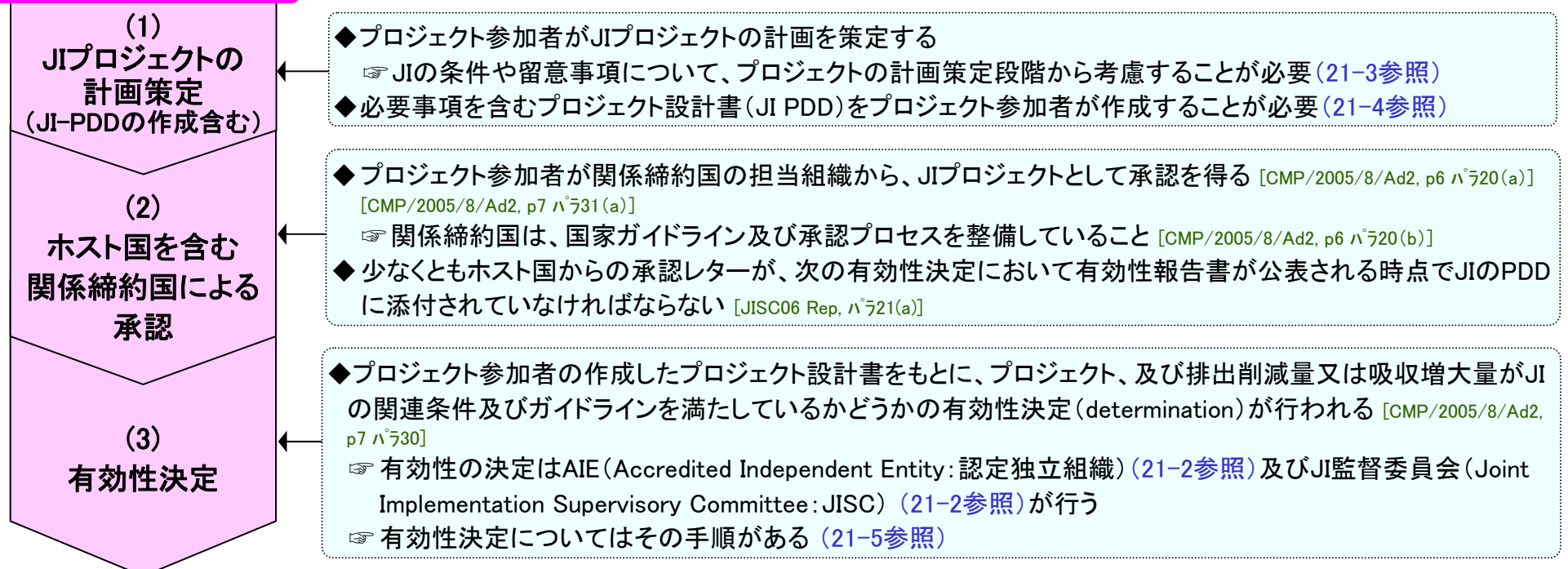
- ☞ JIは、数値目標が設定されている附属書 I 国間での排出枠の取得・移転であり、附属書 I 国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、(ホスト国が自国の国の排出量を正確に算定できる場合は) ERU発行についてはホスト国が決めてよいことになっている
- ☞ 京都メカニズム参加資格を有しているホスト国であっても、JI監督委員会のもとでの検証(トラック2)を選択することは可能 [CMP/2005/8/Ad2, p7 ㏄25]

#### トラック2

ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの発行については、CDMと類似した手順となる [CMP/2005/8/Ad2, p7 ㏄24]

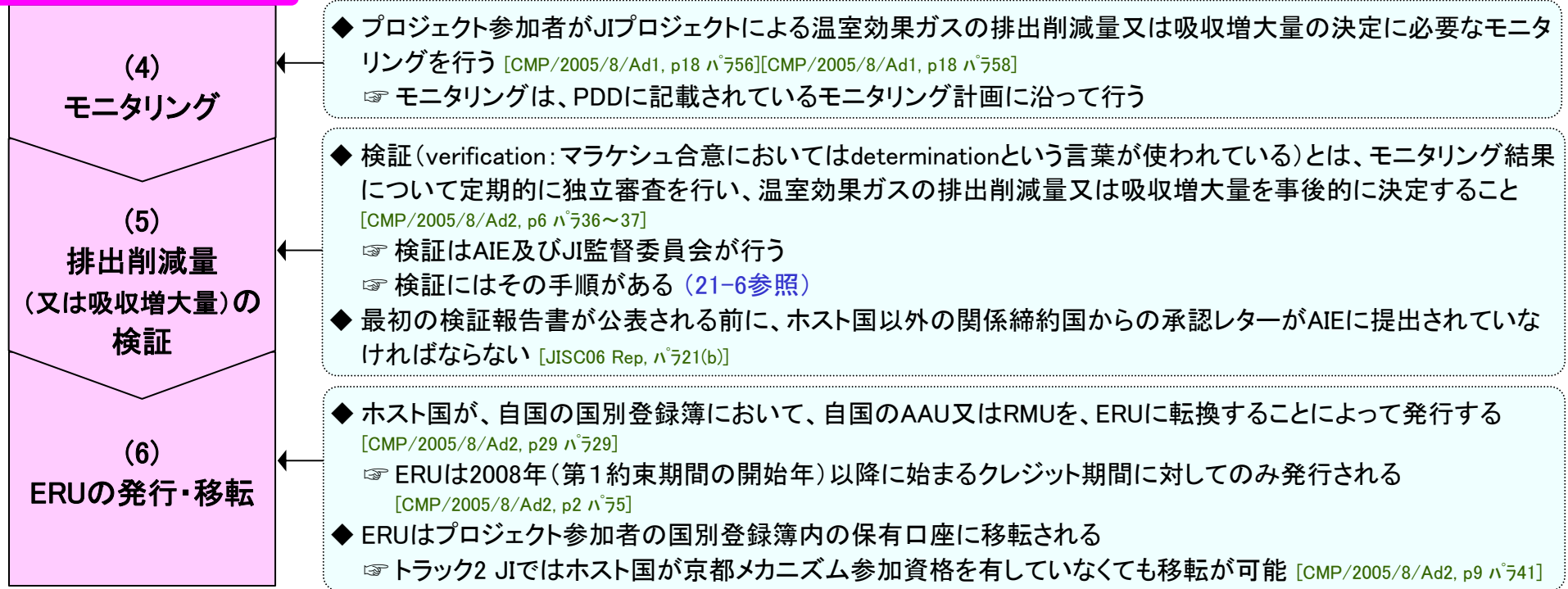
- ☞ トラック2の場合であっても、ERUの発行・移転のためには、ホスト国が以下の条件を満たしていることが必要
  - ⇒ 京都議定書締約国であること
  - ⇒ 割当量を算定、記録していること
  - ⇒ 国別登録簿を整備していること

#### トラック2 JIの手続きの流れ





## トラック2 JIの手続きの流れ



## トラック2 JIの正式な開始

- ◆ トラック2 JIの手続きは2006年10月26日に正式に開始されている [JISC06 Rep, ハ<sup>ラ</sup>19]

参考: JIの各種ルールの見直し [CMP/2005/8/Ad2, p2 ハ<sup>ラ</sup>7]

JIの各種ルールはCMPによって見直しを行っていく

- ☞ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
- ☞ 見直しは、JI監督委員会、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での) SBIの勧告に基づいて行う
- ☞ 各種ルールの見直しは、既に実施しているJIプロジェクトに対しては影響しない

## トラック1 JIの手続きの流れ

- ◆ トラック1 JIの場合の手続きについては、特に決められたものはない
- ◆ ただしJIプロジェクトがJIとしての条件や留意事項を満たしていること、関係締約国から承認を得ていることが必要である
- ◆ 温室効果ガスの排出削減量又は吸収増大量の決定についてはAIEやJISCが関与する必要はなく、基本的にはホスト国とプロジェクト参加者との間の合意によって決定される
- ◆ ERUをプロジェクト参加者に移転する場合、当該プロジェクト参加者に参加の承認 (authorization) を与えている締約国が、京都メカニズムの参加資格を有していることが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p7 ハ<sup>ラ</sup>29]

## 21-2. JIの関係主体

## トラック1    トラック2

## CMP(京都議定書の締約国会合)

- ◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、JIの実施に関してガイダンスを与え、JI監督委員会に対して権限を行使する [CMP/2005/8/Ad2, p3 ㉔]

## トラック1    トラック2

## DFP(指定担当機関) [CMP/2005/8/Ad2, p6 ㉒]

- ◆ JIの関係締約国は、JIプロジェクト承認のための担当組織であるDFP(Designate Focal Point: 指定担当機関)、国家承認ガイドライン・手順(利害関係者のコメントの考慮、モニタリング・検証を含むこと)をUNFCCC事務局に報告することが必要

## トラック2    JI監督委員会(JISC)

- ◆ JI監督委員会(Joint Implementation Supervisory Committee: JISC)は、トラック2 JIの管理・監督機関で、CMP1で設立された [CMP/2005/8/Ad2, p14 ㉑]
- ☞ マラケシュ合意においては「6条監督委員会」という名称であった
- ☞ IE(Independent Entity: 独立組織)の認定(accreditation)、JIプロジェクト設計書の様式の策定・改定、各種ガイダンスの策定、JIプロジェクトから発生するERU検証の監督等を行う [CMP/2005/8/Ad2, p14 ㉒] [CMP/2005/8/Ad2, p3 ㉓]
- ◆ CDMにおけるCDM理事会(4-3参照)に該当する

## CDM理事会と異なる主な点

- ◆ ベースライン・モニタリング方法論の審査や承認は行わない
  - ☞ JIにおいては、プロジェクト毎に、ベースライン設定及びモニタリングに関する基準(21-4参照)に従って、それらを設定・策定することとなっているため [CMP/2005/8/Ad2, p8 ㉑(c)]
- ◆ JIプロジェクトの登録や、ERUの発行は行わない
  - ☞ JIにおいては、それらはホスト国が行うこととなっている [CMP/2005/8/Ad2, p7 ㉑] [CMP/2005/8/Ad2, p29 ㉑]

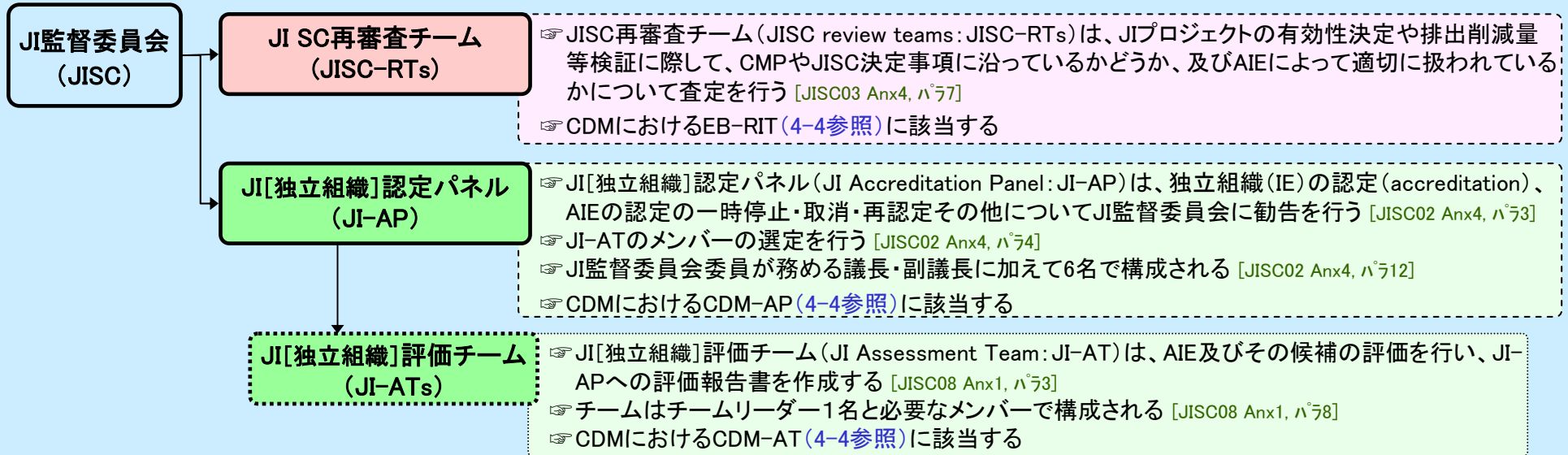
## JI監督委員会の構成 [CMP/2005/8/Ad2, p4 ㉒~8]

- ☞ 委員は京都議定書締約国からの10名で構成
  - ⇒ 附属書I国のうち経済移行諸国3名、それ以外の附属書I国3名、非附属書I国3名、小島嶼国1名
  - ⇒ 結果として10名のうち附属書I国から6名、非附属書I国から4名となる
  - ⇒ それぞれの委員について委員代理を置く
- ☞ 委員と委員代理は、上記の各地域毎で指名された後、CMPによって選出される。
- ☞ 委員の任期は2年、任期は最大2期まで
  - ⇒ 委員代理としての期間は含めない
- ☞ 設立当初は委員と代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、CMPが毎年2年任期の委員と代理を各5名選出していく
- ☞ 議長と副議長は、附属書I国及び非附属書I国から1人ずつ選ぶ
  - ⇒ 毎年、附属書I国の委員と非附属書I国の委員とが交替で就任する

## JI監督委員会の開催・議決

- ☞ 年に2回以上開催 [CMP/2005/8/Ad2, p4 ㉒]
- ☞ 定足数は、附属書I国から4名以上、非附属書I国から3名以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席 [CMP/2005/8/Ad2, p5 ㉒]
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した委員は投票していないものと見なされる [CMP/2005/8/Ad2, p5 ㉒]
- ☞ JI監督委員会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能 [CMP/2005/8/Ad2, p5 ㉒]

トラック2 JISC関連のパネル・チーム等



トラック2 AIE (認定独立組織)

- ◆ AIE (Accredited Independent Entity: 認定独立機関)とは、トラック2 JIのための実務上の審査機関で、主に以下の2つの機能を持っている
  - ☞ 提案されたJIプロジェクトについて有効性 (JIの関連条件とガイドラインを満たしているかどうか) の決定を行う [CMP/2005/8/Ad2, p7 p30-33]
  - ☞ 実施されたJIプロジェクトによる排出削減量又は吸収増大量がモニタリング計画に従っているかどうかについて検証を行う [CMP/2005/8/Ad2, p8 p37]
- ◆ CDMにおけるDOE (4-5参照) に該当する
- ◆ AIEは、JISC監督委員会から認定 (accreditation) を受ける [CMP/2005/8/Ad2, p3 p3(b)]
  - ☞ AIEとして認定されるための基準と手続きがある (CDMにおけるDOEの認定基準に準拠している) [JISC13 Anx1]

DOEと異なる主な点

- ◆ JIにおいては、CDMのような承認済み方法論がない中で、ベースラインやモニタリング方法の適切性について判断することが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p8 p31(c)]

DOEの暫定的なAIEとしての活動

- ☞ CDMのためのDOEは、JISC監督委員会が認定手続きを承認するまでの間、暫定的にAIEとして活動ができる。暫定的な手続きの下で行った適格性の決定やその他の関連する活動については、当該IEが最終的に認定された後で初めて有効となる。 [CMP/2005/8/Ad2, p15 p3(a)-(c)]
- ☞ 2006年11月15日までに正式に指定されたDOE (CDM理事会による暫定的な指定を含む) で、同日までにJIの認定を申請したDOEは、対応する機能及び専門分野において暫定的なAIEとして活動できる。同日までに認定を申請しなかったDOEであっても、申請した日から暫定的なAIEとして活動できる。 [JISC07 Anx2, p4-5]

AIEの指定の一時停止・取消、それによる既存のJIプロジェクトの影響についての規定がある [CMP/2005/8/Ad2, p9 p42][CMP/2005/8/Ad2, p9 p43~45] (CDMにおける類似規定は4-5参照)

## 21-3. JIのルール(CDMとの違い等)

## トラック1    トラック2    JIの留意事項

- ◆ JIにはいくつかの要件がある。したがって、JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
  - ☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減又は吸収をもたらすこと [KP 6条 パラ1(b)]
  - ☞ 原子力施設から生じたERUについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p5]
- ◆ JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年以降に開始されたプロジェクト [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ5]

## CDMと異なる主な点

- ◆ 吸収増大プロジェクトについては、新規植林・再植林プロジェクトのみならずその他の吸収源活動も対象となる [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ2]
  - ☞ ただし第1約束期間に関しては、森林経営(3条4項のうちの一つ)によるクレジットの発行量は各国毎に決められた上限 [CMP/2005/8/Ad3, Apx, p9] を超えてはならない (25-3参照)
- ◆ ERUの発行の対象となるのは2008年以降に始まるクレジット期間に対してのみ [CMP/2005/8/Ad2, p2 パラ5]
- ◆ ホスト国政府による「当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」ことの確認は必要ない
- ◆ 附属書 I 国からの公的資金を活用する場合であっても、その資金がODA(政府開発援助)の流用かどうかを確認する必要はない

## トラック2    CDMと異なる点    関係締約国からの承認

- ◆ 少なくともホスト国からの承認レターが、有効性決定のための有効性報告書が公表される時点でJIのPDDに添付されていなければならない [JISC06 Rep, パラ21(a)]
- ◆ 排出削減量又は吸収増大量に関する最初の検証報告書が公表される前に、ホスト国以外の関係締約国からの承認レターがAIEに提出されていなければならない [JISC06 Rep, パラ21(b)]

## トラック2    CDMと異なる点    クレジット期間 [JI Glos ver1, p5]

- ◆ プロジェクト参加者はクレジット期間開始日について、JIプロジェクトによって最初に排出削減又は吸収増大が実現された日、又はそれ以降から選択する
- ◆ クレジット期間は、JIプロジェクトの稼働寿命を超えてはならない
- ◆ クレジット期間の終了日は、ホスト国が承認すれば、2012年以降でも可能。第1約束期間より後にJIプロジェクトによって実現された排出削減の取り扱いについては、気候変動枠組条約の中での関連する合意によって決定する。
- ◆ 有効性決定前の排出削減又は吸収増大であってもクレジットとして認められる。AIEは有効性決定時にPDDに沿ってモニタリングが行われているかを審査しなければならない。 [JISC11 Rep, パラ35]

## トラック2    JI監督委員会の活動費用負担のための手数料

- ◆ トラック2 JIの手続きにおいては、JI監督委員会の活動費用負担のための手数料があり、費用水準、支払いのタイミング等はCDMにおけるSOP-Admin(12-3参照)と同じとなっている [JISC08 Anx9]

CDMと異なる点    ◆ JIにおいてはSOP-Adaptation(16参照)と同様のERUの徴収はない

## トラック2    関係主体間の連絡方法

- ◆ トラック2 JIにおいては、プロジェクト参加者とJISCと連絡方法 [JISC08 Anx4]、プロジェクト参加者を後から追加や撤退させる時の手続き [JISC08 Anx5] [JISC09 Anx3]が定められている

## 21-4. JI PDDとベースライン

## トラック2

## JIプロジェクト設計書 (JI PDD)

◆ JIプロジェクト参加者は、トラック2 JIプロジェクトとしての有効性の決定のために、必要な情報を含むPDDを、AIEに提出しなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p7 ㏦31]

☞ JIのPDDは2006年6月15日から利用可能となっており、現在、以下の3種類のフォーマットがある

(通常の)PDD様式  
(JI PDD)

小規模JI用のPDD様式  
(JI SSC PDD)

吸収源活動JI用のPDD様式  
(JI LULUCF PDD)

☞ 2006年6月15日より前にホスト国からの承認を受けているプロジェクトは、JIのPDD又はCDMのPDD様式を使用する

## 小規模JI

☞ JIにも小規模JIプロジェクトがあり、定義は小規模CDM(18-1参照)と同じ [CMP/2006/10/Ad1, p14 ㏦14]

☞ バンドリング(一括化)、デバンドリング(細分化)の規定もある [JISC06 Anx1, ㏦14-23]

## 参考: JI PDDのガイドライン

☞ 「JI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン03)」がある [JISC13 Anx5]

☞ 「小規模JI用PDD様式及びバンドルされた小規模JIプロジェクトの提出様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン03)」がある [JISC13 Anx6]

☞ 「吸収源活動(LULUCF)JI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン03)」がある [JISC13 Anx7]

## ベースライン設定とモニタリング計画

◆ JIプロジェクトにおけるベースライン設定及びモニタリング計画の策定は、プロジェクト毎にベースライン設定及びモニタリングに関する基準に従って、それらを設定・策定することとなっている [CMP/2005/8/Ad2, p8 ㏦31(c)]

☞ ベースライン設定及びモニタリングに関する基準のためのガイダンスが公表されている [JISC04 Anx6]

◆ CDM理事会によって承認されたCDMのベースライン・モニタリング方法論(7-3参照)は、基本的にはJIについても適用可能 [CMP/2005/8/Ad2, p15 ㏦4]

☞ 小規模JIプロジェクトでは、小規模CDMの簡易化されたベースライン・モニタリング方法論(18-2参照)を適用可能 [JISC06 Anx1, ㏦27]

◆ 追加性の証明に関して、CDM理事会によって承認された最新の「追加性の実証・評価ツール」(参考資料1参照)を適用してもよい [JISC04 Anx6, p11 ㏦2(b)(i)]

## CDMと異なる主な点

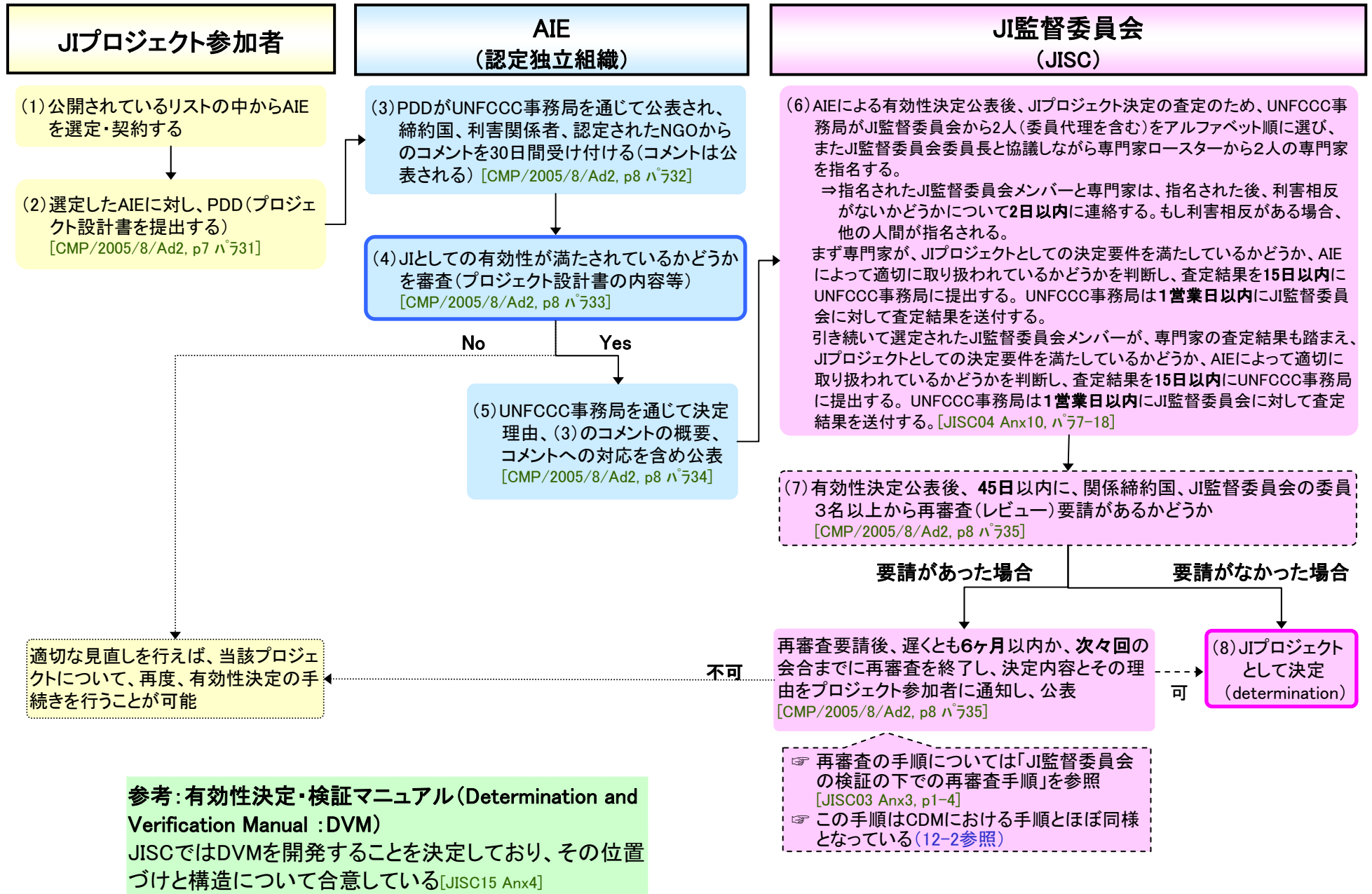
◆ プロジェクト境界について、年間排出量の1%又は2,000tのどちらか少ないレベルの排出源を含むとされている [JISC04 Anx6, ㏦11(a)(iii)]

◆ プロジェクト固有のベースラインだけでなく、複数プロジェクト排出係数を用いたベースラインを設定してもよい [JISC04 Anx6, ㏦18]

◆ モニタリングしたデータは、当該プロジェクトによる最後のERU移転から2年間の保存が必要 [JISC04 Anx6, ㏦38]

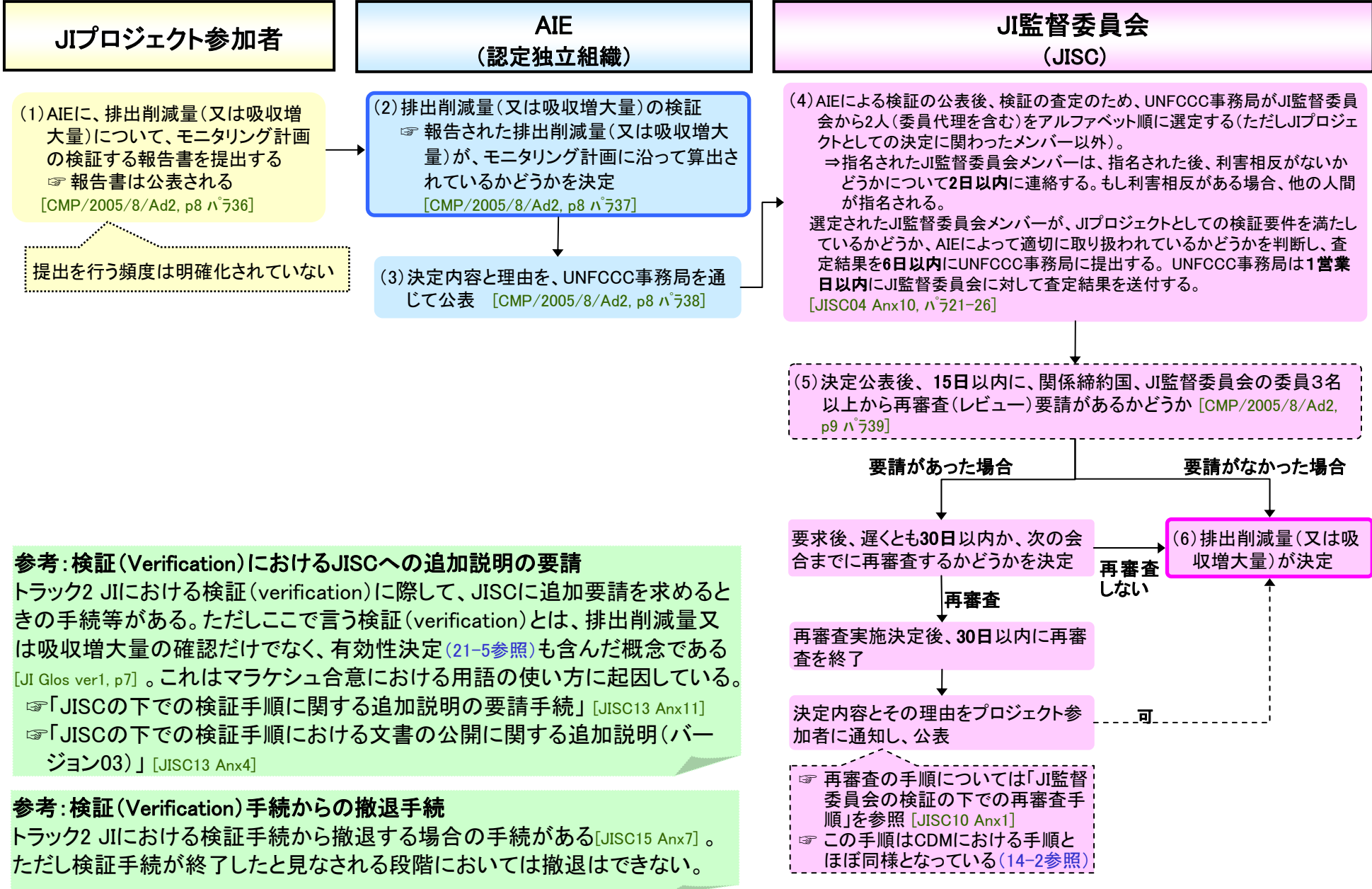
21-5. 有効性決定の手順

トラック2



21-6. 排出削減量(又は吸収増大量)の検証の手順

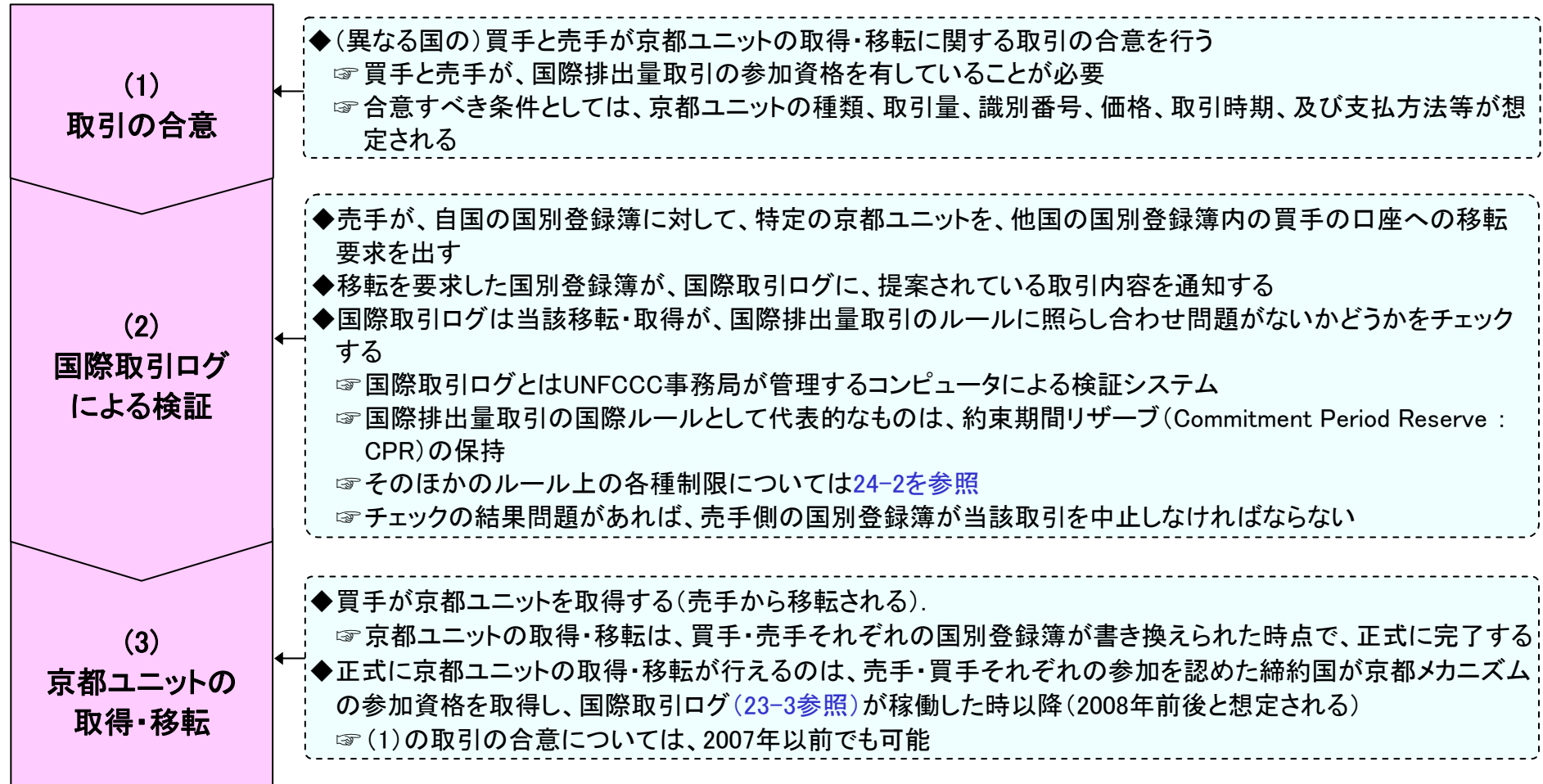
トラック2



## 22. 国際排出量取引

### 22-1. 国際排出量取引の概要

国際排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意に明確な規定はないが、締約国ないし事業者が国際排出量取引を活用して京都ユニット(ERU、CER、tCER、ICER、AAU、RMU)の取得・移転を行う手順は、以下のようになると想定される。



#### 参考：国際排出量取引の各種ルールの見直し [CP/2001/13/Ad2, p50 ㌠2]

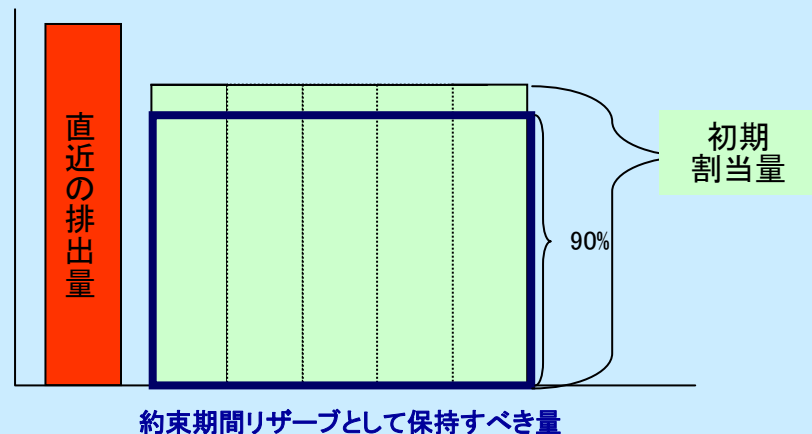
- ☞ CDMの各種ルールはCMPIによって見直しを行っていく
  - ⇒最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
  - ⇒見直しは(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う



## 22-2. 約束期間リザーブ (CPR)

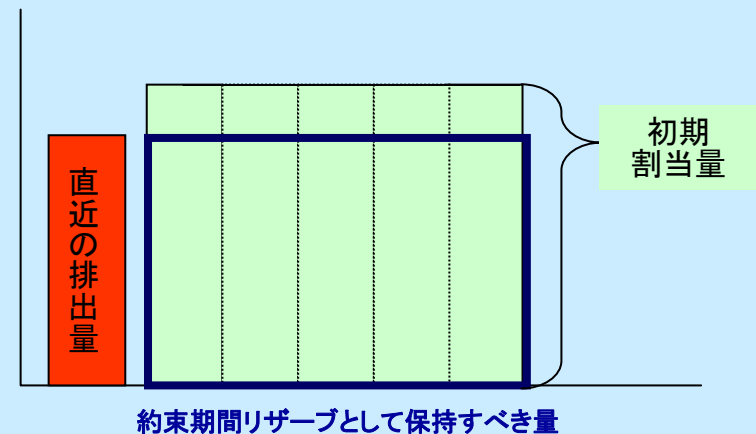
- ◆ 約束期間リザーブ (Commitment Period Reserve: CPR) とは、国際排出量取引において附属書 I 国が京都ユニットを売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している京都ユニットを越えてしまう (数値目標の不遵守) ことを防ぐことを目的としている
- ◆ 京都ユニットの移転量を制限するために、附属書 I 国はそれぞれ、以下のうちいずれか低い量の京都ユニット (AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU) を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要 (下図参照) [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ6~7]

(1) 京都議定書3条7項及び8項によって算定した割当量の90%



(2) 直近の報告における国の排出量の5倍

☞ この場合、毎年、排出量が報告される度に、約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量変動する



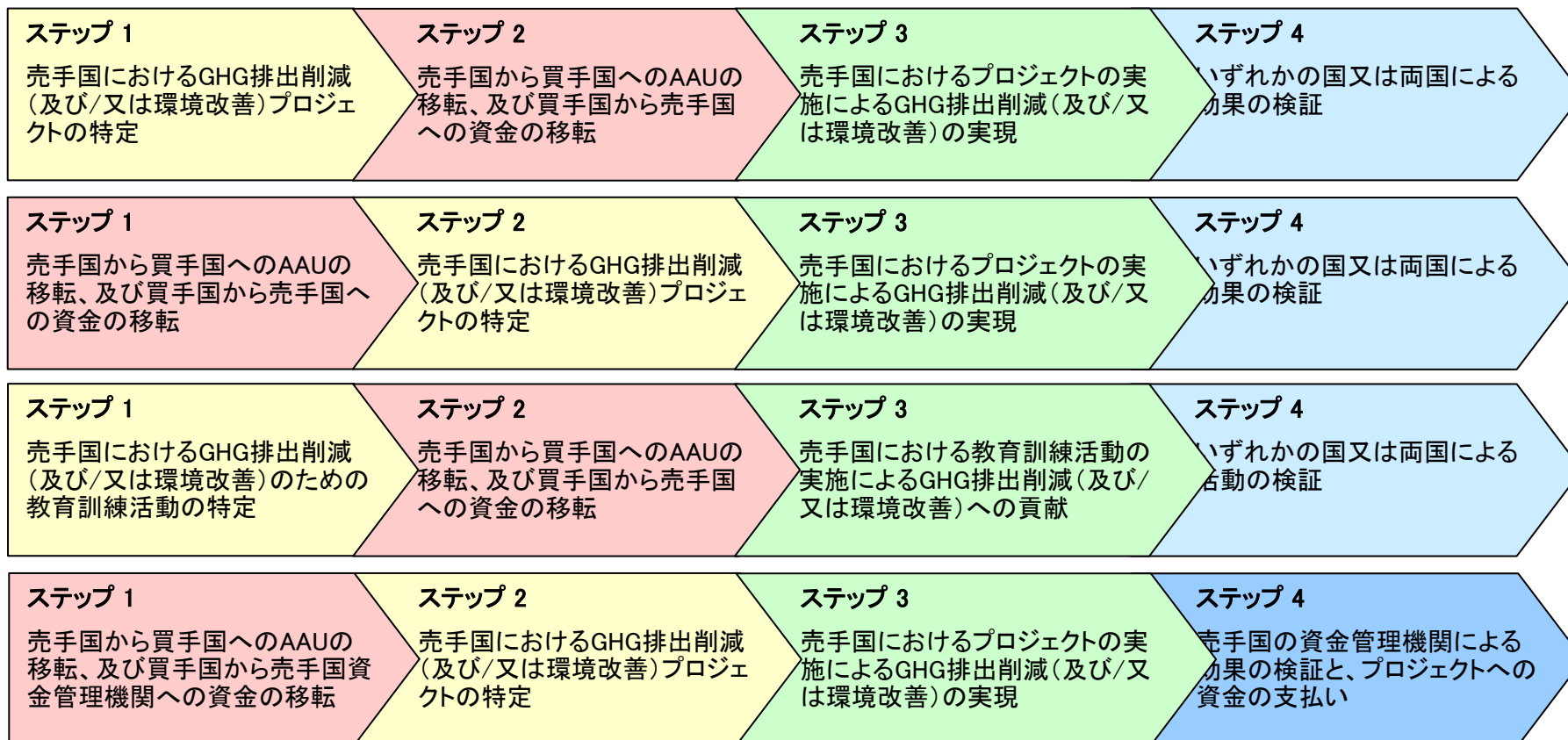
- ◆ ある国際排出量取引に伴う一定量の京都ユニットの移転 (販売) によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、その移転を行うことができない [CMP/2005/8/Ad2, p20 パラ8]
- ◆ ケース (2) で、排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量変動し、結果として保持すべき量を下回った場合等には、当該国はUNFCCC事務局からの通報を受ける [CMP/2005/8/Ad2, p20 パラ9]
  - ☞ 当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要
- ◆ トラック2の共同実施 (JI) から生じたERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない [CMP/2005/8/Ad2, p9 パラ41] [CMP/2005/8/Ad2, p20 パラ10]

22-3. グリーン投資スキーム(GIS)

- ◆グリーン投資スキーム(Green Investment Scheme: GIS)とは、AAUの売却から得られる資金を用途指定し、売手国内の温室効果ガスの排出削減又は環境改善に活用するというコンセプト
  - ☞ GISにおける売手国としては、余剰のAAUがあると見込まれる経済移行国(EIT)が想定されている
  - ☞ GISのコンセプトは、「AAUのグリーン化スキーム」と呼ばれることもある
- ◆GISは、京都議定書の下での正式な手続きとしては、国際排出量取引に分類される
  - ☞ JIIに類似しているが、JIの手続きが適用されるわけではなく、またERUを発行・移転するものでもない
  - ☞ GISという用語は、気候変動枠組条約の正式文書には出てこない
- ◆GISのコンセプトは、これを使用する国や機関によってその解釈が異なっていることに注意が必要である

GISにおける想定されるステップ例

(これらの事例がGISの考え方の全てを表している訳ではない)



## 23. 京都ユニットの管理システム

### 23-1. 国別登録簿

◆附属書 I 国それぞれが、京都ユニットの発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、国別登録簿 (national registry) を設立・運営することが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ17]

☞ 各締約国は「国別登録簿管理者」において国別登録簿を運営する [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ18]

⇒ 複数の締約国が共同で運営することも可能 (ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要)

☞ 国別登録簿は標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ19]

◆それぞれの国別登録簿は、京都ユニット (AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU) を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ21]

① (締約国用) 保有口座  
政府 (国) の保有する  
京都ユニットを入れる  
口座

② (法人用) 保有口座  
国が承認する事業者  
等の保有する京都ユ  
ニットを入れる口座

③ (吸収源活動関連) 取消口座  
国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合、排  
出分に見合う京都ユニットを取り消すための口座

④ (不遵守関連) 取消口座  
第1約束期間において国が不遵守だった場合、排出超  
過分の1.3倍の京都ユニットを取り消すための口座

⑤ (その他関連) 取消口座  
(3) (4) 以外の理由 (自主的な取消等) によって京都ユ  
ニットを取り消すための口座

⑥ tCER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ43]  
tCERの失効前に補填を目的としてAAU、CER、  
ERU、RMU、tCERを取り消すための口座

⑦ ICER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 パラ47]  
ICERの補填を目的としてAAU、CER、ERU、  
RMU、ICERを取り消すための口座

⑧ 償却口座 [CMP/2005/8/Ad2, p27 パラ14]  
ある約束期間における国の数値目標達成  
のため、京都ユニットを償却するための口座

☞ 英語では「保有口座 = holding account」、「取消口座 = cancellation account」、「補填口座 = replacement account」、「償却口座 = retirement account」となる

☞ ①②③⑤の口座については、それぞれ、複数が設けられることもある

☞ ③④⑤⑥⑦⑧の口座については、各約束期間ごとに設けることが必要

☞ 口座が識別できるよう、各口座に国コード、口座番号が付される [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ22]

◆取消口座に入れられた京都ユニットは数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 パラ35]

◆償却口座に入れられた京都ユニットは移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 パラ35]

## 京都ユニットの識別番号

- ◆ 京都ユニットにはそれぞれを区別できるよう、1t-CO<sub>2</sub>毎に識別番号が付される
- ◆ それぞれの京都ユニットは、一つの国別登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CMP/2005/8/Ad2, p28 パラ20]

### 識別番号(イメージ)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
XX	1		000,000,000,000,001	999,999,999,999,999	01	01	1	0000001	1	XX/YY/ZZ

	識別子	範囲又はコード
1	発行締約国	ISO3166が定める2005年1月1日現在の2桁の国コード
2	ユニットのタイプ	1 = AAU, 2 = RMU, 3 = AAUから転換されたERU 4 = RMUから転換されたERU, 5 = CER, 6 = tCER, 7 = ICER
3	補足的なユニットのタイプ	ブランク又は補助取引ログ(STL: supplementary transaction log)によって規定される
4	ユニットの開始番号	1 ~ 999,999,999,999,999
5	ユニットの終了番号	1 ~ 999,999,999,999,999
6	発行した約束期間番号	1 ~ 99
7	活用可能な約束期間番号	1 ~ 99
8	吸収源活動	1 = 新規植林・再植林, 2 = 森林伐採, 3 = 森林経営, 4 = 農地管理, 5 = 放牧地管理, 6 = 植生回復
9	プロジェクト特定番号	プロジェクト毎の固有の番号(当該ユニットを発行した登録簿が付すもので、発行した登録簿とプロジェクトの組合せ番号となる)
10	JITラック	1 又は 2
11	有効期限	tCER 又は ICERの有効期限

[Data exchange standards for registry system under the Kyoto Protocol, technical specifications (Version 1.1), 29 November, 2006, p F-2]

## 国別登録簿による情報公開

国別登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する [CMP/2005/8/Ad2, p32 パラ44~48]

☞ 事業者等の保有する口座についても情報公開の対象

### ◆ 口座に関する情報

☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

### ◆ 京都ユニットの総量に関する情報

### ◆ 各口座別の京都ユニット保有状況

### ◆ JIプロジェクトに関する情報

☞ プロジェクト名、場所、ERU発行年、公開すべき報告書

### ◆ 国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

## 23-2. CDM登録簿

◆CDM理事会は、非附属書 I 国によるCERの発行、保有、移転、取得について正確に把握するため、CDM登録簿を設立・運営する

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ1~2]

☞ CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、「CDM登録簿管理者」が運営する

☞ CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や国際取引ログとデータ交換が容易な電子データベースの様式をとる

◆CDM登録簿は、以下に示すタイプの口座が設けられる [CP/2003/2/Ad1, p7 パラ26(b)]

## ① (CDM理事会用)保留口座

発行されたCERを最初に入れる口座  
(CERは、この口座から他の口座に移転される)

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(a)]

## ② (非附属書 I 国用)保有口座

CDMプロジェクトのホスト国、又は口座開設を希望する非附属書 I 国の保有するCERを入れる口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(b)]

## ③ (附属書 I 国用)暫定口座

附属書 I 国の国別登録簿が稼働するまで、保留口座から一時的に転送するための口座

[CP/2004/2, p15 パラ57]

## ④ 取消口座

過剰なCERが発行されていたことが判明した場合に、過剰発行分に相当する京都ユニットを入れて取り消すための口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(c)]

## ⑤ tCER・ICER取消口座

CDM登録簿保有口座内で失効したtCER・ICER、及び非適格となったICERを取り消すための口座

[CMP/2005/8/Ad1, p80 パラ3]

## ⑥ 分担用口座

発行されたCERのうち、途上国の適応費用支援に充てる分担分(SOP-Adaptation)として差し引かれるCERを入れるための専用口座

[CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ3(d)]

◆②③④⑥については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある

☞ 各口座には、国(ISO3166の二桁記号) / 組織の識別コード、口座を特定するための識別番号が付される [CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ5]

◆取消口座に入れられた京都ユニットは、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない

◆それぞれのCERは識別番号が付され、登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CMP/2005/8/Ad1, p27 パラ4]

## CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する [CMP/2005/8/Ad1, p28 パラ9~12]

◆口座に関する情報(口座保有者名、口座保有者の代表者名及び連絡先情報)

◆CERの総量に関する情報(発行、移転(取得した先の口座・登録簿を特定する情報含む)されたCERの総量、CERの過剰発行のため取り消された京都ユニットの総量)

◆口座別のCER保有状況(各口座別の年初及び現在のCERの保有量)

◆CDMプロジェクトに関する情報(プロジェクト名、場所、CER発行年、関与したOE(運営組織)名、公開すべき報告書の電子ファイル)

## 23-3. 国際取引ログ (ITL)

◆UNFCCC事務局は、京都ユニットの発行、登録簿間での取得・移転、取消、失効及び補填(tCER・ICERの場合のみ)、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、国際取引ログ(International Transaction Log:ITL)を設立、運営する [CMP/2005/8/Ad2, p31 ㏪38]

[CMP/2005/8/Ad1, p73 ㏪55~56]

☞国際取引ログは標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない

◆国際取引ログでは、以下のようなチェックを行う [CMP/2005/8/Ad2, p31 ㏪42]

## ① 京都ユニットに関する全ての処理(発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し)に対するチェック

- ☞既に償却・取消された排出枠でないかどうか、2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか、過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない京都ユニットでないかどうか
- ☞不適切に繰り越されていないか、不適切に発行されていないか
- ☞事業者等の場合、参加が承認されているかどうか

## ② 登録簿間の移転に対するチェック

- ☞京都メカニズムへの国の参加資格が満たされているかどうか
- ☞京都ユニットの供給国(移転国)の約束期間リザーブが保持されているかどうか

## ③ 新規植林・再植林CDMによるCERの取得に対するチェック

- ☞tCER・ICERの取得量制限を越えていないか

## ④ CERの償却に対するチェック

- ☞当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)

◆京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は、国際取引ログ及び(移転の場合はその取得先となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する

[CMP/2005/8/Ad2, p31 ㏪41]

◆国際取引ログは全ての処理と処理完了日時を記録し、公開する [CMP/2005/8/Ad2, p32 ㏪43(d)]

◆国際取引ログはtCER又はICERそれぞれの失効1ヶ月前に、補填が必要となることを附属書 I 国に通知する [CMP/2005/8/Ad1, p73 ㏪55]

☞附属書 I 国が規定に従いtCER又はICERの補填を行わない場合は、その記録はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書8条に基づく審査の対象となる [CMP/2005/8/Ad1, p73 ㏪56]

## 参考：国際取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

☞京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、国際取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく審査の対象となる。 [CMP/2005/8/Ad2, p32 ㏪43(a)]

☞問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく京都ユニットは必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない  
→当該処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要 [CMP/2005/8/Ad2, p32 ㏪43(b)]

## 24. 京都メカニズム活用の際の留意事項

### 24-1. 京都メカニズムの参加資格

#### 国の参加資格

- ◆ 附属書 I 国が京都メカニズムに参加※ するためには、以下に挙げる参加資格をすべて満たすことが必要  
[CMP/2005/8/Ad2, p6 パラ21] [CMP/2005/8/Ad1, p12 パラ31] [CMP/2005/8/Ad2, p18 パラ2]
- ☞ 京都議定書締約国であること
- ☞ 割当量を算定し、記録していること
- ☞ 国としての排出枠・クレジット(京都ユニット)保有量の管理を行うための国別登録簿を整備していること
- ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収増大量の算定が行える国家制度を整備していること
- ☞ 直近の排出・吸収目録を毎年提出していること  
⇒ うち、第1約束期間については、排出目録について内容審査に合格していること
- ☞ 割当量に関する補足的情報を提出し、京都議定書3条3項・4項の活動(土地利用・土地利用変化・林業)に対して割当量への追加及び差し引きを行っていること

ここで「参加する」とは、

- ☞ 国際排出量取引については、京都ユニットの移転・取得を行うこと
- ☞ CDMについては、取得したCERを附属書 I 国が約束の履行に用いること。CERの発行や取得の資格要件は、DNA (Designate National Authority: 指定国家機関) の設立である
- ☞ JIについては、生じたERUの取得、及びトラック1JIにより生じたERUの発行と移転を指す。トラック2JIにより生じたERUの発行と移転の資格要件は、京都議定書の締約国であること、割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

#### 参考：国の参加資格の取得

- ☞ 国は参加資格を満たしていることをUNFCCC事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」から問題提起されない限り、参加資格を有することになる  
⇒ 16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加資格を有することになる  
⇒ その後も毎年の排出目録等に関し遵守委員会執行部が資格を満たしていないと判定しない限りは、資格を有することとなる  
[CMP/2005/8/Ad2, p6 パラ22] [CMP/2005/8/Ad1, p13 パラ32] [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ3]

#### 事業者の参加資格

- ◆ 附属書 I 国の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行・分配は、国が参加資格を有していなくても可能
- ◆ 事業者が京都メカニズムを活用して、京都ユニットの取得・移転を行うためには以下が必要
  - ☞ 当該事業者に参加の承認を与えている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること [CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ29] [CMP/2005/8/Ad1, p13 パラ33] [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ5]
  - ☞ 国別登録簿の中に、事業者の保有する京都ユニットを管理するための“法人用保有口座”が開設されていること
- ◆ 国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能

#### 参考：国の参加資格の停止と回復

- ☞ 遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様) [CMP/2005/8/Ad3, p102 パラ4]
- ☞ 参加資格が停止された国は、回復のために必要な措置を講じた上で執行部に対して参加資格の回復申請を行う [CMP/2005/8/Ad3, p102 パラ4]
- ☞ 執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断しない限り、参加資格が回復される(事業者も同様)
- ☞ 参加資格を有している国(及び有していない国)のリストは、UNFCCC事務局によって公開される  
[CMP/2005/8/Ad2, p7 パラ27] [CMP/2005/8/Ad1, p14 パラ34] [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ4]

## 24-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限

## 京都メカニズム活用の補足性

- ◆ 京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的 (supplemental) で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素 (significant element) でなければならないとされている [CMP/2005/8/Ad1, p4 パラ1]
- ☞ ただし、京都メカニズムの活用 (京都ユニットの取得) が定量的に制限されている訳ではない

## 新規植林・再植林CDMによるCERの取得量上限

- ◆ 第1約束期間における、新規植林・再植林 (A/R) CDMによるtCERとICERについては、基準年排出量の1% × 5倍が取得上限  
[CP/2001/13/Ad2, p22 パラ7(b)]
- ☞ 取得上限はネット (総取得量 - 総移転量) で、償却時にチェックを行う

## 森林経営のJIIによるERUの発行量上限

- ◆ 森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行量の上限が決まっている [CMP/2005/8/Ad3, p7 パラ10~11]
- ☞ 具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、森林経営JIIによるERU発行量の合計値に対して上限がある
- ◆ 新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行量の上限はない

☞ 上記の制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、事業者も間接的にこれらの影響を受ける



## 24-3. 京都ユニットの繰り越し制限

◆ 第1約束期間について、必要な京都ユニット量を償却後（第1約束期間全体の温室効果ガス排出量に相当する量）、なお京都ユニットに余剰がある場合、基本的には次期約束期間に繰り越しが可能である [CMP/2005/8/Ad2, p30 ㉔36]。ただし、以下のような制限がある。

☞ 下記の繰り越し制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、当該国の国内政策・制度に応じて事業者も間接的に影響を受ける

## CERの繰り越し制限

☞ CDMプロジェクトで取得したCERについては、割当量の2.5%までしか繰り越すことができない

[CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔15(b)]

## tCERとICERの繰り越し制限

☞ tCER及びICERについては繰り越すことができない

[CP/2003/6/Ad1, p71 ㉔41]

[CP/2003/6/Ad1, p71 ㉔45]

## ERUの繰り越し制限

☞ JIプロジェクトで取得したERUについては、割当量の2.5%までしか繰り越すことができない

☞ RMUから変換されたERUは繰り越すことができない

[CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔15(a)]

## RMUの繰り越し制限

☞ RMUについては繰り越すことができない

[CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔16]

◆ AAUには繰り越し制限はない [CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔15(c)]

◆ 繰り越すことが可能なのは、国別登録簿の中の対象となる京都ユニットのみであり、CDM登録簿内の京都ユニットは繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p30 ㉔36]

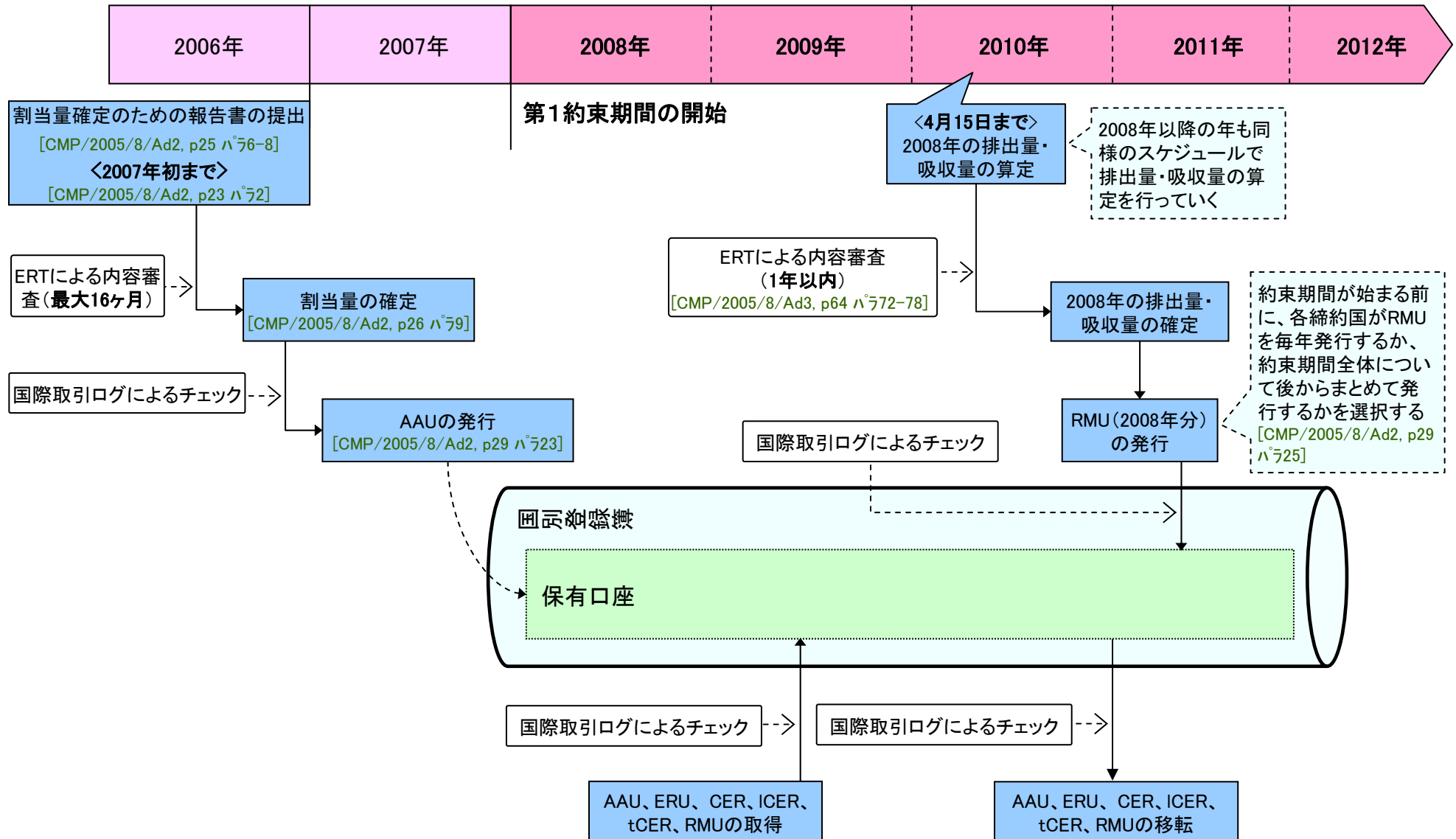
## 24-4. 国が不遵守の場合の制限

◆ 第1約束期間の追加期間末において、結果として国が京都議定書の不遵守（「総排出量」>「総排出枠」）となった場合、国としての京都ユニットの移転資格が停止され（事業者も同様）、海外への京都ユニットの移転（売却等）ができなくなる [CMP/2005/8/Ad3, p102 ㉔5(c)]

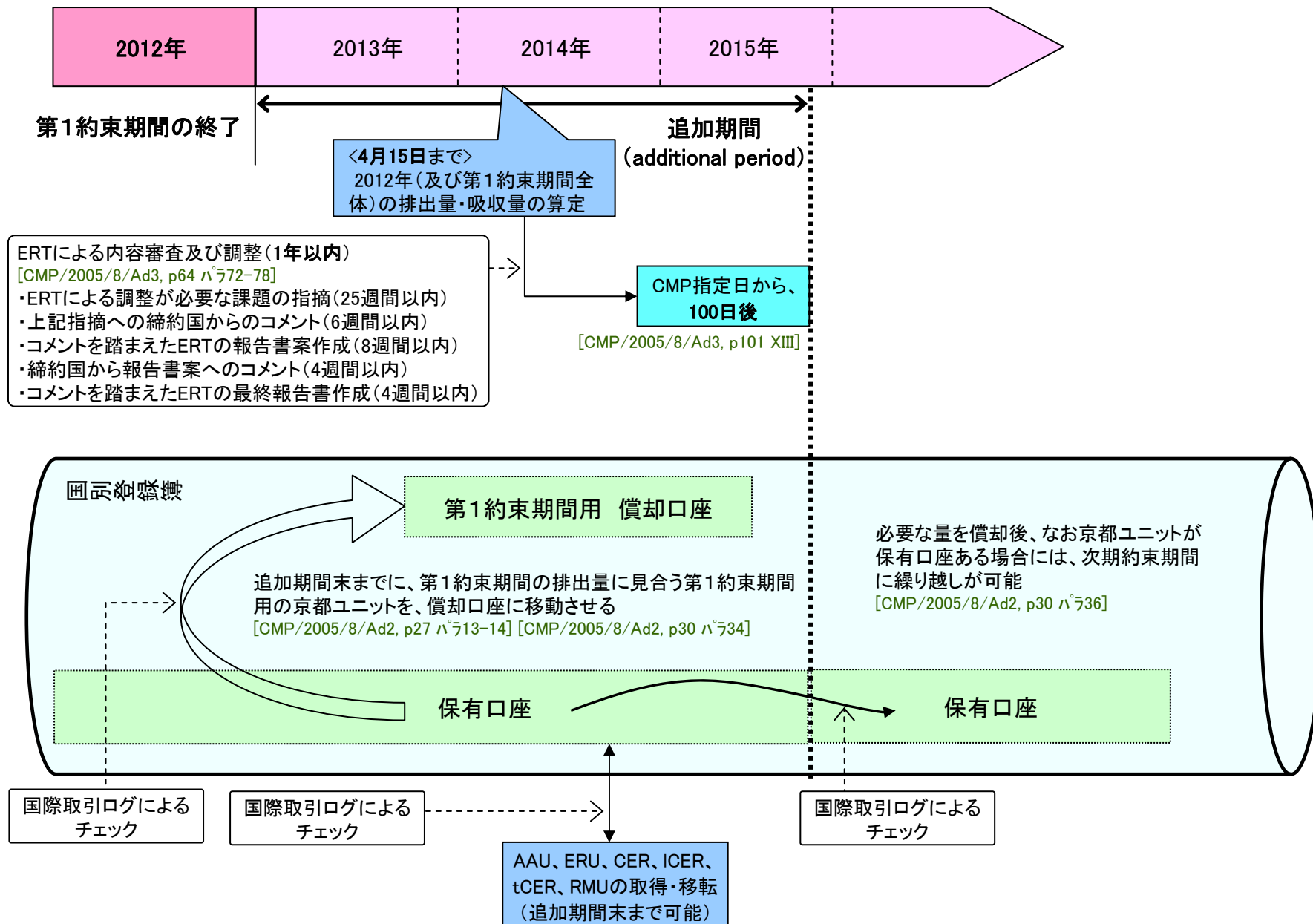
☞ なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」>「総排出枠」の差分（排出超過分）について、1.3倍した量が、国全体の次期約束期間の割当量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad3, p102 ㉔5(a)]

## 25. 京都ユニットの管理の流れ

### 25-1. 京都ユニットの発行、取得・移転



25-2. 京都ユニットの償却、繰り越し



## 25-3. 附属書 I 国の吸収量の算定方法

## 吸収源活動の定義

◆吸収源活動には京都議定書3条3項に基づく森林関連の活動と、3条4項に基づく追加的吸収源活動がある [CMP/2005/8/Ad3, p5 パラ1]

- ☞ 3条3項の活動、及び第1約束期間における3条4項の活動については、いずれも1990年以降の活動、行為が行われた土地が対象
- ☞ 非附属書 I 国におけるA/R CDMの対象となるのは3条3項に基づく森林関連の活動のみであるが、附属書 I 国における吸収量 (Removal unit: RMU) の算定には、3条3項、3条4項の両方が対象となる

**3条3項** [KP 3条 パラ3]

- ☞ 森林の定義は、面積が0.05～1.0ヘクタール以上、かつ樹冠率がその10～30%以上を占める土地。その樹木は成熟した場合、2～5m以上の高さに成長するものだけとする。

**新規植林 (afforestation)**

- ☞ 少なくとも50年間は森林でなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること

**再植林 (reforestation)**

- ☞ 過去には森林であったが、1989年末の時点で森林でなかった土地を、直接人為的に森林に再転換すること

**森林減少 (deforestation)**

- ☞ 森林である土地を、直接人為的に非森林の土地に転換すること

**3条4項** [KP 3条 パラ4]

- ☞ 各国は右の活動の中から、3条4項に基づく吸収源活動として算定するものを選択できる [CMP/2005/8/Ad3, p6 パラ6]
- ☞ 各活動によって吸収量の算定方法が異なる

**森林経営 (forest management)**

- ☞ 森林の関連する生態的(生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすことを目指した、森林である土地の経営と利用に関する一連の行為

**農地管理 (cropland management)**

- ☞ 農作物が生育する土地、及び農作物の生産のために確保されている、又は一時的に農作物の生産に利用されていない土地における一連の行為

**放牧地管理 (grazing land management)**

- ☞ 植物や家畜生産の量と種類を管理する一連の行為

**植生回復 (revegetation)**

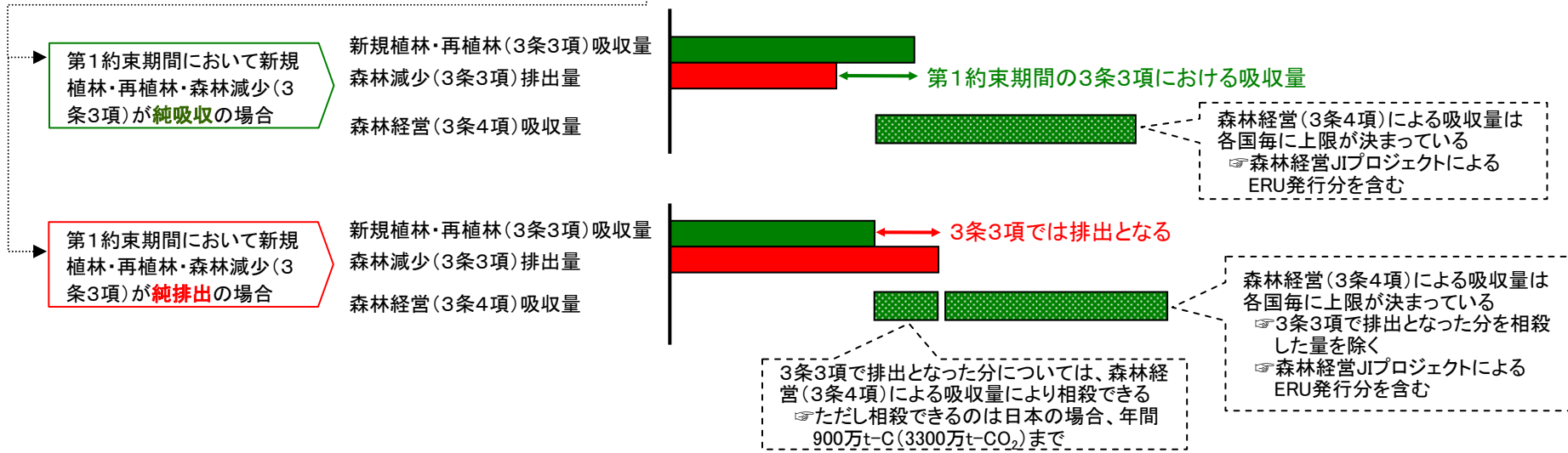
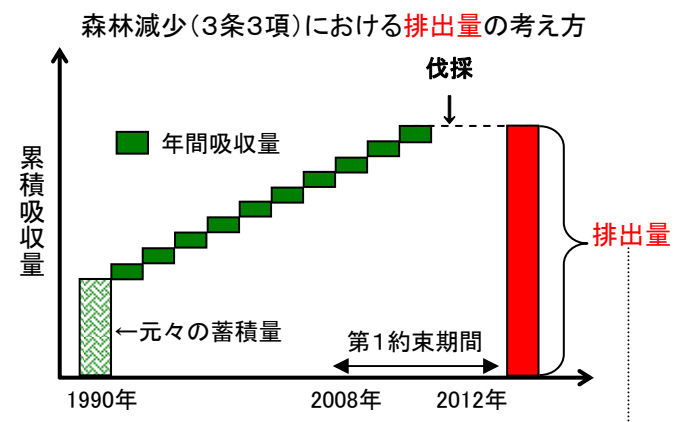
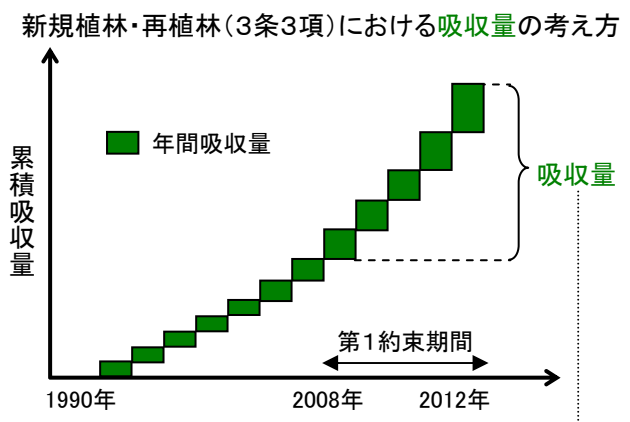
- ☞ 最小面積0.05ヘクタールであり、かつ新規植林・再植林の定義にあてはまらない植生を構築することを通じて現場での炭素ストックを増加させるための直接的人為的活動

25-3. 附属書 I 国の吸収量の算定方法

**吸収量の算定方法(3条3項、3条4項の森林経営)**

- ◆1990年以降に新規植林・再植林、又は森林減少(3条3項)及び3条4項の森林経営の活動が行われた土地について、第1約束期間中の吸収量から排出量(伐採の場合)を差し引いた量を吸収量としてカウントできる(グロス・ネット方式と言われる)[CMP/2005/8/Ad3, p8 パラ17]
- ◆上記が排出となる場合でも、3条4項の森林経営による吸収量を用いて、年間900万t-Cまで相殺できる [CMP/2005/8/Ad3, p6 パラ10]
- ◆3条4項の森林経営については、1990年以降に人為的活動が行われた土地を対象として、その土地における吸収量を算定できる [CMP/2005/8/Ad3, p7 パラ11]。なお算定できる量は各国毎に上限が決まっている [CMP/2005/8/Ad3, p9]。

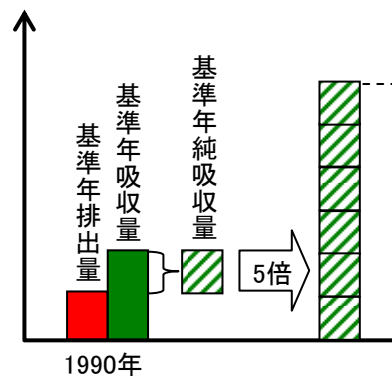
☞上限は3条4項に関連するJIプロジェクトによるERU発行分含み、3条3項の排出分を相殺した後に適用される



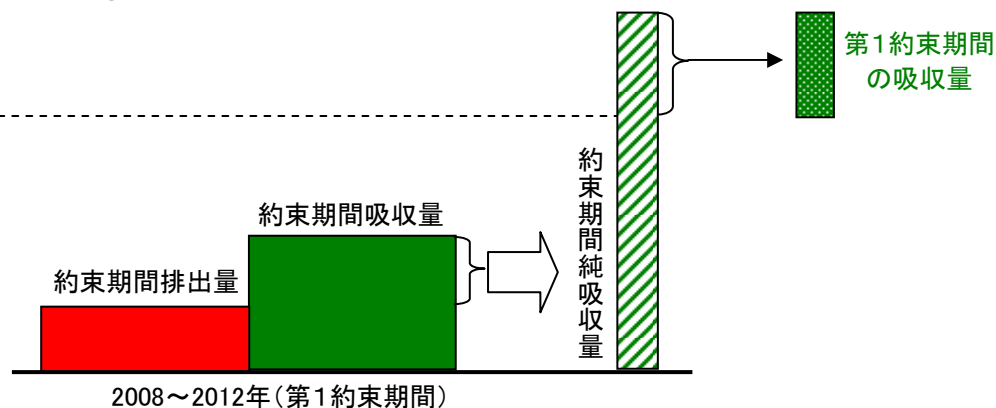
**吸収量の算定方法(3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復)** [CMP/2005/8/Ad3, p6 ㏶9]

- ◆対象となる活動の、基準年における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を5倍する①
- ◆対象となる活動の、第1約束期間中における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を算定する②
- ◆①と②を比べて、②の方が多ければ、その分が第1約束期間の吸収量として算定する
  - ☞ ネット・ネット方式と言われる
- ◆3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復に関連するJIプロジェクトについては、ERU発行量には上限はない

①基準年における純吸収量を算定し5倍



②第1約束期間における純吸収量を算定



## 26. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

### 26-1. 日本の国内制度の進捗状況

#### 京都議定書の締結(1-1関連)

- ☞ 2002(H14)年5月21日に衆議院本会議において京都議定書の締結承認案が全会一致で可決され、2002年5月31日には参議院本会議においても全会一致で可決された。2002年6月4日の閣議において京都議定書を受諾することを決定し、同日に国連事務総長宛に受諾書を寄託した。

#### 日本の京都メカニズムへの参加資格(24-1関連)

- ☞ 2006(H18)年8月30日に割当量報告書を提出し、割当量が確定しており、2008年1月1日より京都メカニズムの参加資格を取得済み
  - ⇒ 日本の初期割当量は、59億2826万t(CO<sub>2</sub>換算)
  - ⇒ なお日本は割当量の算定を含む、国全体の排出量の算定については、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については年度(4月～3月)ベース、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>については暦年ベース(1月～12月)で行うこととなっている

#### 日本のERU、CERの繰り越し上限(24-3関連)

- ☞ どちらも日本の初期割当量の2.5%であるため、(59億2826万t) × (2.5%) = 1億4821万t-CO<sub>2</sub>が、日本のERU及びCERのそれぞれの繰り越し上限

#### 国別登録簿(26-2参照)

- ☞ 2007(H19)年3月26日に国別登録簿(正式名称は割当量口座簿)を稼働済み
- ☞ また国際取引ログとも接続済み
  - ⇒ 2008年において日本は約4000万tのCER移転先、約1000万tのCER移転元、約1660万tのAAUの移転先となっている

< IGES 国別登録簿データ参照 >

#### DNAとCDM/JI承認プロセス(10関連)

- ☞ 2002(H14)年7月19日に、地球温暖化対策推進本部決定として「京都メカニズム活用連絡会」を日本のDNA(指定国家機関)として指定済み。なお2005(H17)年4月28日に、「京都メカニズム推進・活用会議」が設置されDNAとなり、「京都メカニズム活用連絡会」は廃止された。
- ☞ 2002(H14)年10月17日に「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業承認に関する指針」として、投資国の承認プロセスを決定済み。なおこの指針は2007(H19)年2月21日に改められている。

#### 京都ユニットの会計処理(26-4参照)

- ☞ 企業会計基準委員会(ASBJ)が、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004(H16)年11月30日公表、2009(H21)年6月21日最終改正)を公開している

#### 京都ユニットの税務上の取り扱い

- ☞ 法人税及び消費税の取扱いについて、国税庁課税部長から2009(H21)年2月13日付けで「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」という文書回答が出されている

#### 京都ユニットの法的位置づけ

- ☞ 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会が2006(H18)年1月に報告した「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」によれば、「クレジットの法的性質については、動産類似の性質を持つものと観念し、今後の国内立法及び裁判における基本的な準則であると整理する必要性を確認するものの、民事法体系に与える影響の大きさや国際調和の観点にかんがみ、現時点において、積極的にクレジットを動産類似のものとして法令上で明示する意義は小さいとの結論を得た」としている

## 新規植林・再植林CDMからのクレジットの補填に関する事項(19-2関連)

2008(H20)年6月13日割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令(地球温暖化対策の推進に関する法律)

<以下の用語については26-2参照>

## 新規植林・再植林CDMクレジットの補填手続

☞ 口座名義人が国の管理口座に償却を目的として、算定割当量のうち新規植林・再植林CDMプロジェクトから生ずるもの(t-CER又はI-CER)の振替の申請を行う場合には、口座名義人の登記事項証明書、印鑑証明書の他に、申請を行った口座名義人において当該申請に係るt-CER又はI-CERと同量の算定割当量を将来国の管理口座に移転する旨を記載した書面を添付しなければならない

## 森林の滅失等による植林クレジットの移転の制限

☞ I-CERについてUNFCCC事務局から補填を求める通知があった場合における当該通知に係るI-CERについての振替の申請があった場合(補填する目的で国の管理口座に振替の申請を行う場合を除く)には、環境大臣及び経済産業大臣は、国際ルールに基づき、当該I-CERの移転を行わない

## 特定認証排出削減量

☞ 地球温暖化対策法第34条の2第1項の特定認証排出削減量は、I-CERとする

## 特定認証排出削減量の補填手続

☞ 環境大臣及び経済産業大臣は、UNFCCC事務局からI-CERに係る森林の滅失等に伴う補填を求める通知があった場合で、当該通知に係るI-CERを保有する口座名義人が2以上ある場合には、それぞれの口座名義人が当該通知に係るI-CERを保有する数量の割合に応じて補填を求める

## 特定認証排出削減量の補填に用いることができない算定割当量

☞ 国際ルールに基づき、I-CERの補填に用いることができない算定割当量として、t-CER及び滅失等に係る事業とは別の植林事業から生じたI-CERとする

## 参考:日本国内の森林に関する決定事項

## 森林の定義(25-3関連)

☞ 日本における森林の定義は、最小面積 0.3ha、最小樹冠被覆率 30%、最低樹高 5m、最小の森林幅 20mとする

## 吸収源として算定できる吸収源活動とその定義(25-3関連)

☞ 「森林経営」=育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)、天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置

☞ 「植生回復」=1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動

## 土地の特定方法

☞ 全国土を地域ブロック、都道府県界等によって層化し、その境界内において森林経営等が行われたと適切に推計される土地の面積を報告

## 森林経営等に関する吸収量(25-1関連)

☞ 全約束期間分(5年分)をまとめて算定

以上「京都議定書の我が国の目標に係る割当量報告書の提出について」より森林経営(3条4項)による吸収量の上限(25-3関連)

☞ 森林経営(3条4項)による吸収量の日本の上限は1300万t-C/年(約4767万t-CO<sub>2</sub>/年) [CMP/2005/8/Ad3, p9]



## 26-2. 日本の国別登録簿

◆日本の国別登録簿は、2007(H19)年2月16日から運用が開始されている(詳細は、<http://www.registry.go.jp/>参照)  
 ⇨口座開設の手順の概要を以下に示す(詳細は「国別登録簿の申請手続に関する手順書(口座保有者用)」環境省・経済産業省2008(H20)年6月17日版を参照)

地球温暖化対策の推進に関する法律及び関係政省令において用いられている正式な名称の意味は以下の通り  
 ⇨割当量口座簿→国別登録簿(national registry)のこと  
 ⇨管理口座→保有口座(holding account)のこと  
 ⇨算定割当量→本資料中で言う「京都ユニット」のこと  
 ⇨振替→京都ユニットの取得及び移転のこと

**所管省庁**  
 ⇨環境大臣及び経済産業大臣は、国際的な決定に従い割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転を行うための口座(管理口座)を開設する

**割当量口座簿について**  
 ⇨割当量口座簿は、その全部を磁気ディスクをもって調製する  
 ⇨割当量口座簿は、国の管理口座と、国内に本店又は主たる事務所を有する法人の管理口座に区分する

**管理口座について**  
 ⇨算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設を受けなければならない。  
 ⇨管理口座の開設を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書に必要書類を添付して環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない  
 ⇨管理口座は、一の内国法人につき一つに限り開設することが可能  
 ⇨口座の開設の虚偽の申請等については罰則に関する規定がある  
 ⇨口座名義人は自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる

**算定割当量について**  
 ⇨算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする  
 ⇨国又は口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する  
 ⇨算定割当量は、質権の目的とすることができない

**振替について**  
 ⇨算定割当量の振替は、算定割当量を譲り渡す口座名義人の申請に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が、譲渡し、譲受けに係る管理口座に当該算定割当量についての増減の記録をすることにより行う  
 ⇨算定割当量の譲渡は、譲受人がその口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない  
 ⇨振替(他の締約国又は事務局からの振替を除く)によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する  
 ⇨国の管理口座への算定割当量の振替の申請を行う場合には、償却を目的とする移転、取消しを目的とする移転、法第34条の2第2項の義務の履行(I-CERの補填関連)を目的とする移転、上記の目的以外を目的とする移転の別を記入する

**信託について**  
 ⇨算定割当量は信託を行うことができる。ただし、算定割当量の信託は、信託の受託者の管理口座に置いて信託の記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

**申請方法**

- ◆申請が必要な手続(以下の表を参照)については、それぞれの申請書に必要な事項を記載し、(必要に応じて)添付書類及び手数料を納付して申請を行う
- ◆各種申請手続は、基本的にはe-Gov(電子政府の総合窓口)を通じて電子申請により行う。入力する事項についての情報に電子署名を行い、電子証明書を当該申請と併せて送信する。
  - ☞この場合、登記事項証明書及び印鑑証明書の添付は不要
- ◆申請に際し手数料を納付することが必要な手続については、国庫金電子納付システムを利用して納付する。電子申請を行うための準備、手順及び注意事項については以下のHPを参照。
  - ☞e-Gov電子申請のページ(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smnu.html>)
  - ☞環境省電子申請のページ(<http://www.shinsei.env.go.jp/>)
  - ☞政府認証基盤(GPKI)ホームページ(<http://www.gpki.go.jp/>)
  - ☞国庫金電子納付システムのご案内(<https://www.mof-ac.go.jp/rep/rep/info.jsp>)
- ◆各種申請手続に関する手数料及び電子申請の場合の処理期間の目安は以下のとおり。なお、処理期間はあくまで標準的な目安を示したものであり、申請の繁忙期、閑散期により変わる。

申請の種類	手数料	処理期間の目安
管理口座の開設	20,900円	15日
算定割当量の振替	6,200円	8日
割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付	530円	8日
管理口座の口座名義人の名称等の変更	-	15日
管理口座の廃止	-	10日

申請の種類(信託関係)		手数料	処理期間の目安
算定割当量の信託の記録	申請者=委託者	6,200円	15日
	申請者=受託者	-	
算定割当量の信託の記録の抹消		-	15日
算定割当量の信託の記録の変更		-	15日

**情報公開**

- ◆以下の事項は、国際的な決定に基づき、ホームページ上で日本語及び英語で情報を公開する
  - ☞管理口座の口座番号
  - ☞管理口座の口座名義人の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号
  - ☞算定割当量の管理を行う部署の名称、電話番号及び電子メールアドレス

### 26-3. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

日本の事業者が参加するCDM/JIプロジェクトについて、日本政府から投資国としての承認を受けるためのプロセスは以下のようにになっている（詳細は、2007(H19)年2月21日「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認並びに民間事業者等の事業への参加の承認に関する指針」参照）

#### プロジェクト承認の申請者(プロジェクト参加者)

JI及びCDMプロジェクトの日本国外での実施又は排出削減等の取得及び日本の割当量口座簿上の管理口座への移転を目的として、当該プロジェクト及び当該プロジェクトへの参加について日本国政府の承認を得ようとする者

#### 京都メカニズム推進・活用会議(推進・活用会議)(DNA)

- ☞ 地球温暖化対策推進本部幹事会(幹事会)の下に設置
- ☞ 構成員は以下の省庁の課長級  
⇒内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省、財務省
- ☞ 庶務は、環境省、経済産業省の協力を受けた内閣官房

(1) PDD(プロジェクト設計書)を作成(英語)

(2) 日本政府に提出する申請書(「共同実施/クリーン開発メカニズム」に係る事業及び事業への参加に関する承認申請書)を作成

- ☞ 基本的に日本語で作成(該当部分のみ英語名を併記)
- ☞ 申請書は、①で作成したプロジェクト設計書の内容を抜粋することで、ほとんどの項目の記入が可能
- ☞ 推進・活用会議(右記参照)構成省庁から、支援を希望する省庁の名称を記入する
- ☞ 申請書の記載事項のうち、競争上の利益の確保の観点から非開示を求める部分があれば、当該部分にその旨を記入する

(3) 申請書及び添付書類の提出

- ☞ 添付書類としてPDDとプロジェクト参加者の財務状況に関する書類が必要
- ☞ 推進・活用会議構成省庁のうち、申請者希望担当省庁(申請者がプロジェクト支援担当省庁として希望する省庁をいう)のいずれかの申請窓口へ提出する

(7) プロジェクトに関する報告

- ☞ 国内のプロジェクト参加者は、プロジェクトに関する報告の手引きに従い必要な事項を、いずれか1つのプロジェクト支援担当省庁に対して報告する  
⇒報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する

(4) 推進・活用会議による承認申請書の受理とプロジェクト支援担当省庁の決定

- ☞ 申請を受け付けた省庁は、速やかに、当該申請書(添付書類を含む)の写しを他の申請者希望担当省庁へ送付する
- ☞ 申請者希望担当省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する  
⇒申請者希望担当省庁以外に追加的にプロジェクト支援担当省庁に参加する意向を有する省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ プロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金がODAの流用ではない旨の政府確認を求めている場合は、審査を行う省庁は、当該資金を拠出した公的機関に対しそれがODAか否かを確認した上で、ODAである場合には、外務省に対し当該公的資金がODAの流用でないか否かについて確認を求め、その結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ 推進・活用会議は、申請者の意向を踏まえ、プロジェクト支援担当省庁を決定する

(5) 推進・活用会議による承認/不承認の決定

- ☞ 推進・活用会議は、プロジェクト支援担当省庁として決定された省庁の審査結果(ODAの流用か否かの確認がある場合は外務省も含む)を踏まえ、承認又は不承認を決定する  
⇒承認の審査は可能な限り迅速に行うこととし、標準処理期間を1月とする

承認の場合

(6) プロジェクト支援担当省庁による承認レターの交付

- ☞ 承認された場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、政府承認レターを交付する
- ☞ レターはプロジェクト支援担当省庁の大臣名による和文と英文による

不承認の場合

不承認となった場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、その旨を、不承認となった理由とともに、文書により通知する(不承認となった案件においても、不承認となった理由を踏まえ申請書類を修正した際には、再度申請を行うことを可能)

**承認基準**

- ◆承認に当たっては、以下の基準に従って審査を行う(指定運営組織及びCDM理事会等が行うような審査を行うものではない)
  - ☞プロジェクトの内容が、京都議定書、京都議定書締約国会合決定その他の国際的合意事項に反するものでないこと
  - ☞プロジェクト参加者が、破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないこと

**申請等の方法**

- ◆申請及び報告並びに政府承認レターの交付等については、申請者等の意向により、電子的な手続又は書面による手続をとることができる
  - ☞なお、電子的な手続が未整備の省庁においては、速やかに実施できるよう措置する

ちなみに、推進・活用会議における報告、協議及び決定についても、迅速な対応を図るため、必ずしも会議の開催を要せず、ファックス又は電子メールによる対応を可能としている

**参考：国際排出量取引への日本法人の参加**

- ☞京都議定書17条に基づく国際排出量取引に関しては、締約国から承認(authorize)を受けた法人(legal entities)の参加が認められている [CMP/2005/8/Ad2, p19 パラ5]
  - ☞日本においては国別登録簿(正式名称は割当量口座簿)に口座の開設を完了したことをもって、承認されたこととなる
- 2006(H18)年9月14日京都メカニズム推進・活用会議決定「京都議定書第17条に基づく排出量取引に係る法人の承認手続に関して」

**承認済みプロジェクトへの追加的な参加**

- ◆既に日本国政府の承認を得たプロジェクトに新たに参加することについて日本国政府の承認を得ようとする場合は、申請書(国内のプロジェクト参加者に追加がある場合の申請書様式)に、必要な事項を記入し、かつ必要な書類を添付した上で、当該申請書を、プロジェクト支援担当省庁のいずれかの申請窓口に提出する

**ホスト国政府及び関係国際機関等との連絡及び交渉等**

- ◆プロジェクト支援担当省庁は、当該プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況を把握するとともに、ホスト国政府及び関係国際機関等による承認等及び排出削減量等の発行を側面支援する
- ◆外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国政府及び関係国際機関等との外交的手続及びホスト国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う
- ◆プロジェクト支援担当省庁は、国内のプロジェクト参加者に対して、指導及び助言を行い、プロジェクトに関する報告を求めることができる

## 26-4. クレジットの会計・税務処理

◆企業会計基準委員会(ASBJ)による、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004年11月30日公表、2006年7月14日改正、2009年6月21日最終改正)〈<http://www.asb.or.jp/>〉がある(下記表は概要であり、詳細は原文を参照のこと)

- ☞ 自主的な行動計画として設定した数値目標や、将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として京都メカニズムにおける排出クレジットを獲得し、これを排出量削減に充てることを想定した取引や、第三者に販売するために排出クレジットの獲得を図る取引等の会計処理の取り扱いを対象としている。(下表には未記載だが、試行排出量取引スキームにおいて排出枠を無償で取得する場合の会計処理も示されている)
- ☞ 排出クレジットは、無形の財産的価値があることから会計上は無形固定資産に近いと考えられている。また金融資産には該当しないものと考えられる。

		他者から購入する場合	出資を通じて取得する場合
第三者への販売目的で取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時(排出クレジット取得前)	「前渡金」とする。ただし、取得前に売却できる場合には「棚卸資産」とすることができる。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否の検討を行う)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「棚卸資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、期末における当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は投機費用として処理する場合もあり得る)。	
	販売時	「棚卸資産」の販売として処理	
将来の自社使用を見込んで取得	契約締結時	仕訳なし	
	支出時(排出クレジット取得前)	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の区分に、当該前渡金を示す適当な科目で計上	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(減価償却は行わない)。ただし固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	
	第三者への販売時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の売却として処理	
	自社使用(償却目的による政府保有口座への排出クレジットの移転)時(注)	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上。売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、「売上原価」又は「製造原価」とする。	

(注)実際に政府保有口座に移転していなくとも移転することが確実と見込まれる場合や第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。

### 京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて

◆環境省大臣官房審議官及び経済産業省大臣官房審議官から国税庁課税部長への「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」照会に対し、2009(H21)年2月13日付けで文書回答が出された

☞詳細は、<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090219/01.htm#a01>参照

#### 法人税について

- ☞内国法人が、償却を目的としてクレジットを取得(購入)し、当該クレジットを我が国の国別登録簿における同法人の保有口座から政府保有口座に移転する場合には、当該クレジットが政府保有口座に記録された日(当該クレジットの政府保有口座への移転が完了した日)を含む事業年度において、原則として、当該クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金として、損金の額に算入する企業ごとに排出削減義務が課された場合の会計処理は扱っていない。
- ⇒この場合における当該クレジットの価額とは時価をいうこととなり、当該クレジットが政府保有口座に記録された日に近い売買実例等を参考として適正に算定することとなる。ただし、売買実例の把握が容易でないこと等により時価の算定が困難である場合には、当該内国法人の帳簿価額を当該クレジットの価額として取り扱う。

#### 消費税について

- ☞内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となる。一方、内国法人による他の内国法人からのクレジットの有償取得については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。
- ☞内国法人が外国法人にクレジットを有償譲渡する場合には、当該クレジットは消費税法施行令第6条第1項第5号に掲げる資産に準ずるものとして、同令第17条第2項第6号の規定により輸出免税が適用される。
  - ⇒なお、輸出免税が適用されるためには、当該クレジットの譲渡を行った相手方との契約書その他の書類で、消費税法施行規則第5条第1項第4号に掲げる事項が記載されているものを、当該譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、事務所等の所在地に保存する必要がある。
  - ⇒消費税法施行規則第5条第1項第4号に掲げる事項とは、
    - 当該資産の譲渡等を行った事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等／当該資産の譲渡等を行った年月日／
    - 当該資産の譲渡等に係る資産の内容／当該資産の譲渡等の対価の額／
    - 当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等
- ☞内国法人が外国法人からクレジットを有償で取得する場合は国外取引となり、消費税の課税の対象とはならない。したがって、当該内国法人においては、当該クレジットの取得について仕入税額控除することはできない。

参考: 排出量取引に関する売買契約書に対する印紙税の取扱い[国税庁][<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/inshi/6369/01.htm>]

- ☞京都メカニズムクレジット等は印紙税法上の無体財産権に該当しないので、1回の売買を行うために作成する契約書は印紙税の課税対象とならない
  - ⇒「京都メカニズムクレジット等」とは、京都メカニズムに基づくものに加え、環境省自主参加型国内排出量取引制度に基づくもの(排出枠等)も含まれる
- ☞契約期間中における京都メカニズムクレジット等の売買を継続して行うために作成される契約書で、売買取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうちの1以上の事項を定める契約書は、契約書1通につき4,000円の印紙税が課される。なお、このような契約書であっても、次のいずれかに該当するものは印紙税は課されない。
  - ⇒①取引の当事者の一方または双方が営業者でないもの、又は②契約期間が3か月以内でありかつ更新に関する定めのないもの

## 参考資料 京都議定書の要約

本参考資料は京都議定書の条文を簡易に説明したものであり、そのために多くの場合、条文内容の割愛や意識をしています。したがって条文の正確な内容・言葉遣いについては原文及び公定訳を参照して下さい。また注及び青字は編者が挿入したものです。

**前文** この議定書の締約国は、気候変動枠組条約の第2条に定められた究極的な目的(注:大気中の温室効果ガス濃度を安定化)を達成するため、条約第3条(注:共通だが差異のある責任等、条約の原則)を指針とし、ベルリン・マンデート(注:1997年のCOP3までに温室効果ガスの数値目標を含む議定書に合意する等)に従って、次のとおり合意した。

**第1条 定義** この議定書では条約第1条の定義を適用する。加えて以下を適用する。

- 1項 「COP」とは、条約の締約国会議(Conference of Parties)をいう。(注:ちなみにCMPは京都議定書の締約国会合のこと)
- 2項 「条約」とは、国連気候変動枠組条約(UNFCCC:United Nations Framework Convention on Climate Change)をいう。
- 3項 「IPCC」とは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC:Intergovernmental Panel on Climate Change)をいう。
- 4項 「モントリオール議定書」とは、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書をいう。
- 5項 「出席し、かつ投票する締約国」とは、出席し、かつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。
- 6項 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、京都議定書の締約国をいう。
- 7項 「附属書 I 国」とは、条約の附属書 I に掲げる締約国(注:OECD加盟国、中・東欧諸国、ロシア、ウクライナ等)、又は条約第4条2(g)(注:非附属書 I 国の自発的な拘束)に基づいて通告を行った締約国をいう。

**第2条 政策・措置**

- 1項 附属書 I 国は、第3条に基づく排出削減の数値目標の達成及び持続可能な開発の促進のために、以下を行う。
  - (a) 自国の事情に応じて、次のような政策・措置について実施等する。
    - (i)~(viii) 省エネルギー、HFC等3ガスの削減、新規植林・再植林、持続可能な農業の促進、再生可能エネルギー・CO<sub>2</sub>隔離・環境技術等の研究開発・利用促進、市場手段の適用、運輸部門における削減、廃棄物処理やエネルギー輸送時のメタンの削減等
  - (b) 政策・措置の効果を高めるため、附属書 I 同士が協力する。CMPは第1回会合又はそれ以降速やかに、協力を促進する方法について検討する。
- 2項 **【国際輸送燃料からの排出削減】** 附属書 I 国は、国際民間航空機関(ICAO)及び国際海事機関(IMO)を通じて、国際航空・船舶用の燃料からの温室効果ガスの排出削減を追求する。
- 3項 **【政策・措置の実施に伴う悪影響】** 附属書 I 国は、気候変動の悪影響、国際貿易への悪影響(注:政策・措置を実施することに伴うもの)、特に条約第4条8・9項に規定されている途上国(島嶼国、低地国、乾燥地域・砂漠化地域を有する国、化石燃料の輸出等に大きく経済依存している国、後発開発途上国等)への社会・環境・経済上の悪影響を最小限にする方法で、政策・措置を実施するよう努力する。CMPは、この規定の実施を促進するため、追加の措置をとることができる。
- 4項 **【政策・措置の調整】** CMPは、各国の様々な事情や潜在的な影響を考慮した上で有益であると決定する場合に、本条1項(a)に規定する政策・措置の調整を行うための方法・手段を検討する。

第3条 排出削減目標等

- |     |  |
|-----|--|
| 1項  | <b>【数値目標、基準年、目標年】</b> 附属書 I 国全体の温室効果ガス(京都議定書附属書Aに記載されている6種類)の排出量を2008年～2012年(約束期間)までに1990年(基準年)比で少なくとも5%削減することを目指す。それぞれの附属書 I 国は、個別に又は共同して、CO <sub>2</sub> 換算の温室効果ガス排出量が京都議定書附属書Bに記載されている数字に従って算定される数値目標(割当量)を超えないことを確保する。                                 |
| 2項  | <b>【明らかな進展】</b> 附属書 I 国は、2005年までに、京都議定書に基づく約束の達成について明らかな進展(demonstrable progress)を示す。  |
| 3項  | <b>【吸収源活動】</b> 直接的、人為的な活動に基づく土地利用の変化及び林業(1990年以降の新規植林、再植林及び森林減少)による温室効果ガスの吸収量等(炭素蓄積の変化)は、附属書 I 国の数値目標の達成に活用可能(注:炭素蓄積が純減の場合は排出となる)。吸収量については、透明で検証可能な方法により報告し、第7条・第8条に従って審査される。  |
| 4項  | 附属書 I 国は、SBSTAによる検討のため、CMP1までに1990年の吸収量及びそれ以降の炭素蓄積の変化量の推計に関する資料を提供する。<br><b>【追加的吸収源活動】</b> CMP1は第1回会合又はそれ以降速やかに、IPCCやSBSTAでの検討、COP決定等を踏まえて、追加的吸収源活動における吸収量等の算定方法、規則及び指針(ガイドライン)を決定する。当該決定の対象となる追加的な吸収源活動のうち1990年以降に行われたものは第1約束期間に適用可能(注:炭素蓄積が純減の場合は排出となる)。 |
| 5項  | <b>【市場経済移行国の基準年】</b> 附属書 I 国のうち市場経済移行国については、数値目標を算定するための基準年について1990年以外の過去の年又は期間を適用することが可能。   |
| 6項  | 条約第4条6項(注:市場経済移行国への弾力的運用)を考慮して、附属書 I 国のうち市場経済移行国については、京都議定書に基づく約束の履行についてある程度の弾力的適用を認める(3条の規定を除く)。  |
| 7項  | <b>【割当量の計算式】</b> 附属書 I 国の割当量は、第1約束期間(2008～2012年)については、「基準年排出量」×「附属書Bに示した%」×5 とする。<br><b>【1990年の吸収源活動が排出となる国の特例】</b> 1990年の吸収源活動が排出となる国については、その量を基準年排出量に加えて割当量を算定する。  |
| 8項  | <b>【HFC等3ガスの基準年排出量】</b> HFC等3ガスの基準年排出量は、1995年でも可。  |
| 9項  | <b>【第2約束期間以降の数値目標】</b> 附属書 I 国の第2約束期間以降の数値目標については、CMP1において第1約束期間末の少なくとも7年前(2005年)までに交渉を開始する。その決定は、第21条7項(注:京都議定書附属書Bの改正)に従って行う。  |
| 10項 | 共同実施(第6条)、国際排出量取引(第17条)によって取得したERU、AAUは、取得した国の割当量に加える。   |
| 11項 | 共同実施(第6条)、国際排出量取引(第17条)によって移転したERU、AAUは、移転した国の割当量から減じる。  |
| 12項 | CDM(第12条)によって取得したCERは、取得した国の割当量に加える。   |
| 13項 | <b>【繰り越し】</b> 附属書 I 国の約束期間における排出量が割当量より少ない場合には、その差は、次期約束期間に繰り越しが可能。  |
| 14項 | <b>【途上国への悪影響の最小化】</b> 附属書 I 国は、数値目標の達成に際して、途上国、特に条約第4条8・9項に規定されている国(島嶼国、低地国、乾燥地域・砂漠化地域を有する国、化石燃料の輸出等に大きく経済依存している国、後発開発途上国等)への社会・環境・経済上の悪影響を最小限にするよう努力する。CMP1では、条約第4条8・9項に規定されている途上国への、気候変動による悪影響及び対応措置の実施による悪影響を最小限にするための措置(資金供与、保険、技術移転含む)を検討する。          |



**第4条 目標の共同達成(バブル)**

- 1項 **【バブル】** 附属書 I 国は、合意に基づき共同して数値目標を達成してもよい(注:ただし割当量の合計は変わらない)。その場合、それぞれの附属書 I 国に再分配された割当量について合意で定められていることが必要。
- 2項 本条1項に従って合意した国は、京都議定書の締結文書の寄託の日に、合意内容について条約事務局に通報する。
- 3項 本条1項の合意は、第1約束期間に対して有効。
- 4項 締約国が地域経済統合機関(注:欧州共同体(European Community)等)の枠組みにおいて共同して行動する場合、その機関の構成国の変更・追加があったとしても、京都議定書における既存の約束には影響しない。ただし、構成国の変更・追加の後に採択された第3条に基づく数値目標については別。
- 5項 本条1項に従って合意した国が、共同の数値目標を達成できなかった場合、各締約国は合意で規定されている個別の目標に対して責任を持つ。
- 6項 締約国が、京都議定書の締約国となっている地域経済統合機関(注:欧州共同体(European Community)等)の枠組みにおいて共同して行動する場合で、共同の数値目標を達成できなかった場合、地域経済統合機関と共に、各締約国は合意で規定されている自国の目標に対して責任を持つ。

**第5条 排出量・吸収量推計のための国内制度**

- 1項 **【国内制度の設立期限】** 附属書 I 国は、第1約束期間開始の1年前(2007年初)までに、温室効果ガスの排出量・吸収量の推計のための国内制度を設ける。国内制度のためのガイドライン(本条2項で規定する方法を含む)については、CMP1で決定する。
- 2項 **【排出量・吸収量推計のための方法】** 温室効果ガスの排出量・吸収量の推計の方法については、IPCCの承認を経てCOP3で合意されたもの(注:改訂版1996年IPCCガイドライン)とする。この方法が使用されない場合は、CMP1で合意される方法に従って調整する。CMP1は、IPCCやSBSTAでの検討、COP決定等を踏まえて、これらの方法・調整について定期的に審査し、必要に応じて修正する。いかなる修正も、修正後に採択される約束期間の数値目標に関してのみ適用される。
- 3項 **【地球温暖化係数】** 温室効果ガスの地球温暖化係数については、IPCCの承認を経てCOP3で合意されたもの(注:IPCC第二次評価報告書)とする。CMP1は、IPCCやSBSTAでの検討、COP決定等を踏まえて、係数について定期的に審査し、必要に応じて修正する。いかなる修正も、修正後に採択される約束期間の数値目標に関してのみ適用される。

**第6条 共同実施(JI: Joint Implementation) (注:京都議定書の中にはJIという言葉は出てこないが、通称として使われている)**

- 1項 **【共同実施(JI)】** 附属書 I 国は、数値目標を達成するため、附属書 I 国内で排出削減又は吸収増大プロジェクトを共同で実施し、プロジェクトから生じるクレジット(ERU)を移転・取得することができる。ただし、以下が条件。
  - (a) 関係締約国の承認を得たプロジェクトであること。
  - (b) **【追加性】** プロジェクトがなかった場合に比べて追加的な排出削減又は吸収増大をもたらすこと。
  - (c) 第5条及び7条に基づく義務を遵守していない場合には、ERUを取得しないこと。
  - (d) **【補足性】** ERUの取得が、数値目標を達成するための国内対策に対して補足的であること。
- 2項 CMP1は第1回会合又はそれ以降速やかに、本条の実施のためのガイドライン(検証・報告を含む)を定める。
- 3項 **【法人の参加】** 附属書 I 国は、自国の責任において、法人が本条に基づいてERUの発生・移転・取得を行うことを承認してもよい。
- 4項 第8条の関連規定によって、附属書 I 国が本条を実施することに問題があると明らかになった場合でも、ERUの移転・取得を続けることができる。ただし、その問題が解決されるまでは、数値目標の達成のためにERUを活用することはできない。

<b>第7条 排出量・吸収量の情報の作成・提出</b>					
1項	<p><b>【目録の内容】</b> 附属書 I 国は、関連するCOP決定に従って温室効果ガスの排出量・吸収量の年次目録(インベントリ)を提出する。その際に、第3条の規定を遵守するために必要な補足的情報(本条4項に従って決定されるもの)を含むこと。</p>				
2項	<p><b>【条約第12条に基づいて提出する国別報告書の内容】</b> 附属書 I 国は、<u>条約第12条</u>に基づいて提出する国別報告書(注:排出量・吸収量目録や政策・措置等)に、京都議定書を遵守するために必要な補足的情報(本条4項に従って決定されるもの)を含むこと。</p>				
3項	<p><b>【提出のタイミング】</b> 附属書 I 国は、本条1項に基づく情報を毎年提出する。最初の提出は、京都議定書が自国に対して効力を生じた後の、約束期間の最初の年とし、気候変動枠組条約に基づく目録として提出する。</p> <p>また附属書 I 国は、本条2項に基づく情報を、京都議定書が自国に対して効力を生じた後、及び本条4項に規定する指針(ガイドライン)が採択された後に、気候変動枠組条約に基づいて提出する国別報告書の一部として提出する。</p> <p>本条で必要としている情報のその後の提出頻度は、COPが決定する国別報告書の提出時期を考慮しつつ、CMPが決定する。</p>				
4項	<p><b>【情報作成のガイドライン】</b> CMPは第1回会合において、本条で必要としている情報を作成するための指針(ガイドライン)を決定し、その後定期的に見直す。その際には、COPが決定する附属書 I 国の国別報告書作成のための指針(ガイドライン)を考慮する。</p> <p><b>【割当量の計算方法】</b> CMPは、第1約束期間が始まる前に、割当量(assigned amounts)の計算方法を決定する。</p>				
<b>第8条 排出量・吸収量の情報の審査</b>					
1項	<p><b>【専門家レビュー・チームによる審査】</b> 附属書 I 国が第7条に基づいて提出する情報は、COP決定、及びCMPが本条4項に基づいて採択する指針(ガイドライン)に従って、専門家審査チーム(ERT: Expert Review Team)によって審査される。</p> <p>附属書 I 国が第7条1項に基づいて提出する情報は、排出目録・割当量の毎年の取りまとめ及び計算の一部として審査される。</p> <p>さらに、附属書 I 国が第7条2項に基づいて提出する情報は、国別報告書の一部として審査される。</p>				
2項	<p><b>【専門家レビュー・チームの構成】</b> 専門家レビュー・チームは条約事務局によって調整される。また、COPの示す指導(ガイダンス)に従い、条約締約国、及び適切な場合には政府間機関が指名する専門家によって構成される。</p>				
3項	<p><b>【審査の内容】</b> 審査においては、締約国の議定書実施に関する全ての観点について、十分かつ包括的な技術的評価を行う。専門家レビュー・チームは、締約国の約束の履行状況の評価を行うとともに、約束履行に関する潜在的な問題点と約束履行に影響を及ぼす要因について明らかにし、CMPに報告書を提出する。この報告書は条約事務局によって全ての締約国に送付される。条約事務局は、CMPでさらに検討を行うために、報告書で指摘された実施上の課題について一覧表を作成する。</p>				
4項	<p><b>【審査ガイドラインの採択】</b> CMP1において、COPでの関連する決定を踏まえて、専門家レビュー・チームが京都議定書の実施状況を審査するための指針(ガイドライン)を採択し、その後定期的に見直す。</p>				
5項	<p>CMPは、SBI、及び適当な場合にはSBSTA(注:第15条参照)の支援を得て、以下を検討する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(a)</td> <td>第7条に基づいて締約国が提出する情報、及び本条に基づいて行われる専門家による報告書</td> </tr> <tr> <td>(b)</td> <td>本条3項に基づいて条約事務局が作成する課題一覧表、及び締約国が提起する問題</td> </tr> </table>	(a)	第7条に基づいて締約国が提出する情報、及び本条に基づいて行われる専門家による報告書	(b)	本条3項に基づいて条約事務局が作成する課題一覧表、及び締約国が提起する問題
(a)	第7条に基づいて締約国が提出する情報、及び本条に基づいて行われる専門家による報告書				
(b)	本条3項に基づいて条約事務局が作成する課題一覧表、及び締約国が提起する問題				
6項	<p>CMPは、本条5項の情報に基づき、京都議定書の実施のために必要な事項について決定を行う。</p>				

**第9条 京都議定書の見直し**

- 1項 CMPは、気候変動とその影響に関する最良の科学的知見並びに技術・社会・経済上の情報等に照らして、京都議定書を定期的に見直す。この見直しは、気候変動枠組条約に基づく見直し(特に条約第4条2(d)(注:条約の目標の見直し)、及び条約第7条2(a)(注:科学的知見等に基づく条約の見直し)で求められているもの)と調整されなければならない。これらの見直しに基づいて、CMPは適当な措置をとる。
- 2項 1回目の見直しは、CMP2で行う。その後は、適切な時期に、定期的に行う。

**第10条 全締約国の義務**

全締約国は、共通だが差異のある責任及び各国・地域固有の事情を考慮し、非附属書I国に新たな約束を導入することなく、条約第4条1項(注:目録・計画の作成・公表等)を再確認し、持続可能な開発の達成のためにこれらを促進し、条約第4条3・5・7項(注:途上国への資金供与・技術移転等)を考慮し、以下を行う。

- (a) COPの合意する比較可能な方法を用い、またCOPの採択する国別報告書の指針(ガイドライン)に沿って、温室効果ガスの排出量・吸収量目録(インベントリー)を作成・更新するための、締約国の社会経済状況を反映する排出係数や活動データ等の質を向上させる費用対効果の大きい国の計画(適当な場合には地域の計画)を、適当な場合において可能な範囲で作成する。
- (b) 気候変動の緩和及び気候変動に対する適応のための措置を含む国の計画(適当な場合には地域の計画)を作成・実施・公表・更新する。
  - (i) 当該計画は、エネルギー、運輸、工業、農林業、廃棄物処理等に関係する。また、適応技術、国土計画の改善は気候変動への適応を向上させる。
  - (ii) 附属書I国は、第7条に従い京都議定書に基づく行動に関する情報(国の計画を含む)を提出する。他の締約国は、気候変動及びその悪影響に対処するための措置等について、国別報告書に含めるよう努める。
- (c) 気候変動に関連する環境上適性な技術、ノウハウ等の開発・利用・普及、及び途上国に対する移転を促進する。
- (d) 条約第5条(注:研究・組織的観測)を考慮し、気候システム・気候変動の悪影響・対応戦略による影響等に関する不確実性を減少させるために、科学・技術研究等に協力する。
- (e) 条約第6条(注:教育・訓練・啓発)を考慮し、特に途上国の能力開発や専門家養成のための、教育・訓練プログラムを作成・実施する。
- (f) COPの関連する決定に従い、国別報告書の中に、本条による計画・活動に関する情報を含める。
- (g) 本条に基づく約束の履行に当たり、条約第4条8項(注:気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響への対処)に十分考慮する。

**第11条 資金供与制度(資金メカニズム)**

- 1項 締約国は第10条の実施に際して条約第4条4・5・7・8・9項(注:資金供与・技術移転、気候変動や対応措置の実施による悪影響への対処等)に考慮する。
- 2項 条約附属書II国(注:OECD加盟国)は、条約第4条1項(注:目録・計画の作成・公表等)の実施に際して、条約第4条3項(注:資金供与等)、条約第11条(注:資金供与制度)に従い以下を行う。
  - (a) 条約第4条1項(a)(注:目録の作成・公表等)の既存の約束であって、第10条(a)の履行を促進するために途上国締約国が負担する費用(合意された分)に充てるため、新規かつ追加的資金を供与すること。
  - (b) 条約第4条1項の既存の約束であって、第10条の対象となり、かつ条約第11条に規定する国際組織(注:地球環境ファシリティー(GEF))と合意するものの履行を促進するために途上国締約国が負担する増加費用(合意された分)に充てるため、条約第11条に従い、新規かつ追加的資金を供与すること。

これらの履行に際しては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要なこと、及び先進国間での適切な責任分担が重要であることに考慮する。COPの関連決定によって、条約の資金供与制度の運営を委託された組織(注:地球環境ファシリティー(GEF))に対する指導は、本項について準用する。
- 3項 条約附属書II国は、二国間・地域間・多国間のチャンネルを通じて第10条の実施のための資金を供与することができ、途上国はこれを利用できる。

第12条 クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)	
1項	CDMをここに定める。
2項	CDMは、非附属書 I 国が持続可能な開発を達成し条約の究極的な目的に貢献すること、及び附属書 I 国の排出削減の数値目標の達成を支援することを目的とする。
3項	CDMの下で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 非附属書 I 国は、認証された排出削減量(CER: Certified Emission Reduction) (注:いわゆるクレジット)から利益を得る。</li> <li>(b) <b>【数値目標への活用】</b> 附属書 I 国は、CMPの決定に従い、第3条の数値目標の達成のためにプロジェクトから生じるCERを活用することができる。</li> </ul>
4項	<b>【CDM理事会】</b> CDMは、CMPの権限及び指導に従い、CDM理事会(EB: Executive Board)によって監督される。
5項	<b>【DOE】</b> プロジェクトからの排出削減量は、以下を基礎としてCMPが指定する指定運営組織(OE: operational entity)によって認証される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 関係する締約国が承認する自発的な参加であること</li> <li>(b) 気候変動の緩和に、実質的で、測定可能で、長期的な利益をもたらすこと</li> <li>(c) 認証されたプロジェクトがなかったとした場合に生ずる排出削減に対して追加的であること</li> </ul>
6項	CDMは、必要に応じて、認証されたプロジェクトに対する資金供与を支援する。
7項	<b>【CDMの運用ルール】</b> CMPは第1回会合において、第三者によるプロジェクトの監査・検証を通じて、透明性、効率性、説明責任が確保されるような方法・手続を定める。
8項	<b>【収益の一部】</b> CMPは、認証されたプロジェクトからの収益の一部(share of the proceeds)が、CDMの運営経費、及び気候変動の悪影響を特に受けやすい途上国締約国の適応費用を支援するために用いられるようにする。
9項	<b>【民間企業の参加】</b> CDMへは、民間及び公的主体が参加でき、CDM理事会による指導に従わなければならない。
10項	<b>【2000年以降のクレジット】</b> 2000年から第1約束期間の開始までに取得したCERは、第1約束期間の目標達成に活用することができる。

第13条 締約国会合

- 1項 **【CMP】** 条約の最高機関であるCOP(Conference of the Parties)が、京都議定書の締約国会合(MOP: meeting of the Parties)としての役割を果たす。  
(注:この場合をCMPと呼ぶ)
- 2項 条約の締約国であって京都議定書の締約国でない国は、CMPの審議にオブザーバーとして参加できるが、京都議定書に関する決定は、京都議定書の締約国のみによって行われる。
- 3項 COPの議長団の構成国であって京都議定書の締約国でない国は、CMPにおいては議長団の構成国とはならず、京都議定書締約国と交代する。
- 4項 CMPは、京都議定書の実施を定期的に検討するとともに、効果的实施を促進するための決定を行う。また、CMPは京都議定書によって課された任務を遂行するとともに以下を行う。
- (a) 締約国による京都議定書の実施状況や、議定書に基づいてとられる措置の全般的な影響、条約の目的達成に向けての進捗状況を評価すること。
  - (b) 条約第4条2項(d)(注:条約の目標の見直し)、条約第7条2項(注:条約の定期的な検討と進捗評価等)を勧告した上で、条約の実施によって得られた経験や科学・技術上の知識の進展等に照らして、京都議定書の義務について定期的に検討すること。
  - (c) 各締約国の様々な事情を考慮した上で、気候変動及びその影響に対処するための措置について情報交換すること。
  - (d) 2ヶ国以上の締約国の要請に応じて、各締約国の様々な事情を考慮した上で、気候変動及びその影響に対処するための措置の調整を円滑にすること。
  - (e) 京都議定書の効果的な実施のための比較可能な方法を開発し、定期的に改善すること。
  - (f) 京都議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。
  - (g) 第11条2項に従って、追加的な資金供与がなされるよう努めること。
  - (h) 京都議定書の実施に必要な補助機関を設置すること。
  - (i) 適切な場合には、国際機関や政府間組織、非政府組織の協力や情報を活用すること。
  - (j) その他京都議定書の実施のために必要なことを実施するとともに、COPの決定によって生じた課題を検討すること。
- 5項 CMPがコンセンサスによって別途決定した場合を除き、COPの手続き及び条約の財政手続は、京都議定書に準用する。
- 6項 **【CMPの開催】** CMP1は、京都議定書の発効後の最初のCOPと共に開催する。その後のCMPの会合は、CMPが特段の決定を行わない限り、COPと共に毎年開催する。
- 7項 CMPの特別会合は、CMPが必要と認める時、又はいずれかの締約国から要請があり6ヶ月以内に締約国の1/3以上がその要請を支持した場合に開催する。
- 8項 **【CMPへのオブザーバー参加】** COPのオブザーバーとなっている国際機関等は、CMPにオブザーバー参加できる。  
また京都議定書の範囲で認められている団体(国際、政府、民間、NGO等いずれも可)は、CMP出席国の1/3以上が反対しない限り、CMPにオブザーバー参加できる。

<b>第14条 事務局</b>	
1項	条約第8条(注:条約事務局について)によって設置された条約事務局が、京都議定書の事務局としての役割を果たす。
2項	条約第8条2項(注:条約事務局の役割)、条約第8条3項(注:条約事務局の指定)は、京都議定書に準用する。さらに事務局は京都議定書によって課される任務を遂行する。
<b>第15条 補助機関</b>	
1項	条約第9条(注:SBSTAIについて)、条約第10条(注:SBIについて)によって設置された、「科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA:Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice)」及び「実施に関する補助機関(SBI:Subsidiary Body for Implementation)」は、それぞれ京都議定書の補助機関としての役割を果たす。この2つの補助機関に関する条約の規定は、京都議定書についても準用する。京都議定書としてのそれぞれの補助機関の会合は、条約のそれぞれの補助機関会合と併せて開催する。
2項	条約の締約国であって京都議定書の締約国でない国は、補助機関会合の審議にオブザーバーとして参加できるが、京都議定書に関する決定は、京都議定書の締約国のみによって行われる。
3項	補助機関の議長団の構成国であって京都議定書の締約国でない国は、補助機関が京都議定書に関する事項について任務を遂行する場合には、議長団の構成国とはならず、京都議定書締約国と交代する。
<b>第16条 実施に関する問題の解決</b> CMPは、COPでの決定を参考としつつ、条約第13条(注:実施に関する問題の解決)の多国間協議手続きを京都議定書に適用することを速やかに検討し、必要に応じて修正する。京都議定書に適用する多国間協議手続きは、第18条の手続き・制度を妨げない。	
<b>第17条 国際排出量取引</b> COPIは、国際排出量取引(特にその検証、報告、説明責任)に関する原則・方法・規則・指針を定める。京都議定書附属書B国は、第3条の約束履行のため国際排出量取引に参加することができる。国際排出量取引は第3条の数値目標の達成のための国内行動に対して補足的なものとする。	
<b>第18条 遵守</b> CMPはその第1回会合において、京都議定書の不遵守の決定及び対応方法(不遵守時の帰結に関する一覧の作成を含む)のための、適切かつ効果的手続き・制度を承認する。その際には、不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮する。 本条による手続き・制度で拘束力のある措置を伴うものは、この議定書の改正によって採択される。	
<b>第19条 紛争解決</b> 紛争の解決については、条約第14条(注:紛争の解決について)を京都議定書に準用する。	

<b>第20条 京都議定書の改正</b>	
1項	締約国は京都議定書の改正を提案することができる。
2項	京都議定書の改正は、CMPの通常会合で採択する。改正案は、採択を提案する会合の少なくとも6ヶ月前に条約事務局が締約国に通報する。
3項	<b>【多数決による改正】</b> 京都議定書の改正は、コンセンサス方式によって合意するようあらゆる努力を行う。それにもかかわらず合意に達しない場合は、当該会合に出席し、かつ投票する締約国の3/4以上の多数決によって採択される。
4項	<b>【改正の発効】</b> 本条3項に従って採択された改正は、締約国の3/4以上の受諾書を寄託者が受理した日の90日後に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。
5項	他の締約国(注:本条4項に該当しない国)は、当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の90日後に、その締約国について効力を生ずる。
<b>第21条 京都議定書附属書の改正</b>	
1項	<b>【附属書の位置づけ】</b> 京都議定書の附属書は、京都議定書と不可分である。「京都議定書」という場合には、別段の明示がない限り、附属書を含めているものとする。京都議定書が発効した後に採択される附属書は、表、書式、その他科学的、技術的、手続き的又は事務的な性格の説明的文書に限る。
2項	締約国は、京都議定書の新たな附属書案や附属書の改正を提案することができる
3項	新たな附属書案や附属書の改正は、CMPの通常会合で採択する。それらの案は、採択を提案する会合の少なくとも6ヶ月前に条約事務局が締約国に通報する。
4項	<b>【多数決による附属書改正】</b> 新たな附属書案や附属書の改正は、コンセンサス方式によって合意するようあらゆる努力を行う。それにもかかわらず合意に達しない場合は、当該会合に出席し、かつ投票する締約国の3/4以上の多数決によって採択される。
5項	<b>【附属書改正の発効】</b> 本条3・4項に従って採択された新たな附属書や附属書A・B(注:現行の附属書)以外の改正は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の6ヶ月後に、全ての締約国に対して効力を生ずる。ただし、その期間内にそれらの改正を受諾しない旨を書面によって寄託者に通告した締約国は除く。当該締約国から、その通告を撤回する旨の通告を寄託者が受理した日の90日後には、当該締約国に対しても効力を生ずる。
6項	新たな附属書案や附属書の改正の採択が京都議定書の改正を伴うものである場合には、それらの改正は、京都議定書の改正が効力を生ずるまでは効力を生じない。
7項	<b>【附属書Bの改正】</b> 附属書A・Bの改正は、前条の手続きに従って採択され、効力を生ずる。ただし附属書B(注:具体的な数値目標一覧)の改正は、関係締約国の書面による同意を得た場合にのみ採択される。
<b>第22条 投票</b>	
1項	各締約国は、一票を有する(本条2項の場合を除く)。
2項	地域経済統合機関(注:欧州共同体(European Community)等)は、その構成国の数と同数の投票権を行使できる(京都議定書の締約国の範囲内)。ただし、構成国が自国の投票権を行使する場合には、その地域経済統合機関が投票権を行使することはできない。その逆の場合も同様。
<b>第23条 寄託者</b> 京都議定書の寄託者は、国連事務総長とする。	

<b>第24条 署名、批准、受諾、承認、加入</b>	
1項	京都議定書は、条約の締約国(地域経済統合機関含む)による署名のために開放され、その後、批准、受諾又は承認されることが必要。国連本部(ニューヨーク)では、1998年3月16日～1999年3月15日まで、署名のために開放する。署名期間の後、加入のために開放する。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
2項	地域経済統合機関(注: 欧州共同体(European Community)等)で、その構成国全てが京都議定書締約国でない場合は、その機関が京都議定書の義務を負う。地域経済統合機関で、その構成国に1ヶ国以上の京都議定書締約国がある場合、当該機関とその構成国との間で、京都議定書の義務履行について責任分担を行う。この場合、当該機関とその構成国は、京都議定書に基づく権利を同時に行使することはできない。
3項	地域経済統合機関は、京都議定書が規定する事項に関するその機関の権限の範囲を、批准書、受諾書、承認書又は加入書に宣言する。当該機関は、その権限の範囲についての実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者はこれを締約国に通報する。
<b>第25条 発効</b>	
1項	<b>【発効要件】</b> 京都議定書は、以下の条約締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の90日後に発効する。 55ヶ国以上の条約締約国 かつ、1990年の附属書I国の二酸化炭素総排出量のうち55%以上を占める附属書I国
2項	「1990年の附属書I国の二酸化炭素総排出量」とは、京都議定書の採択日以前に、附属書I国が条約第12条に基づいて提出した第1回目の国別報告書(注: 排出・吸収目録や政策・措置等)に記載された量をいう。
3項	京都議定書が本条1項の要件を満たした後に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した国又は地域経済統合機関については、寄託の日の90日後に効力を生ずる。
4項	地域経済統合機関による寄託は、本条の適用においては、当該機関の構成国によって寄託された数に加えることはできない。
<b>第26条 留保</b> 京都議定書には、いかなる留保も付けることはできない。	
<b>第27条 脱退</b>	
1項	締約国は、京都議定書が自国に対して効力を生じた日より3年後から、寄託者に対し書面による脱退通告を行うことにより、京都議定書から脱退できる。
2項	1項の脱退は、寄託者が脱退通告を受理した日から1年後、又はそれより遅い日であって脱退通告で指定されている日に効力を生ずる。
3項	条約から脱退した締約国は、京都議定書からも脱退したとみなす。
<b>第28条 正文</b> アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語を正文とする京都議定書原本は、国連事務総長に寄託する。 1997年12月11日に京都で作成した。 以上の証拠として、下名は、正当な委任を受けて、それぞれ明記する日に本議定書に署名した。	



附属書A	
<b>温室効果ガス</b>	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) メタン (CH <sub>4</sub> ) 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) ハイドロフルオロカーボン (HFCs) パーフルオロカーボン (PFCs) 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	
<b>部門及び排出源の区分</b>	
エネルギー	燃料の燃焼 エネルギー産業 製造業及び建設業 運輸 その他の部門 その他
燃料からの漏出	固体燃料 石油及び天然ガス その他
産業の工程	鉱物製品 化学産業 金属の生産 その他の生産 ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふっ化硫黄の生産 ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふっ化硫黄の消費 その他
溶剤及びその他の製品の利用	
農業	消化管内発酵 家畜排せつ物の管理 稲作 農用地の土壌 サバンナを計画的に焼くこと。 野外で農作物の残留物を焼くこと。 その他
廃棄物	固形廃棄物の陸上における処分 廃水の処理 廃棄物の焼却 その他

附属書B			
締約国	数値目標	締約国	数値目標
オーストラリア	108	ラトヴィア*	92
オーストリア	92	リヒテンシュタイン	92
ベルギー	92	リトアニア*	92
ブルガリア*	92	ルクセンブルグ	92
カナダ	94	モナコ	92
クロアチア*	95	オランダ	92
チェコ共和国*	92	ニュージーランド	100
デンマーク	92	ノルウェー	101
エストニア*	92	ポーランド*	94
欧州共同体	92	ポルトガル	92
フィンランド	92	ルーマニア*	92
フランス	92	ロシア連邦*	100
ドイツ	92	スロヴァキア*	92
ギリシャ	92	スロヴェニア*	92
ハンガリー*	94	スペイン	92
アイスランド	110	スウェーデン	92
アイルランド	92	スイス	92
イタリア	92	ウクライナ	100
日本	94	イギリス	92
*は市場経済移行国		アメリカ合衆国	93
(数値目標は、基準年に対するパーセンテージ)			

## 第10版(2009年2月)からの主な変更点

頁	章	変更点
3	1-3. 附属書 I 国リスト	クロアチアの年平均割当量の数字を訂正
		京都メカニズム参加資格の取得状況を更新
8	3. CDMの手続きの流れ	手順(5)プロジェクトの登録の説明内容を更新
9		手順(6)モニタリングの説明内容を更新
10	4-1. CMP	左上のCMPに関する説明内容を更新
11	4-3. CDM理事会	左上のCDM理事会に関する説明内容を更新
12		新たなページとして追加
14	4-5. DOE	左下にOEの認定基準に関する説明を追加
19	5. CDMプロジェクトの条件	左下の「参考:炭素隔離・貯留」の説明内容を更新
26-27	7-4. 追加性の実証・評価ツール	前バージョンにおける「参考資料」から移動
38	12-1. 登録の手順	UNFCCC事務局が担当する手順(4)の内容を更新
42	13-2. 登録済みPDDの記載内容からの変更	新たなページとして追加
43	14-1. CERの検証・認証・発行の手順	UNFCCC事務局が担当する手順(7)の内容を更新、及び補助説明の位置を変更
49	17. クレジット期間の更新	新たなページとして追加
53	18-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング	右上のデバンドリングに関する説明内容を更新
59	20. プログラムCDM	下にCPAの開始日に関する説明内容を追加(モニタリングに関する説明を削除) 下のPOAの登録料の説明内容を修正
66	21-5. 有効性決定の手順	左下に「参考:有効性決定・検証マニュアル」を追加
67	21-6. 排出削減量(又は吸収増大量)の検証の手順	左下に「参考:検証(Verification)におけるJISCへの追加説明の要請」及び「参考:検証(Verification)手続からの撤退手続」を追加
83	26-1. 日本の国内制度の進捗状況	「国別登録簿」の説明で、日本の京都ユニットの移転状況についての説明を追加
85	26-2. 日本の国別登録簿	「振替」について国の管理口座への算定割当量の振替の申請を行う場合の記述を追加
89	26-4. クレジットの会計・税務処理	会計処理に関する取扱いの改正に伴い内容を更新
90		新たなページとして追加
91-101	参考資料 京都議定書の要約	新たな参考資料として追加

## 用語集

略語	英語正式名称	日本語訳
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位(割当量の一部)
ACM	Approved Consolidated Methodology	承認済み統合方法論
AE	Applicant Entity	申請組織
AIE	Accredited Independent Entity	認定独立組織
AM	Approved Methodology	承認済み方法論
AMS	Approved small-scales methodologies	承認済み小規模CDM方法論
A/R CDM	Afforestation and Reforestation Project Activities under the Clean Development Mechanism	新規植林・再植林CDM
AR	Afforestation and Reforestation	新規植林・再植林
CCS	Carbon dioxide Capture and Storage	炭素隔離・貯留
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム
CDM-AP	CDM Accreditation Panel	CDM(運営組織)認定パネル
CEF	Carbon Emission Factor	炭素排出係数
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量(CDMのクレジット)
COP コップ	Conference of the Parties (to the UNFCCC)	気候変動枠組条約締約国会議
CMP(COP/MOP)	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書締約国会合
CPA	CDM programme activity	CDMプログラム活動
CPR	Commitment Period Reserve	約束期間リザーブ
DFP	Designated Focal Point	指定担当機関
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	the CDM Executive Board	CDM理事会
EIT	Economies in Transition	市場経済移行国
ERT	Expert Review Team	専門家審査チーム
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減単位(JIのクレジット)
GHG	Greenhouse Gas	温室効果ガス
GIS	Green Investment Scheme	グリーン投資スキーム
GWP	Global Warming Potential	地球温暖化係数
HFCs	Hydrofluorocarbons	ハイドロフルオロカーボン
IE	Independent Entity	独立組織

略語	英語正式名称	日本語訳
IET	International Emissions Trading	国際排出量取引
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change	気候変動に関する政府間パネル
ITL	International Transaction Log	国際取引ログ
JI	Joint Implementation	共同実施
JISC ジスク	Joint Implementation Supervisory Committee	JI監督委員会(=6条監督委員会)
JI-AP	Joint Implementation Accreditation Panel	JI(独立組織)認定パネル
LULUCF ルルシーエフ	Land Use, Land-Use Change and Forestry	土地利用・土地利用変化・林業(又は吸収源活動)
MoC	Modalities of Communication	(プロジェクト参加者とCDM理事会との)連絡方法
MP	Methodologies Panel	ベースライン・モニタリング方法論パネル
NM	New Methodology	新方法論
OE	Operational Entity	運営組織
PDD	Project Design Document	プロジェクト設計書
PFCs	Perfluorocarbons	パーフルオロカーボン
PoA	Programme of Activities	プログラム活動
PP	Project Participant	プロジェクト参加者
RMU	Removal Unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)
SAR サー	(the IPCC) Second Assessment Report	IPCC第二次評価報告書
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関
SBSTA サブスタ	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関
SF <sub>6</sub>	Sulfur Hexafluoride	六フッ化硫黄
SOP ソップ	Share of Proceeds	収益の一部(徴収分)
SSC	Small Scale CDM	小規模CDM
SSC-WG	Working group for small-scale CDM project activities	小規模CDMワーキング・グループ
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
VVM	Validation and Verification Manual	有効化審査・認証マニュアル

図解・京都メカニズムは、京都メカニズムに関する国際ルールや国内ルールについて、わかりやすく解説することを目的としています。全ての国際・国内ルールについて記述している訳ではなく、その後のルール改定によって、変更されている可能性もあります。

また本資料の内容は編者の見解であり、IGESとしての見解を述べたものではありません。

掲載した情報に間違いがないよう最大の努力をしていますが、編者及びIGESは、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。本資料中の間違い等やご意見については、[cdm-info@iges.or.jp](mailto:cdm-info@iges.or.jp)までご連絡下さい。

また本資料は<<http://www.iges.or.jp/jp/cdm/report.html>>よりダウンロード可能です。

転載・引用する場合、出所を明記して下さい。明記せずに転載・引用することは固くお断り致します。

作成協力：梅津桃代